

第2編 風水害等その他の災害対策編

第1章 災害予防

- 第1節 災害予防の基本方針等
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 災害に強い人づくり
- 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1節 災害予防の基本方針等

第1 災害予防の基本的な考え方

第2 災害予防の体系

第1 災害予防の基本的な考え方

風水害等から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分する。

このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制するとともに、発生した場合においても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（治山、砂防、河川水防、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物及び公共施設等の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようになるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災士
- (3) 防災訓練
- (4) 防災教育
- (5) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (6) 要配慮者の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (7) 帰宅困難者の安全確保
- (8) 地域ごとの避難計画の策定
- (9) 市民運動の展開

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

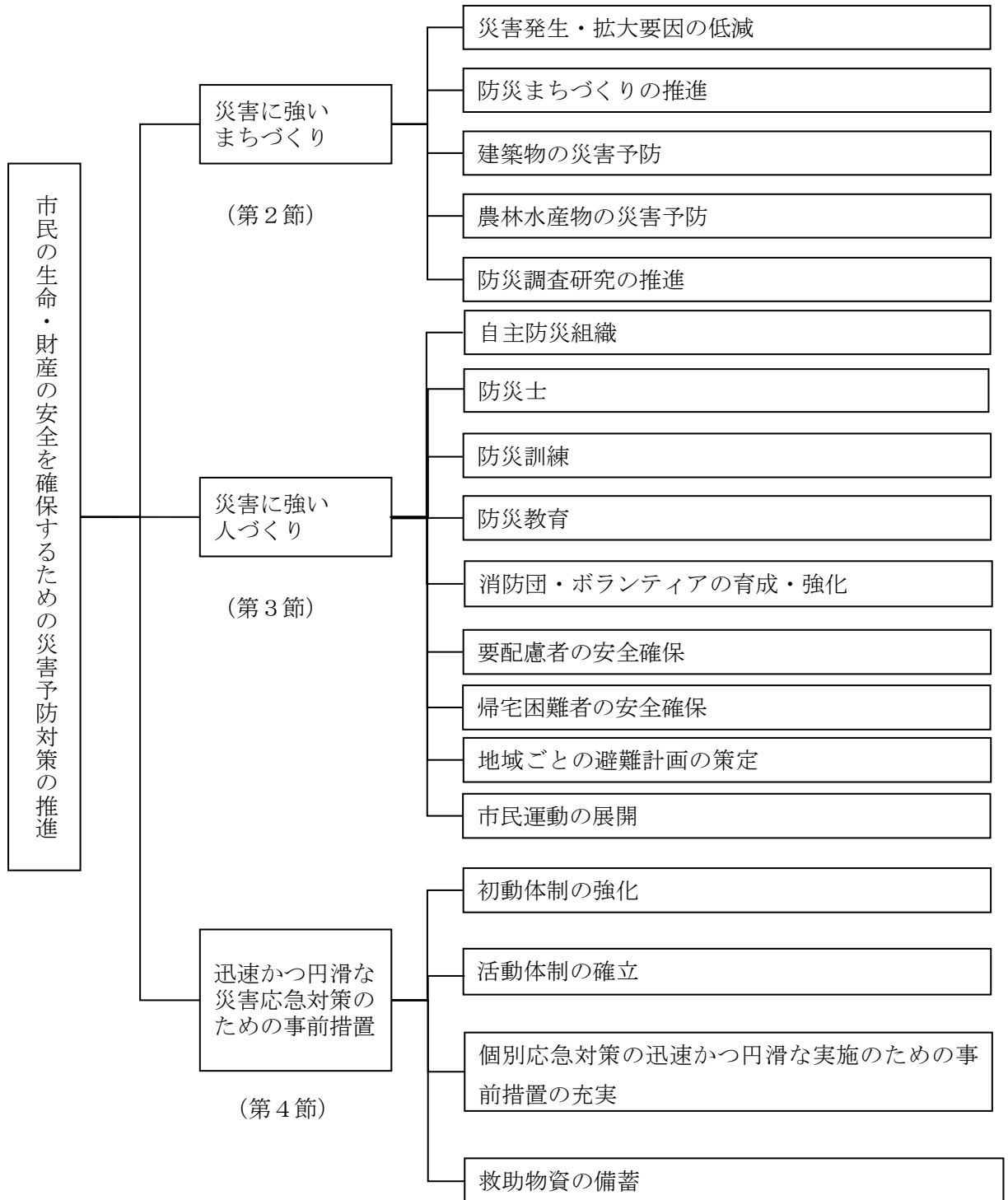
迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部等設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最

小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置)
 (4) 救助物資の備蓄

第2 災害予防の体系

第2節から第4節に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2節 災害に強いまちづくり

- 第1 被害の未然防止事業
- 第2 災害危険区域の対策
- 第3 防災施設の整備、災害予防管理
- 第4 都市・地域の防災環境整備
- 第5 建築物の災害予防
- 第6 農林水産物の災害予防
- 第7 ライフラインの災害予防
- 第8 特殊災害の予防
- 第9 防災調査研究の推進

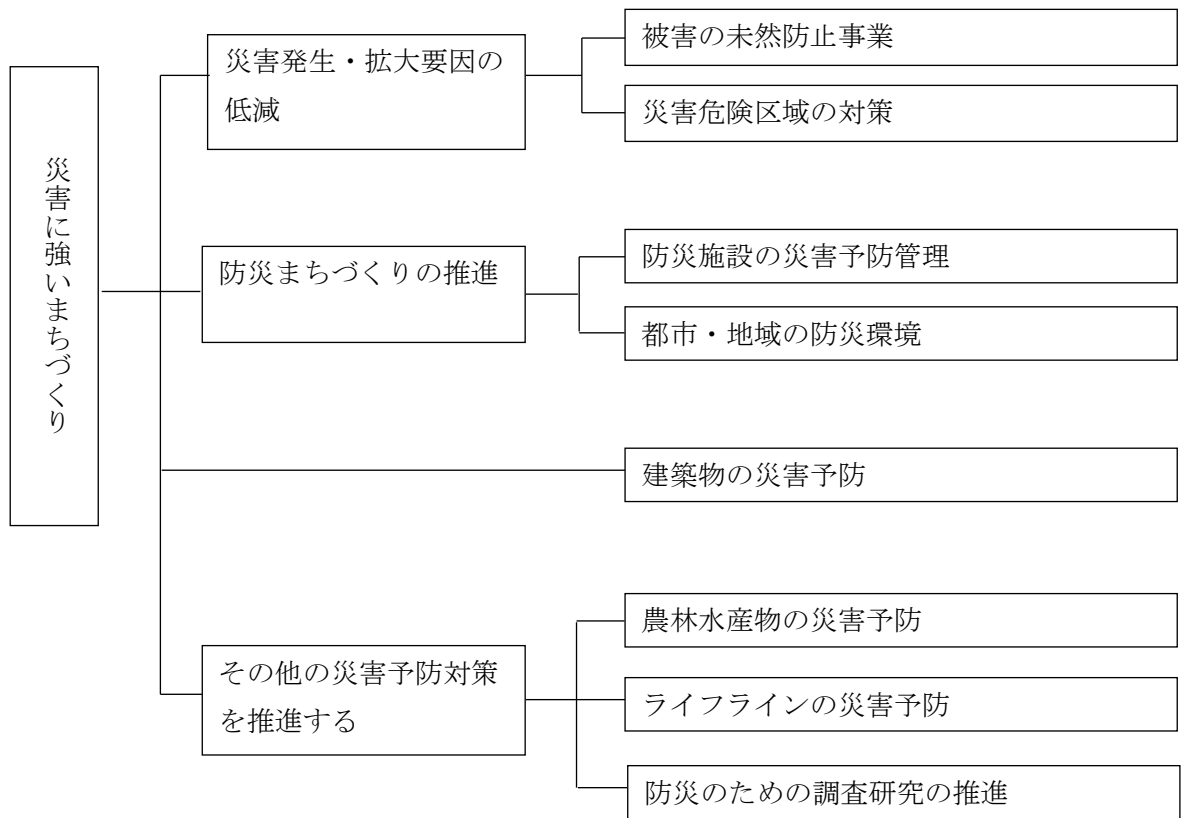
【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

総合的な治山・治水対策をはじめ、河川、砂防施設及び公共下水道施設等の整備を進めるとともに、都市・建築物対策を推進し、風水害・その他の災害に対する事前の計画的な予防措置を進めるものとする。

大規模な災害が発生した場合、複雑多様な被害を生じることが予想されるが、このような被害の拡大を事前に防止するため、市、県、防災関係機関はそれぞれの計画に基づき、予防対策を積極的に推進する。

市の計画の作成に際しては、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。

これらの計画の体系図を以下に図示する。



第 1 被害の未然防止事業

防災施設の新設及び改良事業を推進する。

1 治山事業

本市の森林面積は、約 38,000ha で市域の約 77%を占め、うち約 33,000ha が私有林である。保安林は約 9,200ha で森林面積の約 24%である。

森林における崩壊土砂流出危険区域等の詳細については、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりであり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業が実施されている。

本市は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等、山地に起因する災害が多発している。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力のある森林の造成を図ることを基本に、災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に積極的に促進する。

山地災害の多発に対処するため、森林計画を作成し、計画的伐採及び植林をする等荒廃危険地の山地保全・復旧を推進し、災害の未然防止を図る。

- (1) 山地治山
- (2) 水土保持治山
- (3) 水源地域整備
- (4) 防災林造成
- (5) 保安林整備

2 土砂災害防止対策

本市は、地形・地質条件等から、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

土砂災害危険箇所等の詳細については、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害が懸念される。

また、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、県と連携し、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

- (1) 避難地、避難路、市域内主要地点間、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を推進する。
- (2) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域については、山腹、砂防えん堤、法枠や擁壁等の土砂災害防止用土木建築物の対策工事を推進する。
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所については、その事業の推進状況を勘案し、特に危険斜面については擁壁等による対策工事を推進する。
- (4) 砂防事業にかかる土石流危険溪流、地すべり危険箇所等については、危険性の程度に応じて事業を計画的に推進することにより、災害に備える。
- (5) 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから計画的に推進する。
- (6) 危険箇所の公表・周知を徹底するとともに、点検・補強事業等を行う。
- (7) 盛土による土砂災害防止対策として、関係する各部署と連携し、危険箇所の把握等に努

める。

3 河川災害防止対策

本市の面積の約70%が山地であり、大半が1級河川山国川の流域である。支川はごく短距離で本流に合流しているものが多い。このため支流河川・溪流は急流で、山地部と平坦部との境付近において勾配が急に緩やかになり、山地の急流部より流出された土砂礫を堆積し、河床の上昇を招いている。

犬丸川、自見川、蛸瀬川などの下流部では、堤防が低く溢水のおそれがある。

堤防護岸は、出水期に備えて見回りを厳重に行っているが、当市は、平坦部が比較的多く低湿地帯の浸水危険箇所があるために河川・水路等の危険箇所については、改修を計画的に実施する。また、災害時に備え各水防倉庫に土のう袋、スコップ、杭、かけや等の資材を備蓄する。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

4 海岸保全対策

本市の海岸線の護岸工事は、キジヤ台風（昭和25年）やルース台風（昭和26年）による大災害を契機に、高潮対策事業による海岸整備が行われ、ほぼ完成しているが、建設後相当年数が経ち老朽化している箇所がある。また、大新田海岸の一部が未堤防であるために、高潮、津波の際には、多大な被害が予想されるので、護岸工事の促進をはかるものとする。また、樋門等の管理、補修を定期的に行い、災害に備え土のう等の防災資器材を常に備えておくものとする。

5 港湾・漁港の整備

中津港は県北の物流拠点として重要港湾に指定され九州整備局により整備が行われている。

漁港は小祝が第2種漁港、今津が第1種漁港となっており、順次整備を進めていく必要がある。

高潮、波浪に備え、港湾の改修をその管理区分により国・県又は市がそれぞれ行うものとする。

6 道路及び橋りょうの整備、維持管理

道路は市民生活と産業の基盤施設として、国土の均衡ある発展を図るうえでも最も重要な社会資本であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を果たすものである。したがって、骨格となる幹線道路網の整備促進を図るほか、災害時において、安全性・信頼性の高い道路、ネットワークを確保するため、点検等に基づき落石防護工事等の法面对策及び迂回路やバイパスの整備を計画的かつ総合的に実施する。

道路管理者は、所管の道路、橋りょうの新設・改良及び維持補修を行うものとする。

なお、早急な修理が不可能な危険箇所については、立札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

(1) 道路の側溝整備、清掃

(2) 看板、広告物等を用いた交通に支障のある物件の撤去等の指導を行う。

7 農地防災対策

洪水、高潮、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、ため池、堤防、

排水路等の施設を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

- (1) ため池整備事業
- (2) 湛水防除事業
- (3) 急傾斜農地保全事業

第2 災害危険区域の対策

各種法令に基づく災害危険区域の対策を実施する。

1 災害危険区域の調査

市及び県、防災関係機関は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべりその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

(1) 砂防指定地

砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地。別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

(2) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域

警戒区域：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第6条第1項に基づき指定された区域

特別警戒区域：土砂災害防止法第8条第1項に基づき指定された区域

別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく指定区域。

別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

(4) 災害危険区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域等とする。

(5) 地すべり防止区域

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく指定区域。

地すべり危険箇所は、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

(6) 水防上重点をおくべき区域

「水防計画」に定める重要水防区域。

別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

(7) 洪水浸水想定区域

水防法第14条第1項、第2項の規定により指定された区域

(8) 高潮浸水想定区域

水防法第14条の3の規定により指定された区域

(9) 宅地造成工事規制区域

宅地造成等規制法に基づく指定区域。

(10) 災害危険性が高い盛土

市は、県と連携し、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに各法令に基づく是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を要請するものとする。

(1 1) その他災害危険予想箇所

土石流危険渓流等その他の災害危険箇所は、別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

2 災害危険区域の対策

(1) 災害危険区域の指定及び周知公表

市及び県は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、津波、洪水、土砂災害の発生するおそれのある区域の周知を、随時行っていく。

(2) 事業の進捗の定期的点検

市及び県は、各災害危険区域等ごとの砂防工事等の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

(3) 土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置

市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された場合は、土砂災害防止法第8条に基づき、下記の内容を定める。

・土砂災害に関する情報の伝達及び警報の伝達

土砂災害に関する情報を収集し、緊急地震速報メール(エリアメール等)、なかつメール、サイレンや広報車等により迅速かつ正確な情報を広く市民や観光客に伝達する。

・避難所等の周知

防災マップや土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域の範囲や避難所、避難方向、避難経路等を周知し、土砂災害からの円滑な避難に役立てる。

・避難訓練

自主防災組織及び防災士と協力し、土砂災害に関する避難訓練を実施するよう努める。

・防災上の配慮を要する者が利用する施設

別紙資料編に掲載。

・救助活動

土砂災害が発生し、孤立集落の発生等、市民等からの救助要請があった場合は、速やかに関係機関と連携を図り、救助活動を行う。

(4) 洪水及び高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市は、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等に指定された場合は、法令に基づき下記の内容を定める。

・洪水予報等の伝達

洪水、高潮等に関する情報を収集し、緊急地震速報メール(エリアメール等)、なかつメール、サイレンや広報車等により迅速かつ正確な情報を広く市民や観光客に伝達する。

・避難所等の周知

防災マップや各種ハザードマップにより、災害が想定される範囲や避難所、避難方向、避難経路等を周知し、災害からの円滑な避難に役立てる。

・避難訓練

自主防災組織及び防災士と協力し、各種災害に関する避難訓練を実施するよう努める。

- ・防災上の配慮を要する者が利用する施設
別紙資料編に掲載

第3 防災施設の整備、災害予防管理

1 気象等観測施設・設備等

消防本部に設けられた気象情報収集装置により、雨量等の観測データの解析に努め、防災上必要な情報の収集を図るものとする。

また、大分県が設置している市域内に7箇所雨量観測所と山国川水系に設けられた水位観測所及び別府港に設けられた潮位観測所の情報を必要に応じて大分県土木建築部から収集するものとする。

2 水防施設・設備等

(1) 水防倉庫

主要河川の沿岸、その他重要水防区域、注意箇所等の適地に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な杭、土のう袋、スコップ、かけや等の水防資機材を備蓄するとともに、毎年資機材の整備・点検を実施するものとする。

(2) 農道施設の維持管理

路面の陥没、路肩の崩壊の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

(3) 溜池の維持補修

災害に備え、農地、農業用施設を防護するために、老朽なため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。

また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで溜池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

(4) 水路の維持補修

水路は清掃を十分行い溢水に注意し、危険箇所は補修を行う。また、災害に備え土のう等を常に備えておく。

3 消防施設・設備等

「中津市消防計画」による。

4 下水道施設・設備等

下水道は、水害防除を目的とした施設でもあり、管路、ポンプ場の整備充実や貯留池などの雨水流出抑制策の採用に努める一方で、施設整備等の機能を十二分に発揮するため、水防情報システム等を活用してポンプ起動の早期準備などに努める。

また、停電によるポンプ等の停止を避けるため、各ポンプ場に自家発電の予備動力装置を設置する。

なお、集水機能を確保するため、管路施設の改良並びに増強等を図るほか、雨水枡や排水管等の清掃を定期的に行うとともに、排水を円滑に実施できるよう、常に排水ポンプをはじめ機械設備の点検整備を実施するものとする。

第4 都市・地域の防災環境整備

安全な都市・地域環境の実現と市街地における建造物等を風水害から防護するための必要な対策または事業は以下のとおりとする。

また、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置づけた立地適正化計画に基づく都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。

1 防災都市計画の基本的考え方

都市が膨張し、都市活動が活発化、複雑化するにつれて、災害による被害もまた大規模化するのが常である。したがって、都市構築に当たっては、自然条件を十分加味した土地利用計画に則して都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。街路、公園緑地の整備、上・下水道の整備等の都市計画事業において土地や水の性状を十分考慮するなど、防災面に重点をおき、風水害や火災、地震等あらゆる災害に対応できるよう計画するものとする。

2 防災土地利用の推進

(1) 土地利用規制

土地利用に関する行政上の指針である「国土利用計画」や、「中津市総合計画」に沿い、都市計画用途地域等を指定し、望ましい土地利用の誘導を図っている。用途地域は、住居系地域、商業系地域及び工業系地域を指定している。また、準防火地域を指定している。建築活動にあたっては、建築物の用途、建ぺい率、容積率等の制限により、住宅と危険性の高い又は環境を悪化させるおそれのある工場等の混在をできる限り排除する一方、住工混在地区については、公害防止等に配慮した適正な土地利用の誘導に努める。

(2) 開発行為の規制

開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に、規制誘導することを目的とし、段階的かつ計画的な市街地整備を図るとともに、都市の将来における合理的な土地利用を担保するものである。

開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、道路、公園、防火水槽等の設置を義務付けるなど、的確な指示・指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付すなど、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。

(3) 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業等を推進することにより、防災施設としての機能をあわせもつ道路、公園や排水施設等を整備し、災害に備えた健全な市街地の形成を図るものとする。

3 都市の防災構造化に関する事業の推進

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業等により、次の事項を推進する。

(1) 道路、橋梁の整備

災害時における道路の使命は非常に大きく、被災による交通の途絶は救助や復旧作業に致命的な打撃となる。また、災害時における避難路、避難場所、防火帯あるいは消火、救護活動の動脈として道路は重要な防災施設である。道路交通の多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高いネットワークを確保する。

橋梁については、道路の整備にあわせて新設、改築等の整備を図るほか、関連する事業、老朽度などに応じて、その整備を進めるものとする。

(2) 公園、緑地の整備

公園、緑地及び広場なども道路とともに、重要な防災設備である。災害時の重要な避難場所あるいは火災発生時には、延焼及び飛火を防止する防火帯であり、また、応急救助活動、物資集積等の基地としての活用も行うことができる。したがって、都市防災上の観点についても十分考慮された公園、緑地の整備を推進する。

(3) 防災拠点の確保・整備

医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園広場等の都市基盤施設を、市街地再開発事業等により確保・整備する。

(4) 防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山間部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、緑地保全地区の指定等により、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

(5) 都市浸水対策の施設整備

市街地内の浸水被害を軽減するため、公共下水道（雨水管渠）、その他雨水排水路の整備を進めるとともに、調整池の設置等を推進する。

4 所有者不明土地法に基づく措置の活用

市は、県と連携し、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5 建築物の災害予防

1 建築物に対する規制と指導

建築物に対しては、建築基準法をはじめとする関係法令によって、避難及び構造の堅牢化等に関する各種の規制が定められている。（火災対策に関わる建築物の不燃化については、本編第4章に示す。）

関係法令に基づく適正な審査、指導により、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力の上、建築物における災害の未然防止及び抑止を図るものとする。

(1) 建築物の確認措置による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築基準法第6条から第8条、第10条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、積極的に指導するものとする。

2 公的建築物

(1) 庁舎、学校、病院

市の施設をはじめ、医療、学校、公民館等の不特定多数の者が利用する公的建築物については、風水害その他災害時における防災、避難・救護救難拠点としての役割を果たすことにかんがみた整備をする。

特に、浸水により電気設備、情報通信設備等の被害が起きると、防災拠点としての機能を

損なうこととなるため、地階、1階にこれらの設備を置いている場合は、早急に対策を講じるものとし、非常用発電設備整備の推進を行う。

(2) 市営住宅の整備

市営住宅については、老朽化している木造住宅や簡易耐火建築物として建設した古い住宅について、耐火性能の向上や老朽度に応じて、風水害対策及び質的向上を図る。

なお、敷地内への緑地・広場等オープンスペース、調整池、住環境の整備を図るとともに、災害に強いまちづくりに寄与するものとする。

3 有形文化財の災害予防対策

建造物等の指定文化財について、躯体構造、瓦屋根の補強など風害対策等を促進する。

第6 農林水産物の災害予防

1 農産物の災害予防対策

(1) 農産物の災害予防対策

農作物は、気象現象の影響を受けやすいため、被害の生じるおそれのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態に備え、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全・その他の営農指導に努める。

そのため、農作物や災害の種類に応じたそれぞれの分野において、災害や病虫害に強い品種選定や作物開発等、技術開発や農地保全に関する対策の導入に努める。

ア 水稻

- (a) 常習災害地帯においては、災害の種類に応じた抵抗性品種の採用と適期移植により、災害の軽減を図る。
- (b) 災害に対し抵抗性の強い苗を育成する。
- (c) 応急対策用苗を共同育成施設の利用により、確保する。
- (d) 風水害に伴い発生する白葉枯病等の病害予防措置を講ずる。
- (e) 気象情報の即応した予防措置を講ずる。

イ 果樹

- (a) 風害に対しては、防風ネット、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともにその補修補強を図る。
- (b) 水害に対しては、排水溝等を整備し、また、草生、敷わら、敷草等により、土壌の流亡を防止し、園地の損壊を予防する。

ウ 野菜

- (a) 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。
- (b) 台風に対する苗木等の防風垣、防風林の整備補強を図る。
- (c) 倒伏防止のための支柱を補強する。

エ 花き

- (a) 風害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- (b) 倒伏防止のための支柱を補強する。
- (c) 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- (d) 水害に対しては、排水溝等の整備、敷わら、敷草等を実施する。

(2) 防災営農

本市の平野部は、海岸線に近く、大雨、台風、高潮等の際には、被害をうけやすいために、

農産物の予防対策として、防風林等の設置や排水施設並びに農道の整備促進を計画的に実施するとともに、農家に対して防災営農指導を実施するものとする。

また、災害時に備え、土のう等の防災資材を常に備えておく。

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計画に基づいて実施するものとする。

ア 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止とともに、農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

イ 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

ウ 農業用河川工作物応急対策事業

洪水等による災害発生を未然に防止するため治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

2 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の補強整備、施設場所の選定、放牧場の整備等を指導推進する。

3 林産物の災害予防対策

(1) 造林木対策

ア [風害]

日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。

(2) 林産物の災害予防対策

ア たけのこ専用林対策

[風害]

林縁に防風帯を設ける。

[水害]

土壌流出を防ぐため、竹幹等を用いて土留を行う。

4 水産物の災害予防対策

本市は、周防灘に面し比較的に単調な海岸で遠浅をなしているために、のり養殖や魚貝類等を主な水産物としているが、台風、高潮、津波の際又は、水温、比重の急激な変化により、水産物が多大な被害をこうむる恐れがある。したがって、気象の変化を適確に把握し適切な処置をとるとともに、水産物の防災指導を行うものとする。

特に、水産施設の維持管理については、常時監視を行うとともに、危険予想箇所は、補強等の措置を行うことにより、災害時の被害を極力防止するものとする。更に、漁船、漁具等の安全地帯へ避難及び移動についても平常時から検討し適切な処置ができるように指導を行うものとする。また、災害時に備え土のう等の防災資材を常に備えておく。

第7 ライフラインの災害予防

上・下水道、交通、電気、ガス、通信等のライフラインと呼ばれる施設は、都市生活の基幹をなすものである。これらの施設が風水害等により被害を受けた場合、都市機能が麻痺することにな

り、その影響は極めて大きい。

このため、これら各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずるものとする。

1 水道施設等

水は、市民の日常生活にとって不可欠なものである。このため、水道施設は、風水害等による被害が生じないよう対策を講じているが、今後も施設の整備を進めることにより、災害に強い水道づくりをめざすものとする。そのため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、災害時においても浄水場間の水運用や各種情報の収集が確実かつ迅速に行われるようにする。また、浸水等の被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水拠点及び応急給水資機材の整備を図る。

(1) 施設の整備

ア 老朽化施設の整備・改良として、管路の布設替え並びに浄水場等の各水道施設の整備を進めている。

イ 浸水対策として、次の整備を行っている。

浄水場等の建物は、台風等に対して十分な強度と防水性を持たせ、配水池等の各施設は、浸水対策を講じている。

さらに、自家発電機(非常用)の整備を計画している。

また、電動弁等の駆動装置及び発信機は、高置式又は防水式にして、電気設備の故障発生防止を図っている。

ウ 停電対策として、次の整備を行っている。

(a) 浄水場に自家発電設備の整備を計画している。

(b) 短時間の停電対策として、配水池に必要量を貯水している。

(2) 応急給水施設の整備

ア 応急給水拠点の整備

浄水場に常設の応急給水装置から給水タンク等による応急給水体制の整備を計画している。

イ 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備

(a) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の整備に努めている。

(b) 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する倉庫及び資材置場の整備を計画している。

2 下水道施設等

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するための不可欠な施設である。このため、風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるようポンプ場及び管路施設について施設の増強・改善、幹線管渠の相互連絡などの整備に努めるものとする。

(1) 処理場の整備

ア 下水処理場の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とし、災害時においても処理機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

イ 停電、断水対策として自家発電設備の整備等の確保に努める。

(2) ポンプ場の整備

ア ポンプ場の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とし、災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

イ 自動制御等運転上の枢要部分である監視装置は、災害対策上の点検を厳密に行うとともに

に、非常時には、手動運転が可能となるよう日常の訓練に努める。

ウ 停電、断水対策として自家発電設備の整備及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(3) 管路施設の整備

ア 側溝、街渠等末端の集水機構を始め、面的に広がる管路施設は、風水害等により閉塞、陥没等の被害が生じやすい。このため、災害時においても排水機能が保持されるよう、日常の点検などによる早期発見と、施設の清掃、しゅんせつ、補修及び改良等に努める。

イ 幹線管渠の整備にあたっては、災害に備え、幹線相互の連絡などに努める。

(4) 応急復旧用資機材の整備

応急復旧に必要な資機材の整備に努める。

3 電力施設

(九州電力株式会社)

電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、自然の中に置かれている電力設備は、自然災害の影響を大変受けやすく、そのような自然環境の中で電力供給の安全確保を図るため、諸施設に対し災害の未然防止に努めるものとする。

対策を講じている設備別対策は、以下のとおりである。

(1) 変電所

ア 雷害対策

避雷器及び架空地線などによって、雷から設備被害を防止するよう努めている。

イ 台風・集中豪雨対策

変電所の機器類は、風雨による被害発生のおそれはないと判断されるが、台風時には海岸に近い変電所などでは塩害による絶縁低下のおそれがあり、この防止策として、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の洗浄などに努めている。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器及び建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設け浸水を防止する対策に努めている。

(2) 送電線

ア 雷害対策

架空送電線は、電線への直撃雷を防止するため架空地線を設けており、電線に雷電流が侵入した場合は、耐雷装置によって雷電流を安全に放電させるよう努めている。

さらに、送電線の両端にある変電所などでは、雷撃を受けた送電線を瞬時に切り放し、放電が止んだ後、再び送電する装置が設けられており、設備被害の防止と停電時間の短縮に努めている。

イ 台風・集中豪雨対策

送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされているので、強風による支持物の倒壊や電線の断線はほとんどないが、飛来物による被害が考えられることから看板、トタン屋根、ビニールハウス等の補強について施設者に依頼をする。

また、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定に当たっては土砂の流失、崩壊を起こしそうな箇所を避けて、迂回するよう慎重な配慮をする。

さらに、土砂の流失・崩壊により支持物が損壊するおそれがある箇所では、擁壁の設置や排水を良くするためのU字溝の設置、敷地への芝張りなどに努めている。

ウ 塩害対策

送電線の碍子に塩分が付置すると、絶縁度が低下し故障の原因となることから、碍子の洗浄や碍子の数を増やすなどの対策に努めている。

(3) 配電線

ア 雷害対策

配電線路の形態は複雑で面的な広がりをもち、設備機器数も多く、屋外高所に設置されているため耐雷的には過酷な条件下に置かれ直撃雷のみならず線路に発生する誘導雷やそのほかの雷過電圧も事故原因となることがある。このため、避雷器・架空地線取付けなどによる雷害事故対策に努めている。

イ 強風対策

台風及び季節風等の繰返しの強風により発生する支持物の折損・倒壊・傾斜、電線のバインド切れ、機器のリード線等の断線、腕金ボルトの折損、引込支持点の脱落等の防止を主体に設備の強化に努めている。

ウ 雪害対策

雪害事故によるお客さま停電範囲及び事故復旧時間の短縮をはかるため、高圧配電線幹線ルート of 設備強化を重点的に実施している。なお、分岐線でも長時間停電による影響の大きい施設がある場合及び積雪による巡視・復旧等に特に長時間を要する場所は、逐次設備強化に努めている。

エ 塩害対策

塩害は配電線工作物の金属部分が腐蝕したり、碍子の表面に塩の皮膜ができ、それを伝う漏電により、碍子が割れたりしていろいろな障害をおよぼす。このため、耐塩用碍子や耐塩用機器の使用、碍子の洗浄などの防止対策に努めている。

4 ガス施設

(株式会社エコア)

市民生活に欠くことのできない都市ガスの供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

(1) 災害予防措置

ア 風水害対策

(a) ガス製造設備

- ① 浸水のおそれがある設備には、防水壁及び排水ポンプ等の設置及び機器類、物品類の流失防止措置等を実施する。
- ② 弱体箇所の補強を行うとともに、機器類及びコンベア等の逸走、反転並びに飛散等のおそれがあるものには、緊縛又は固定を行うほか、不必要なものを除去する。
- ③ 風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

(b) ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある箇所を巡回点検する。

イ 火災・爆発対策

(a) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号等）に基づき所要の対策を講ずるとともに、防・消火設備の整備、点検並びに火気取り締まり等の実施により火災防止を図るものとする。

(b) ガス供給設備

- ① 大規模なガス漏洩・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
- ② 供給所には防・消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(2) 防火設備の整備

ア 検知・警報設備

災害発生時等において、すみやかな状況把握を行い所要の措置を講ずるために、必要に応じて、ガス漏れ警報設備、火災報知機、圧力計、地震計等の設備を整備する。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るために、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、有水ガスホルダーへの緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防・消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防・消火設備として、必要に応じ固定及び移動の消火設備や冷却用散水設備等を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽については、必要に応じて防液堤を設置するとともに、オイルフェンスを常備する。

オ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡・通信設備を整備する。

5 通信施設 (NTT西日本・大分支店)

大規模風水害の発生に伴うNTT西日本・大分支店の応急対策は、「西日本電信電話株式会社災害対策規定」及び「西日本電信電話株式会社大分支店災害対策実施細則」に基づき、次のとおり実施するものとする。

(1) 防災体制

ア 大規模風水害が発生したときは、「災害対策実施細則」の定めるところによりNTT西日本・大分支店に「現地災害対策本部」を設置するものとする。

イ 災害対策本部設置後における、公的機関との情報連絡の窓口は、企画総務部総務担当とする。

(a) 電話番号……………097-537-6900

(b) FAX番号……………097-538-0175

(2) 復旧計画の策定

重要通信の確保及び疎通の最大限確保を図るとともに、重要回線の復旧と非常・緊急通話の確保を優先した計画を策定するものとする。

(3) 広報

ア 災害が発生した場合、次に掲げる事態については、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(a) 通信が途絶したとき

(b) 一般通話の利用制限を行ったとき

(c) 行政機関や公共機関などが、り障したとき

(d) 災害用伝言ダイヤルの提供や公衆電話の利用開放、無料化を行ったとき

(e) 特設公衆電話の設置場所を周知するとき

(f) 臨時電報サービスの開始を周知するとき

(g) 復旧見込みをお客さまに周知するとき

イ 広報については、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送、及び新聞掲載等による広範囲にわたっての広報活動のほか、広報車による巡回広報及びインターネット等により地域のお客さまに対する広報も積極的に実施する。

ウ NTT西日本・大分支店は、必要な情報を市の災害対策機関へ連絡するものとする。

(4) 電話通信の確保

大規模風水害により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合や、被災するおそれがある場合は、NTT西日本・大分支店により、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとする。

ア 通信混乱防止

大規模風水害の発生に伴い、重要通信の疎通途絶を防止するため一般からの通信を規制し、110番や119番と災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保するものとする。

イ 設備の被害状況把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材及び要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じるものとする。

ウ 通信途絶の解消と通信の確保

大規模風水害発生時における、通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じるものとする。

(a) 自動発電装置及び移動電源車等による通信用電源の確保

(b) 衛星通信及び各種無線機による伝送路及び回線の作成

(c) 電話回線網に対する交換装置及び伝送路切換装置等の実施

(d) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成

(e) 非常用移動電話装置の運用

(f) 臨時・特設公衆電話の設置

市指定一時避難所及び収容避難所等を対象とし、BOX公衆電話の設置状況・疎通状況及び避難者数等を勘案し、市災害対策本部と協議調整のうえ、車載無線及び可搬無線等により特設公衆電話を設置するものとする。

(g) 停電時における公衆電話の無料化

(5) 「災害用伝言ダイヤル」の利用

大規模風水害発生時において、NTT西日本・大分支店は、被災地の通信がふくそうし、被災地内の安否確認が困難となった状況下の場合には、「災害用伝言ダイヤル」の活用により安否確認ができるように努めるものとする。

ア 提供の開始

風水害の災害発生により、被災地へ安否確認を行う通話等が増加することにより、被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）となった場合に開始するものとする。

イ 利用方法

被災地において、本人及び家族等の安否を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ登録し、他所から被災者の家族等関係者が、その内容を聴取して安否等を確認するものとする。

ウ 提供時の通知方法

(a) テレビ及びラジオ等を通じて利用方法や伝言登録エリア等を知らせるものとする。

(b) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」の利用促進について案内を流すものとする。

(c) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備するものとする。

(d) 行政防災無線等による利用方法の通知を要請するものとする。

(6) 復旧優先電話

法に基づき定められた指定行政機関等を優先するものとする。

ア 第一順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助関係機関（県、市、病院、学校等）、警察機関、防衛機関、輸送・通信・電力の確保に直接関係のある機関とする。

イ 第二順位

ガス・水道の供給確保に直接関係のある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体等とする。

ウ 第三順位……第一順位及び第二順位に該当しない機関等とする。

6 携帯通信施設

(KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

災害等の異常時の一般通信サービスの確保を図るため。通信施設について予防措置を講じ万全を期するものとする。

7 港湾・漁港施設

(中津港、小祝漁港、今津漁港)

海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう努める。

8 道路施設

(1) 災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、災害に強い施設構造となるよう整備する。

(2) 災害予防事業の実施

ア 国・県・市町村

所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を実施する。

イ 西日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社が管理する道路については、パトロール等により、道路状況を点検・調査し、各部の損傷に備え、必要な予防措置を講ずる。

9 交通施設

(九州旅客鉄道株式会社)

高速大量輸送機関である J R 九州の各線区における風水害等による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 鉄道施設等の耐水性の向上

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

(2) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

(3) 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資材、機器の配置及び整備

第8 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、ここに定めるところによって実施する。

1 危険物災害予防対策（消防本部）

最近の産業経済の発展に伴い、危険物（消防法（昭和23年）法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量は急速に増加しているが、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少している。しかし、施設の老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

（1）製造所等の維持管理の指導

市及び県は、それぞれが規制する製造所等について、随時に立入検査を行い、製造所等における災害の防止について、次の事項の指導を行うものとする。

- ア 位置、製造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- エ 危険物取扱者の立会状況

（2）危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるとして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

（3）危険物の保安管理指導

市及び県は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ア 少量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- イ 危険物（少量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ 休業、廃止の届出の励行
- エ 製造所保安管理体制の確立
- オ 危険物取扱立会の励行
- カ 危険物保安管理体制の確立

（4）危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ア 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の定支出）
- イ 消防機関の立入検査の強化
- ウ 現地指導による整備計画の推進
- エ 改修しない事業所等に対しては、業務停止命令等の行政処分

2 火薬類の保安対策

- (1) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、もしくは製造されているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
- (2) 関係事業所で校正する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を推進する。
- (3) 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
- (4) 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

3 高圧ガス対策

- (1) 事業者による自主保安対策
 - ア 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行なうこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
 - イ 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
 - ウ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- (2) 液化石油ガス消費者保安対策

災害発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるために次のことに取り組む。

 - ア 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。
 - イ 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
 - ウ 販売事業者に対し、必要な設備の整備を促進する。
 - エ 緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。
- (3) 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

第 9 防災調査研究の推進

市が実施しておくべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、ここに定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

中津市の風水害その他の災害等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国・県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫・急傾斜地崩壊・地すべり・土石流その他の土砂災害予想危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第3節 災害に強い人づくり

- 第1 自主防災組織
- 第2 防災士
- 第3 防災訓練
- 第4 防災教育
- 第5 消防団・ボランティアの育成・強化
- 第6 要配慮者の安全確保
- 第7 帰宅困難者の安全確保
- 第8 市民運動の展開

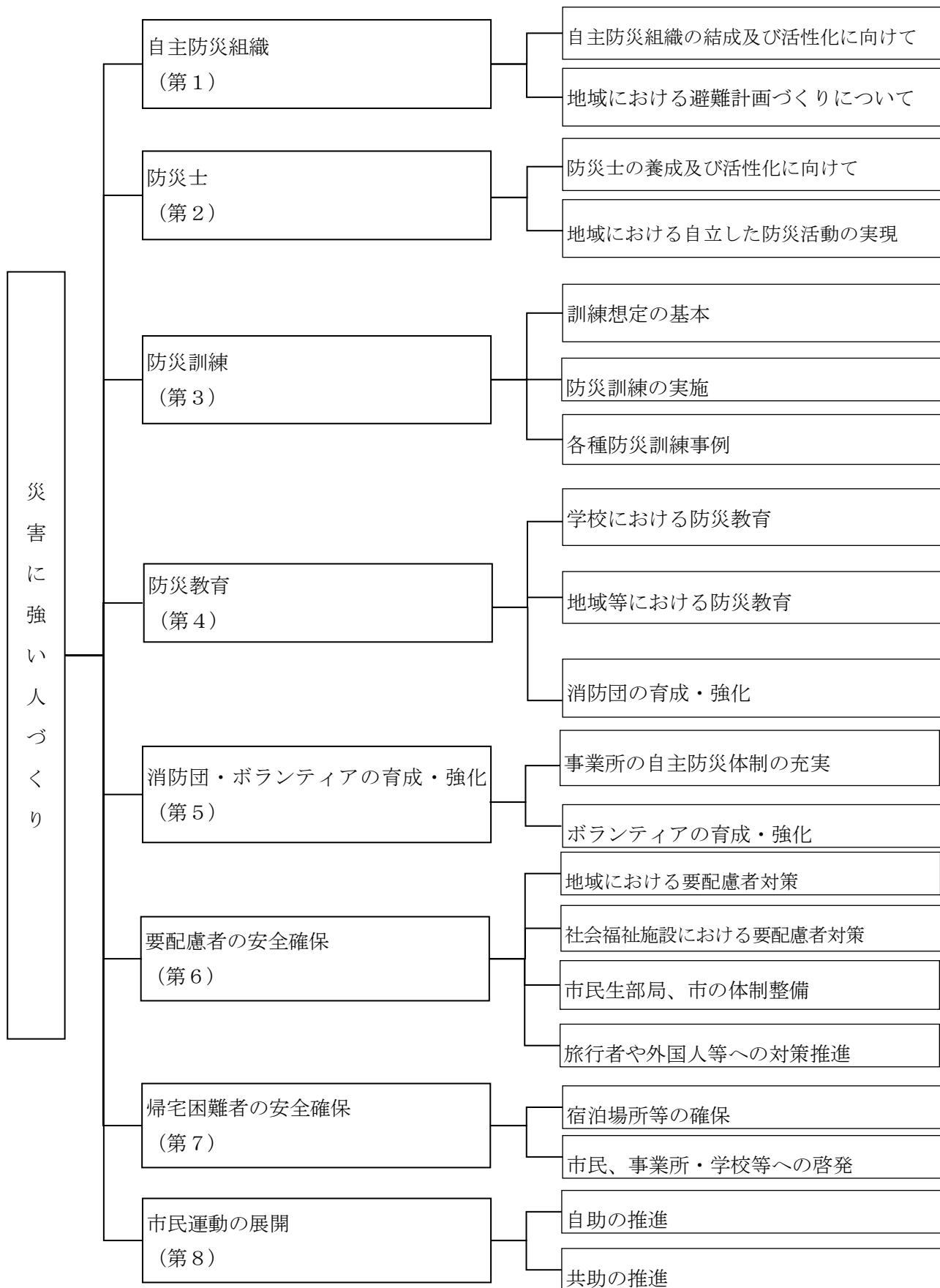
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市・消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、防災士、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織・防災士の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの体系図を以下に図示する。



第 1 自主防災組織

(防災危機管理課)

1 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

2 中津市の現状と課題

中津市における自主防災組織の数は、令和5年3月31日時点で280組織、組織率は99.74%であるが、防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和4年度実績で54.4%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

3 自主防災組織の結成及び活性化に向けて

(1) 過去の災害の教訓から

(九州北部豪雨等の被災地域の自主防災組織からの意見より)

- ・自治会三役が防災対策本部を設置し、河川等の状況を確認し、すぐに（この間10分程度）住民の避難誘導を開始したことが良かった。
- ・消防団員の班長と連絡を取り合うことで、河川の状況などの情報が共有できたため、スムーズに避難することができた。
- ・臨機応変に考えて、各自の家に自主避難をすることとした。
- ・今回の水害を受けて、自主防災組織の役割が非常に大きいと感じている。
- ・平日は、若い人が仕事で外出しており、自主防災組織が十分に機能しないことが想定される。
- ・自主防災組織のマニュアルは公民館に掲示することも必要と感じた。
- ・防災士に、地域ごとで防災についての研修を行ってもらうことが必要であると感じた。

(東日本大震災支援活動に関する大分県及び中津市職員等からの報告より)

- ・日ごろから地域の関わりが活発な地域は、震災時も協力して避難し、その後の片付けや生活も協力して行っていた。
- ・地区で助け合うことで、犠牲者を出さず安全に避難できた事例から、自主防災組織の重要性を認識した。
- ・平素から強固なコミュニティを形成し、どのような課題に対しても協力し、支え合っていくことができる地域を目指す必要がある。
- ・有事の際は、消防団や自主防災組織等が行政と連携し、防災活動を展開しなければ、被害を最小限に食い止めることはできない。

(2) 県内地域防災リーダー等からの意見・提言

- ・自治会と消防団と防災会の関係において、地域が防災力を高めていこうという気持ちが一つになることが大前提である。
- ・地域一戸一戸の協力を積み重ねることが重要である。
- ・地域住民一人ひとりの意識の高揚のためには、消防団、自治会（世話役になる人）、学校長等の協力と理解が必要である。

4 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

災害時には、情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼

関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、防災マップや各種ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などの確認をする「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

災害に対しての避難地、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動をとれるよう取り組む必要がある。

また、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行うことで、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るとともに、小中学校は中津市の指定避難所となっていることから、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(4) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局である防災危機管理課や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(5) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、福祉部局や社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、保健所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と避難行動要支援者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(6) 率先避難と声かけ

玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

5 市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の継続実施
- ・防災士指導者養成スキルアップ研修の実施

- ・中津市防災士協議会を基盤とした防災士活動の活性化支援
- (2) 自主防災組織における防災啓発の促進
 - ・防災アドバイザー派遣の実施
 - ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用
- (3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援
 - ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
 - ・自主防災組織活動事業費補助金の利用推進
- (4) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりの推進
 - ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

第2 防災士

(防災危機管理課)

1 防災士の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された自主防災組織の体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

しかし、自主防災組織が組織化出来ていない自治会、組織化は出来ているが地域だけでは防災・減災活動（防災訓練等）が実施出来ていない自治会等が見受けられるため、中津市としてはそれぞれの地域で活発な活動が出来るよう、防災・減災活動の実施を支援するなど、地域の防災力の向上に努めているが、行政の力だけでは限界があるため、中津市の支援を受けなくても、それぞれの地域で独自で防災・減災活動が自発的・積極的に行えるように、地域の防災・減災活動の要となる防災士の養成・育成が、より効果的な被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

2 中津市の現状と課題

中津市における防災士の数は、令和5年3月31日時点で485名であり、その活動は自主防災組織主催の防災訓練の支援、防災士独自の防災訓練の実施、各地域における防災研修の開催等があり、年々その活動は活発になっていっている。

しかし、自主防災組織における防災士配置率は、令和5年3月31日時点で75.4%と、防災士を配置出来ていない自主防災組織が多数あることが課題となっている。

3 全ての自主防災組織への防災士の配置に向けて

(1) 過去の災害の教訓から

(九州北部豪雨等の被災地域の自主防災組織からの意見より)

- ・平日は、若い人が仕事で外出しており、自主防災組織が十分に機能しないことが想定される。
- ・防災士に、地域ごとに防災についての研修を行ってもらうことが必要であると感じた。

(東日本大震災支援活動に関する大分県及び中津市職員等からの報告より)

- ・有事の際は、消防団や自主防災組織等が行政と連携し、防災活動を展開しなければ、被害を最小限に食い止めることはできない。

(2) 県内地域防災リーダー等からの意見・提言

- ・自治会と消防団と防災会の関係において、地域が防災力を高めていこうという気持ちが一つになることが大前提である。
- ・地域一戸一戸の協力を積み重ねることが重要である。

- ・地域住民一人ひとりの意識の高揚のためには、消防団、自治会（世話役になる人）、学校長等の協力と理解が必要である。

4 防災士の果たす役割と活動

(1) 地域の防災・減災活動向上のためのリーダー

自主防災組織（自治会）と連携し、自身も自主防災組織（自治会）の一員としてリーダーシップを発揮して活動を行う。

また、自主防災組織（自治会）によっては、組織の会長等が既に防災士の資格を有し、自身の防災士のスキルを活かしてリーダーシップを発揮している地域もある。

(2) 地域における防災活動の要となる者

平常時及び災害時において、中津市は様々な支援を行っているが、行政の力だけでは限界がある。中津市の支援を受けなくても、それぞれの地域で独自で様々な防災・減災活動が自発的・積極的に行うための中心となる者として位置付けている。

5 市の推進方針

防災士の充実活性化の支援として次の取組を推進する。

(1) 防災士の養成・育成の強化

- ・防災士養成研修の継続実施
- ・防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
- ・中津市防災士協議会を基盤とした防災士活動の活性化支援

(2) 防災士のスキルアップ向上のための支援

- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・各種セミナーの開催
- ・先進地視察の実施

(3) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

第3 防災訓練

(防災危機管理課)

地域防災計画が災害時に十分活用され、災害対策業務等が的確に遂行できるよう、常に留意しておくため、防災に関する知識及び技能の習得とあわせて市民に対する防災知識の普及、啓発を目的とした訓練を実施するものとする。

1 訓練の種別

訓練の種別は、避難訓練、水防工法訓練、災害通信訓練などの基礎的な実働訓練とこれを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練とし、これらの基礎訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施するものとする。

また、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参

加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。

- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- (4) 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- (5) 地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- (6) 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

2 基礎的訓練

技能の修得を主体とした水防工法訓練、通信連絡、避難、初期消火、救出・救護等の基礎的な実地訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。

(1) 水防工法訓練

水災害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市職員及び地域関係者に対し、土のうづくり、杭打積土俵工、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。

(2) 通信連絡訓練

災害が発生する予兆が見られた場合、災害が発生した場合等において、その異常事態、被害状況等を迅速かつ的確に防災関係機関へ定められた連絡網によって通報・連絡できるようにするため、通信機器の使用法、伝達すべき内容等を訓練によって習熟する。

(3) 避難訓練

警報、避難指示等が発令された場合もしくは、自主的判断により避難を行う場合を想定して、あらかじめ定めた避難路を利用して迅速に避難場所へ移動する訓練を行う。この場合、災害危険区域等の高齢者、障がい者等の要配慮者を含む地区住民がなるべく多く参加するものとし、とくに避難行動要配慮者への伝達者、避難随伴者を定めておき、安全な避難が実行できるように努めるものとする。

(4) 救出・救護訓練

家屋の倒壊、火災発生等があった場合に迅速に被災者を救出するための訓練、及び負傷した被災者に対する救急・救護措置を講じることができるようにするための講習等を実施する。

(5) 図上訓練

災害の発生が予想される個々の地域について、総合的な実地訓練を補完するとともに、より実際的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施するものとする。

ア 実施場所

災害の発生が予想される場所または訓練の実施について最も効果的な場所とする。

イ 実施時期

訓練は台風期の前または火災多発期の前など、最も訓練効果のある時期とする。

ウ 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

エ 実施要領

訓練は、討論方式によるものとし、災害の発生が予想される個々の現場について、図

面または模型等を使用して実施するものとする。

オ その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

3 総合訓練

県および市その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防止し得るよう努める。

4 防災訓練の指導協力

防災関係機関、住民、事業所等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

5 防災訓練の成果の点検

あらゆる防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、その後の防災施策に反映すべき事項を抽出する方式を確立する。

第4 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダー（防災士）を中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、一体的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育（教育委員会）

（1）基本方針

ア 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

イ 小学生

(a) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(b) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(c) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 中津市及び大分県における風水害等の歴史

イ 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、学校管理下外で災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させることが必要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから市、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育（防災危機管理課）

(1) 基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ なかつジュニア防災リーダーの養成を通じて、将来における中津市の安全と安心に寄与する人材の育成を行う。

エ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般市民に対する防災教育

市は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメデ

ィア、ホームページ、SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識

オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

キ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

ク 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 自主防災組織に対する防災教育

市は、大分県と連携して講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

なお、防災士取得後に更なる防災スキルを向上させるためにも、大分県と連携してスキルアップ研修会等を開催し、防災士の資質向上を図る。

また、次世代の防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図るために、小学生を対象としたなかっジュニア防災リーダーの養成を行う。

(4) 防災上重要な施設における防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(5) 各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織やその他の団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

(6) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

(7) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5 消防団・ボランティアの育成・強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、この計画に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化（消防本部）

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2 事業所の自主防災体制の充実（防災危機管理課、消防本部）

(1) 多数の者が勤務し、又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっ

ている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。

ア 防災訓練、消火設備等の維持管理

イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導

ウ 防災要員の配備

エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

オ 応急救護措置

(2) 災害時の企業に果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化（防災危機管理課、福祉政策課）

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、市など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともにボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな活動が不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、災害時におけるボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供や必要な知識等について講習及び訓練を行うなどし、平時からボランティア・NPOと顔が見える協働関係を構築し、併せてボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、中津市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

第6 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援をようする者を「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人

- ・ 特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・ 集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・ 妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この計画に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策（防災危機管理課、福祉政策課、福祉支援課、子育て支援課、介護長寿課、保険年金課）

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

- (ア) 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。なお、避難行動要支援者は以下の通りである。

要介護高齢者等	介護保険の「要介護3以上」で、在宅で生活する者	
障がい者	身体障がい者	身体障害者障害等級表の級別1・2級（総合等級）の者で、在宅で生活する者
	知的障がい者	療育手帳判定基準の障害等級程度Aの者で、在宅で生活する者
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の者で、在宅で生活する者
その他市長が必要と認める者	上記に準じる者で、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認める者	

- (イ) 防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (ウ) 防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (エ) 避難支援等に関わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に依

じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(オ) 避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

(カ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(2) 避難誘導體制の整備

要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに避難地の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(3) 要配慮者に配慮した福祉避難所の指定

避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

福祉避難所の指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知(公示)する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル(大分県策定)」等を活用した中津市職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会の実施を検討する。

【福祉避難所について】

(a) 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険

施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

(b) 福祉避難所への入所対象者の把握

要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

(c) 福祉避難所として利用可能な施設の把握

現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に備え設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受け入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

(d) 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

また、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識、家庭用防災機器の普及啓発

ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策（防災危機管理課、福祉政策課、福祉支援課、子育て支援課、保育施設運営室、介護長寿課、地域医療対策課）

(1) 組織体制の整備

ア 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携を取り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

エ 健康福祉対策部各課は、市内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(2) 防災設備の設置促進等

ア 社会福祉施設等の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保及び医療行為の確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 傷病者対策の体制整備（地域医療対策課、市民病院）

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

4 旅行者等の安全確保（観光課）

(1) 基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光地を多くかかえる中津市の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進する。

(2) 実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。

イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

エ 市は、観光客・旅行者対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

5 外国人に対する防災対策（防災危機管理課、情報デジタル推進課、観光課）

外国人の災害時における行動力を高めるため、標識への英字併記など整備を進めるとともに、外国人対策のパンフレット配布などを積極的に推進する。

また、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

6 旅行者、外国人の安全確保のための体制整備（防災危機管理課、情報デジタル推進課、観光課）

災害発生直後の混乱した状況の中では、旅行者や外国人に対しても避難行動要支援者と同様に特別な配慮が必要な場合がある。市は、それぞれの地域の実情にあった安全確保や適切な避

難誘導を行うための体制を整備する。

7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援（防災危機管理課、福祉支援課、介護長寿課、子育て支援課、保育施設運営室、地域医療対策課、学校教育課）

市は、水防法に基づく洪水浸水想定区域内、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって、地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する、避難行動確保計画の作成を支援する。

また、計画を作成した施設について、災害時における計画に基づいた適切な避難行動、及び計画に基づいて行う訓練の実施等についても支援を行うなど、要配慮者利用施設の防災意識の向上に努める。

第7 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、中心部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保（防災危機管理課）

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

2 市民、事業所・学校等への啓発（防災危機管理課）

（1）市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（2）事業所への要請

市は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第8 市民運動の展開

（防災危機管理課）

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 市民は、災害の発生に備え、最低でも3日分、可能な限り7日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1 初動体制の強化

第2 活動体制の確立

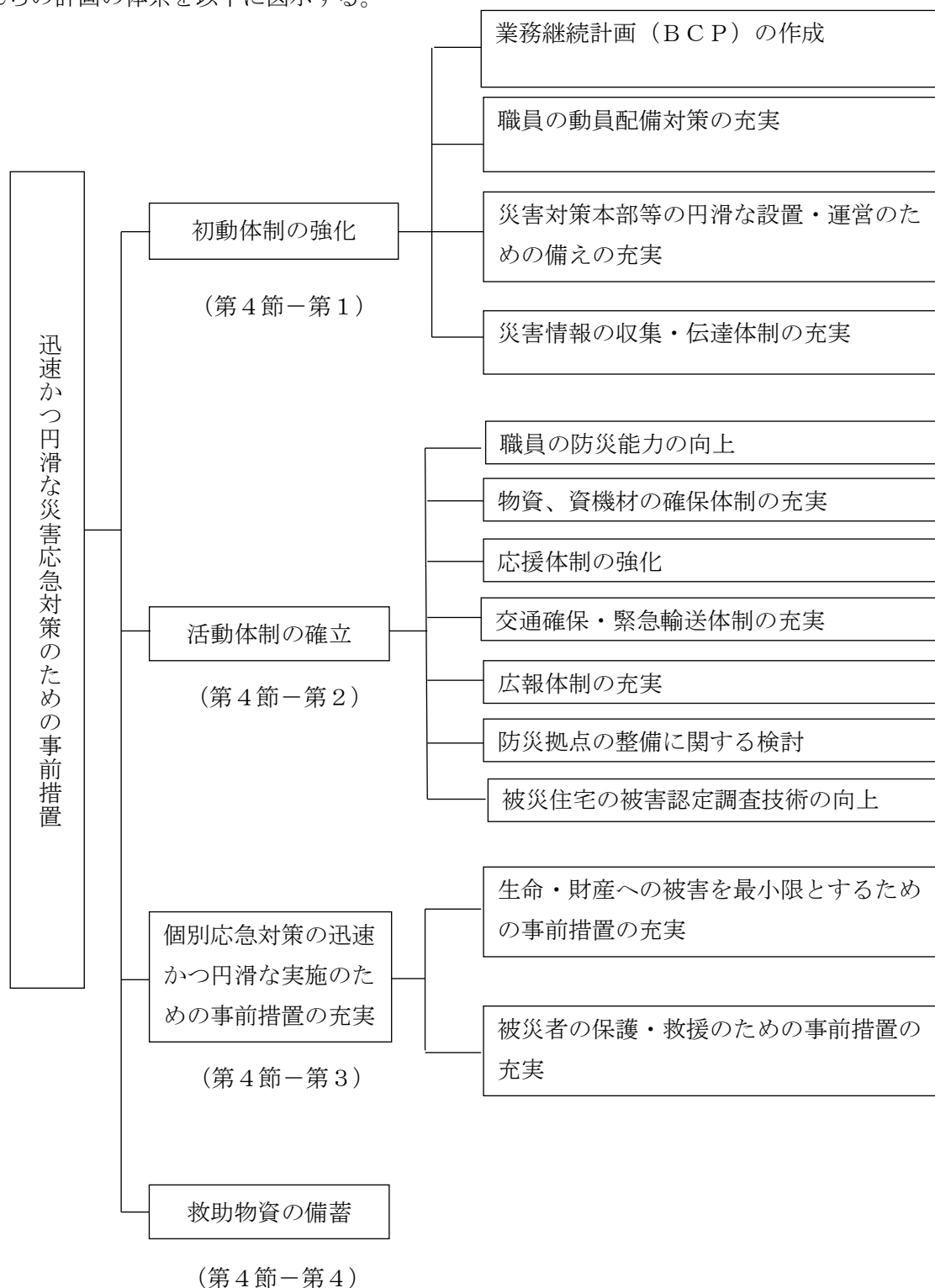
第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

第4 救助物資の備蓄

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」「救助物資の備蓄」を柱とする各種の事前措置を、市、県及び防災機関等において推進する。

これらの計画の体系を以下に図示する。



第 1 初動体制の強化

(防災危機管理課)

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や被災現場における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

1 業務継続計画（BCP(Business Continuity Plan)の略)の作成

災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

2 災害時受援計画の策定

大規模災害時には、災害時相互応援協定を締結している自治体職員、広域で派遣される自治体職員、災害ボランティア等の人的支援の迅速な受入れや物資の受入れの体制が重要となるが、多方面からの支援を最大限に活かせるよう、災害時受援計画を策定する。

また、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

3 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念することを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間、最低でも3日分、可能な限り7日分の食料、水、生活必需品の備蓄を行うよう、職員に周知・徹底を図る。

(2) 災害対策職員用携帯電話への同時配信

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るため、常に呼び出しが可能な体制として、防災関係職員などの携帯電話等へ同時配信メールを発信するシステムを整える。

(3) 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

4 災害対策本部等の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生が予測されるとき、または災害発生時に、円滑に災害警戒本部もしくは災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 本部設置場所の確保

台風・豪雨等の気象予報において、本市での災害発生が予想される事態に至った場合において、災害対策本部等の設置が円滑かつ迅速にできるよう、あらかじめ定めた本部設置場所のスペース確保、電話配線、非常用発電設備整備の推進等を行う。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

5 観測、予報、通信施設及び設備等の整備、災害情報の収集・伝達体制の充実

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や被災現場における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

(1) 気象観測施設及び設備の整備

市内の各種気象観測所における観測機器の現状は、必ずしも十分とはいえないため、今後防災関係機関において積極的に機器の更新、整備充実を図るよう求めていく。

(2) 雨量・波高・水位の観測網の整備充実

市及び消防本部等においても、雨量計、水位計、潮位計等の観測機器の整備に努めるとともに、収集した観測データの収集・伝達を一元的に管理するシステムの構築に努める。

(3) 情報通信機器等の充実

災害を最小限に止めるため、市、県、防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるような情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

本庁へ情報が伝達できる体制を充実するため、支所に対する通信施設の整備や中津市情報化ネットワーク事業及び衛星系移動通信機器の充実等に努める。

(4) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ・ Lアラート※、市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- ・ なかつメールの登録を促進する。
- ・ おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ・ なかつ防災アプリの利用を促進する。
- ・ 中津市防災緊急告知 FM ラジオの貸与を促進する。
- ・ 携帯電話事業者が提供する一斉メール配信（エリアメール等）の利用を促進する。
- ・ SNS等の利用を促進する。

- ・民間通信事業者との災害時の協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる

第2 活動体制の確立

(防災危機管理課)

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の6つの点を重点に活動体制の確立を図る。

1 市職員の防災能力の向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部課、支所に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的にアンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的に行う。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3) 防災連絡員、防災危機管理課の職員の育成

防災連絡員は防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、防災危機管理課の職員には、本庁・支所間及び部内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 国・県等の実施する防災研修会等に積極的に職員を派遣する。

イ 被災した市町村、都道府県への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ウ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。

2 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材(チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材(消火器、可搬ポンプ等)、医薬

品・医療用資機材、食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア 自主防災組織に対する救出救助用資機材の確保支援
- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者及びリース会社等との協定等締結の促進
- オ 市立施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 自主防災組織に対する消火用資機材の確保支援
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるが、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、県と関係機関の協力のもとに対応できる体制を整える。

(4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品の確保・調達体制の充実

風水害等の災害時における食料、生活必需品等の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのための体制整備を図るものとする。

風水害等の災害時における応急救助物資及び一般生活必需品物資の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品及び住居資材等の関係業界と協議し、これら物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。

食料・水・被服寝具等の生活必需品の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- イ 市における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
- ウ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進
- エ 公的備蓄ネットワーク（市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築

3 応援体制の強化

被害が甚大で市単独では対応が困難な場合、県をはじめ外部から応援を求める必要がある。

市では、国土交通省九州地方整備局や市町村相互間の災害時相互応援協定の締結をはじめ、同じ災害で被災することのない遠隔地自治体との協定締結や、応急物資調達のための公共的団体との協定の締結などを積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることによりなお一層応援体制の強化を図ることとする。

(1) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。

また、他の分野においても他県の隣接市町村とも相互応援協定の締結を推進する。

(2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

イ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

ウ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、市立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市ホームページ、SNS等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(5) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(6) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

県は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 地域内輸送拠点の選定

市の緊急輸送基地としては、目的に応じ大貞総合運動公園及び「道の駅なかつ」を中心とした活用を行うこととする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

(2) 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

ア 国土交通省との協定

建設部は、国土交通省九州地方整備局と締結している「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

イ 大分県建設業協会中津支部との協定

建設部は、(社)大分県建設業協会中津支部と締結している「災害発生時の応急対策に関する協定書」について、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(2) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市ホームページや、SNS等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア 市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

イ なかつメールの登録を促進する。

ウ おおいた防災アプリの利用を促進する。

エ なかつ防災アプリの利用を促進する。

オ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の活用する。

カ SNSの利用を促進する。

キ FMなかつによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

(3) 手話通訳者、外国語通訳者の把握

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者を把握し、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 広域防災拠点の整備

市の広域防災拠点としては、大貞総合運動公園及び「道の駅なかつ」を位置づける。大貞総合運動公園については、災害対応関係機関の活動拠点及びヘリポート等への活用を行う。「道の駅なかつ」については交通の利便性等から、輸送拠点及びボランティア等の活動拠点を中心とした活用を行う。また、港湾は、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、中津港の整備を促進する。

7 被災住宅の被害認定調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害認定が求められているため、市としては

、積極的に住宅被害認定研修会へ参加し、被害認定調査技術の向上を図るとともに、市町村間の連携を深めることとする。

第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、情報デジタル推進課、福祉政策課、福祉支援課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、保険年金課、観光課、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部）

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

（1）風水害等に関する情報の伝達体制の充実

風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。

そこで市は、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、MCA無線及び情報化ネットワークの整備の推進、学校等における情報端末の設置、なかつメール、県民安全・安心メール、FMなかつ、移動通信事業者が提供する一斉メール配信（エリアメール等）、インターネット（市ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の多様化を図る。

（2）避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 市立福祉施設、市立学校、その他市立施設の避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

エ 避難行動要支援者のための支援マニュアルの作成

オ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

（3）要配慮者利用施設における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実が図られるよう支援する。

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に

に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について中津市に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施、及び訓練結果を市に報告するものとする。

(4) 救出救助対策の充実

ア 建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

イ 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の整備

(5) 救急医療対策の充実

大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、日本赤十字社大分県支部、中津市民病院、中津市医師会、中津市医師会総合健診センター等医療関係者との連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

ア 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

イ 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施。

ウ 災害派遣医療チーム（大分DMAT）の出動要請体制の確立

エ 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄

オ 医療救護班（日本赤十字大分県支部及び市医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

(6) 消防対策の充実

火災の発生に迅速に対処できるよう、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防団員の確保のため、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業の推進

イ 消防本部、自衛隊との合同訓練の実施（総合防災訓練を含む）

(7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が確保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つである通信機器の整備などの安全装備品等の整備に努めていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（防災危機管理課、秘書広報課、情報デジタル推進課、福祉政策課、福祉支援課、介護長寿課、子育て支援課、地域医療対策課、観光課、商業・ブランド推進課、企業立地・雇用対策課、建設政策課、施設整備課、建築指導課、市民病院、教育委員会、消防本部、施設技術課）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点に留意する必要がある。

- ア 通信連絡体制の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室の整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- ク トイレの増設等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

高齢者、障がい者、児童等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(3) 市における生活必需品の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間、最低でも3日分、可能な限り7日分の食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。応急仮設住宅建設予定場所は、ディーアクト（D-ACT）スポーツパーク永添（人工芝グラウンド：約10,000㎡）等、状況に応じて選択するものとする。

また、県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物等）の耐久性等調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、全市町村で統一した運用を図る。

第4 救助物資の備蓄

(防災危機管理課)

市では、東日本大震災後、備蓄物資の品目・量・備蓄場所について、随時見直しを行っている。

備蓄に関する備蓄量、備蓄計画については以下のとおりである（備蓄品の具体的な品目・量・備蓄場所については、資料編を参照）。

1 中津市の目標備蓄量

- (1) 主食 1,620,000食_{※1}×1/6_{※2}×8.1%_{※3}=21,870食
- (2) 副食 1,620,000食_{※1}×1/6_{※2}×8.1%_{※3}=21,870食
- (3) 飲料水 1,620,000_{リットル}_{※1}×1/6_{※2}×8.1%_{※3}=21,870_{リットル}
- (4) 毛布 18,000枚_{※1}×1/4_{※2}×8.1%_{※3}=3,645枚
- (5) 簡易トイレ 180,000人_{※4}×1個/20人_{※6}×8.1%_{※3}≒700個
- (6) 簡易トイレ（付替） 180,000人_{※4}×1/6_{※2}×8.1%_{※3}×5回_{※7}×3日≒37,000回分

【※1 大分県備蓄必要量】

- 主食 約180,000人_{※4}×3食×3日=1,620,000食
- 副食 約180,000人_{※4}×3食×3日=1,620,000食
- 飲料水 約180,000人_{※4}×3_{リットル}×3日=1,620,000_{リットル}
- 毛布 約180,000人_{※4}=180,000枚

【※2 備蓄分担】

≪主食、副食、飲料水≫

- 自助・共助（個人・自主防災組織等） 1/3
- 公助 2/3
- ・流通備蓄 2/3×1/2=1/3

- ・現物備蓄（県） $2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6$
- ・ 〃（市町村） $2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6$

《毛布》

- 自助・共助（個人・自主防災組織等）なし
- 公助 1
- ・流通備蓄 $1 \times 1/2 = 1/2$
- ・現物備蓄（県） $1 \times 1/2 \times 1/2 = 1/4$
- ・ 〃（市町村） $1 \times 1/2 \times 1/2 = 1/4$

【※3 県内全体における中津市の備蓄分担率】

$14,754 \text{ 人}_{※5} \div \text{約 } 180,000 \text{ 人}_{※4} = 8.1\%$

【※4 県内想定避難者数】

東日本大震災での最大避難者数の人口割合（宮城・岩手両県のデータで海岸部は17.5%、山間部は3.8%）を各市町村の人口（H22.10.1国勢調査）に乗じて加算したもの。

【※5 中津市の想定避難人数】

H22.10.1 国勢調査の中津市の人口 84,312 人に、東日本大震災での最大避難者数の人口割合のうち海岸部の割合 17.5%を乗じたもの

【※6 トイレの設置数（労働安全衛生規則 第六百十九条―第六百二十八条）】

女性は20人ごとに1個以上にしなければならない規則より算定。

【※7 トイレの1日の排尿の回数】

一般的な排尿の回数は「1日5～7回程度」といわれているため、その数値の最小値を採用。

2 中津市の備蓄計画

	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
主食	20,000	24,000	19,080	19,080	19,080	19,996
副食	14,020	16,030	19,030	19,030	19,030	17,987
飲料水	13,708	18,316	22,924	22,924	22,924	22,690
毛布	2,343	2,443	2,443	2,443	2,443	2,593
簡易トイレ	242	242	242	332	332	422
簡易トイレ (付替)	1,850	1,850	1,850	8,850	8,850	15,450

3 中津市の非常食用ゼリー目標備蓄量

$9,936 \text{ 食}_{※1} \times 1/6_{※2} = 1,656 \text{ 食}$

【※1 中津市備蓄必要量】

$1,104_{※3} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = 9,936 \text{ 食}$

【※2 備蓄分担】

- 自助・共助（個人・自主防災組織等） 1/3
- 公助 2/3
 - ・流通備蓄 $2/3 \times 1/2 = 1/3$
 - ・現物備蓄（県） $2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6$
 - ・ 〃（市町村） $2/3 \times 1/2 \times 1/2 = 1/6$

【※3 中津市の想定避難人数】

中津市ホームページ「校區別世帯数及び人口集計表（R5.9.30時点）において、非常食用ゼリー提供の対象と想定される市民（0～9、80～89、90～99、100～）のうち、津波浸水想定区域に該当する校区に居住する人口 6,308 人に、東日本大震災での最大避難者数の人口割合のうち海岸部の割合 17.5%を乗じたもの。

<1年あたりの購入目標数（5カ年）>

1,656食 $\times 1/5 \div 340$ 個

第2章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の基本方針等

第2節 活動体制の確立

第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第4節 被災者の保護・救護のための活動

第5節 社会基盤の応急対策

第1節 災害応急対策の基本方針等

- 第1 災害応急対策の基本方針
- 第2 市民に期待する行動
- 第3 災害応急対策の体系

第1 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、大分県、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 一次的な災害応急対策の実施と地域の自主防災活動の促進

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位として市があたるものとする。しかしながら、市の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合は、防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等について県の支援を受けることとする。

一方、市民及び市内の事業所、公共的団体等は、自らの安全は自らが守るという防災意識と相互扶助の精神を持って、自主防災組織等の活動に当たるものとし、市はこれを促進・支援する。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

本市は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、これらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市は、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、なかつメール、なかつ防災アプリ、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページ、SNS等）、MCA無線、FM告知放送等、多様な方法を用いて広報することとする。

第2 市民に期待する行動

災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に市民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市及び県、その他の

防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、気象に関する情報、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部、警察署（交番）等に出勤を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災ポータルサイト、MCA無線、FM告知放送、なかつメール等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市役所・支所、消防本部、警察署（交番）等の防災機関に問い合わせることは、防災機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。また、避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難場所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出勤時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出勤時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市（支所）、消防本部、警察署（交番）等にすみやかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応職員の家族の安否確認

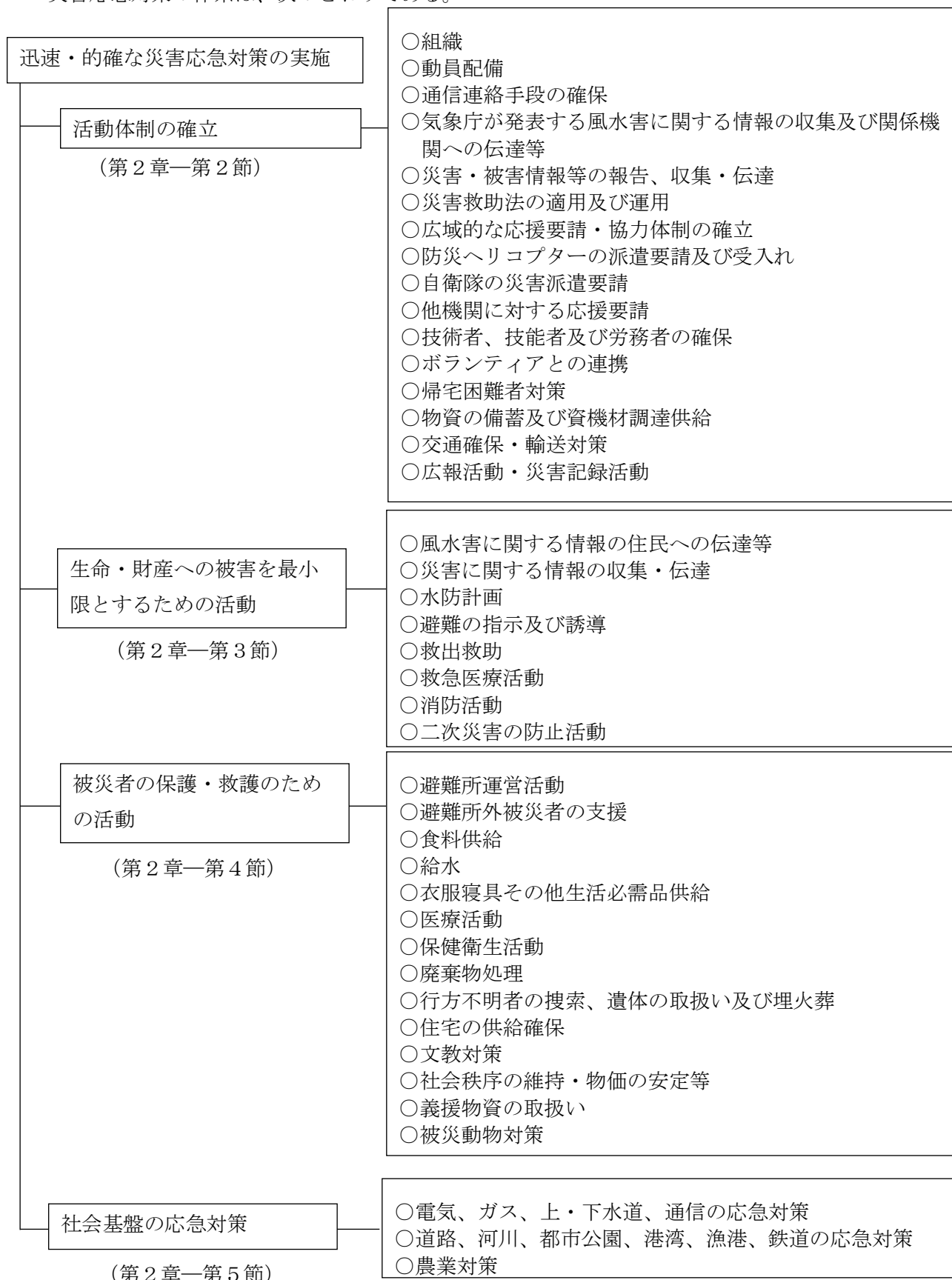
発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・SNS等による連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第3 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2節 活動体制の確立

- 第1 組織
- 第2 動員配備
- 第3 通信連絡手段の確保
- 第4 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等
- 第5 災害・被害情報等の報告、収集・伝達
- 第6 災害救助法の適用及び運用
- 第7 広域的な応援要請・協力体制の確立
- 第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ
- 第9 自衛隊の災害派遣要請
- 第10 他機関に対する応援要請
- 第11 技術者、技能者及び労務者の確保
- 第12 ボランティアとの連携
- 第13 帰宅困難者対策
- 第14 物資の備蓄及び資機材調達供給
- 第15 交通確保輸送対策
- 第16 広報活動・災害記録活動

第 1 組織

(防災危機管理課)

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この計画の定めるところによって確立する。

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し、又は拡大を防止するために必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

市においては、ここに定めるほか個別具体的な事項は「中津市災害対策本部条例（昭和37年中津市条例第37号）」及び「中津市災害対策本部運営規程（昭和37年中津市訓令第5号）」等により確立する。

2 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災諸活動に即応する体制を確立するため、市、県その他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

組織名	内 容	時 期	設 置	根 拠	備 考
防災会議	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針並びに市の業務を中心とした市域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施の推進を図る。 災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における応急措置に関する計画の作成及びその実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回 非常時 	市長 (会長)	災害対策基本法第16条 中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 中津市防災会議規程	
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策を強力に推進する。 災害予防及び災害応急対策上の重要な基本方針を協議する。(避難指示、非常配備体制、職員の応援、民間の応援、災害救助法申請・運用など) 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の区域内において大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるとき。 	市長 (本部長)	災害対策基本法第23条 中津市災害対策本部条例 中津市災	

				害対策本部運営規程	
災害警戒本部	・災害予防、災害応急対策、災害対策本部の設置等を協議する。	・災害準備体制では対応できないとき。 ・相当な災害の発生が予想され、その必要があると認められるとき。	総務部長	中津市災害対策本部運営規程	
災害準備体制	・情報の収集連絡等にあたり必要に応じ、非常配備体制に移行する。	・気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく雨に対する警報等が発令され、小規模の災害が予想されるとき。	総務部長	中津市災害対策本部運営規程	

3 防災組織の整備

災害対策本部の各部及び班においては、その任務分担を明確にし、また消防機関にあっては、責任担当区域を定め、災害時の配置分担と執務方法、集合場所等を定めておくものとする。さらに、災害時における職員のサービスの基準となる職員の職務に対する自覚、参集の義務等服務心得を定めるものとする。

4 初動体制

災害の発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合に、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、非常配備体制をすみやかに確立する必要があり、平常勤務時または休日若しくは勤務時間外における、職員の動員に関する伝達及び活動等について定めるものとする。

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

気象台等から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を收受した場合、あるいは災害が発生し、ただちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等における指示伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておくものとする。

(2) 休日または勤務時間外における伝達

総務部防災危機管理課員は、携帯電話等により災害に関する情報又は通報を受けた場合は、

必要に応じて関係課長に連絡し得るよう伝達系統、方法について定めておくものとする。

(3) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外または休日等において登庁の指示を受けたとき、または災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ、SNS 等により知ったときは、ただちに登庁するよう定めておくものとする。

5 災害対策本部

災害対策本部は、基本法第 23 条の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織であり、その設置、組織、運営、標識等について定めるものとする。

なお災害対策本部等については、中津市役所内に設置することとする。ただし、中津市役所が被災した場合や、災害対応を行う上で別の場所が効果的である場合は、中津市役所以外に対策本部を設置し、災害対応を行うこととする。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置

市の区域に大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは次の基準に基づき、法の規定により市長が災害対策本部を設置する。

= 災害対策本部設置基準 =

種 別	設 置 基 準
風 水 害	1 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、大雨、高潮又は洪水警報が発表され、市の全域又は一部の地域に重大な被害の発生するおそれがあるとき。 2 その他大規模な風水害が発生又は発生するおそれがあるとき。
大規模な火災、爆 発 等	1 市域に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生又は発生するおそれがあるとき。
そ の 他	1 市域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。

(注) 災害の種類及び特性に応じて、臨機応変に配備体制をとることができるものとする。

イ 廃止

本部長（市長）は、市域について予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策が、おおむね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

ウ 設置及び廃止の通知

災害対策本部を及び廃止したとき、市長は、ただちにその旨を次の表の区分により通知する。

通 知 先	通 知 の 方 法
市職員	口頭、電話、一斉同報システム
一般住民	報道機関等を通じて公表
県	口頭、大分県災害対応支援システム
報道機関	Lアラート、電話
防災関係機関	Lアラート、その他迅速な方法

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織、運営の方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定めるものとする。さらに、災害対策本部のもとに、防災活動の基本方針を協議、決定する本部員会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急諸対策の実施を期するとともに、班を設け、市本部との緊密な連携を図り、それぞれの区域内における災害の実態に即応した応急対策の実施がなされるよう考慮するものとする。

災害対策本部の組織及び運営は、基本法及び中津市災害対策本部条例並びに同運営規程に定めるところにより、次のとおりとする。

ア 本部長及び副本部長

- (a) 本部長は、基本法第23条の規定により、市長をもってあて、副本部長は、副市長をもってあてる。
- (b) 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。
- (c) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

イ 本部員

本部員は、災害対策本部長の命を受け、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議する。なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

ウ 本部会議

- (a) 本部長は、災害対策本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため、本部会議を置く。
- (b) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
- (c) 本部会議は、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部会議が協議、決定すべき事項は、おおむね次の通りとする。
 - ① 非常配備体制に関すること。
 - ② 避難指示等に関すること。
 - ③ 職員の応援に関すること。
 - ④ 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。
 - ⑤ 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。
 - ⑥ 民間団体等の受入れに関すること。
 - ⑦ 緊急輸送道路の指定に関すること。
 - ⑧ 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。
 - ⑨ 激甚災害の指定の要請に関すること。
 - ⑩ 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
 - ⑪ 応急公用負担に関すること。
 - ⑫ 義援金品の募集及び配分に関すること。
 - ⑬ 国会・政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。
 - ⑭ 職員の給食・寝具等の厚生に関すること。
 - ⑮ その他各本部員から特に申し出のあった事項
- (d) 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- (e) 招集の通知は、電話やメール等により総括班が行う。
- (f) 構成

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長	教育長、参与、各支所長、総務部長、企画市民環境部長、健康福祉部長、健康福祉部審議監、産業経済部長、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長

エ 班

- (a) 本部に班を置く。
- (b) 班長は、部長の命を受けて、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (c) 班員は、上司の命を受けて、自班の所掌事務を処理する。

オ 地区本部

- (a) 支所に地区本部を置く。
- (b) 地区本部長は、支所長をもってあてる。
- (c) 地区本部に班を置く。
- (d) 班長は、地区本部長の命を受けて、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (e) 班員は、上司の命を受けて、自班の所掌事務を処理する。
- (f) 本部が設置された場合の動員系統及び方法

カ 本部が設置された場合の動員系統及び方法

中津市災害対策本部運営規程 別表第一による。

キ 配置の方法

- (a) 職員の配置は、本部長の指令により各部長が行う。
- (b) 各部長は、配備の規模により動員の人員及びその方法、並びに時間外における連絡方法をあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底する。
- (c) 本部長は、職員の非常招集が急を要する場合又は、多数職員の配備を要するときは、広報車、電話、その他の方法により連絡をする。
- (d) 各部長は、職員を配備したときは、その状況を本部長に報告する。

ク 応援のための動員

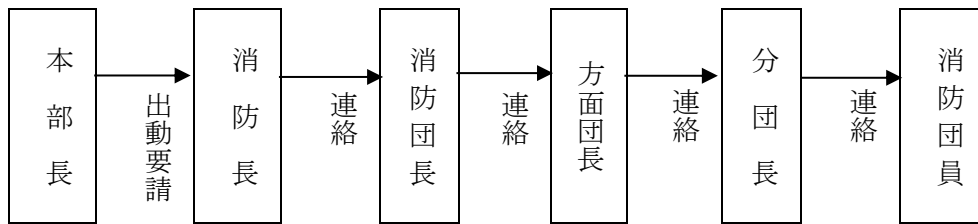
災害対策活動を行うにあたり、各班の職員で不足する場合は、当該班長は、各部長を通じ本部長に対して応援のため動員を求めるものとする。この場合は、余剰班員及びその他の職員に応援を命ずるものとする。

ケ 動員要領

- (a) 総務対策部長及び地区本部長は、災害対策本部が設置されると同時に本部長の指示を受け、配備の規模その他必要な事項を、各部長を通じ各班長に連絡をする。
- (b) 各班長は、災害対策本部が設置されると同時に本部連絡員を本部に派遣し、緊密な連絡体制を保持するものとする。
- (c) 配備要員および本部員は、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したときは、その所在を明らかにし、所属班長との連絡保持につとめ、動員に応ずる体制を整えるものとする。

コ 消防団員に対する伝達及び出動（消防本部）

消防長は、本部長から消防団の出動要請があったときは、次の系統図に従い、もつとも迅速な方法により伝達するものとする。



(3) 本部職員の服装等

ア 本部職員のうち、災害応急対策の実施にあたる者は、指定された防災服を着用する。

イ 標識

災害対策本部の設置を示すため、災害対策本部標識板を庁舎玄関に掲げるものとする。

6 災害対策本部の設置前の体制

(1) 災害準備体制

災害準備体制は、出水期において気象業務法に基づく雨に対する警報等が発表され、小規模の災害が予想されるか、降雨量の予測が困難な場合に少数の人員を配備して、情報の収集連絡等に当たり、必要に応じて、地域防災計画に定める非常配備体制に移行し得る体制をいう。

ア 設置

(a) 勤務時間中

総務部長は、出水期において、気象業務法に基づく警報が発令されたとき、支所長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長と協議し、指令する。

また、総務部長は、災害準備体制を指令したときは、遅滞なく上司に報告するとともに、関係部長に通知するものとする。

(b) 勤務時間外

防災危機管理課員は、気象業務法に基づく警報が発令されたとき及び災害の発生等の通報を受けた場合は、防災危機管理課長に連絡する。防災危機管理課長は、総務部長に連絡の上、関係課長に連絡する。

イ 解散

気象業務法に基づく警報が解除されたとき及び情報収集及び連絡活動を行う必要がないと認めた場合、総務部長は災害準備体制の指令を解除する。

ウ 体制

(a) 災害準備体制責任者は、担当課長とする。ただし、やむを得ず、自らが配備できない場合は、配備職員の中から担当課長が指名するものとする。

(b) 災害準備体制責任者は配備人員を決定し、当該人員数をすみやかに、総務部長(防災危機管理課)に報告しなければならない。配備人員に変更があった場合も同様とする。

(c) 災害準備体制責任者は、収集した情報を記録し、逐次防災危機管理課に報告しなければならない。

(2) 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害準備体制では対応できない場合、あるいは気象業務法に基づく警報が発令される等相当な災害の発生が予想される場合設置する組織である。

ア 設置

総務部長は、災害準備体制では、対応できないと判断したときは、支所長、産業経済部

長、建設部長、上下水道部長と協議し、災害警戒本部を設置する。

イ 解散

災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は情報収集及び連絡活動を行う必要がないと認めた場合は、災害警戒本部を解散する。

ウ 設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置及び廃止したときは、ただちにその旨を次の表の区分により通知する。

通 知 先	通 知 の 方 法
市職員	口頭、電話、一斉同報システム
一般住民	報道機関等を通じて公表
県	口頭、大分県災害対応支援システム
報道機関	Lアラート、電話
防災関係機関	Lアラート、その他迅速な方法

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 災害警戒本部長は、総務部長をもってあてる。

イ 災害警戒本部の場所は、特別の指示のない限り、防災危機管理課とする。

ウ 災害警戒本部長は、随時災害状況等を市長等に報告する。

エ 運営等については災害対策本部に準じる。

(4) 災害対策会議

ア 副市長は、総務部長の要請により、災害予防、災害応急対策、災害対策本部の設置等について協議するため、災害対策会議を置く。

イ 災害対策会議は、副市長、教育長、参与、各支所長、総務部長、企画市民環境部長、健康福祉部長、健康福祉部審議監、産業経済部長、建設部長、市民病院事務部長、教育次長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者、防災危機管理課長、総務課長によって構成し、副市長が議長をつとめる。

ウ 副市長は課長その他必要と認める職員を出席させることができる。

エ 災害対策会議の庶務は防災危機管理課が担当する。

第 2 動員配備

(防災危機管理課、総務課)

1 非常配備体制

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合は、災害予防対策及び災害応急対策を強力に推進するため、職員の非常配備体制をとることができるものとする。

非常配備体制の要員は、別に定めるものとする。ただし、災害の状況により臨機応変の措置をとることができるものとする。

2 職員の動員

(1) 動員の対象

各部の「非常配備・動員」において、あらかじめ定めた者とする。

(2) 動員の方法

「本章 第 2 節 第 1 組織 3 初動体制」に定める伝達方法及び職員の登庁によるもの

とする。

- (3) 動員対象から除外する職員
 - ア 病気、負傷等により、応急対策活動に従事することが無理な者は、動員対象から除外する。
 - イ その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者
- (4) 職員参集状況の記録、報告
 - ア 各部の長は、職員の参集状況を記録し、その累計を、内線電話その他可能な方法によって本部長に報告する。報告の時期については、本部長が指示する。
 - イ 報告の指示、連絡窓口は、総務部対策班とする。なお、災害対策本部設置の場合は、総務部長は、職員の参集状況を取りまとめ、本部会議に提出し本部長に報告する。
- (5) 参集時の留意事項
 - ア 参集途上の措置
参集途上において、浸水、人身事故等に遭遇した場合は、消防本部又は警察署等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。
 - イ 交通規制による検問への対応
参集途上において、交通規制による検問に際した場合には、自己の身分、勤務場所、通行の目的等を告げ、通行許可を求める。
 - ウ 被害状況等の報告
参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所の班長に報告する。
- (6) 各部の「非常配備・動員配備」
 - ア 計画の作成及び職員への周知
各部長は、所管の部の「非常配備・動員配備」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。
また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度すみやかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。
 - イ 報告
各部長は、所管の部の「非常配備・動員配備」の作成又は見直しを行った場合、総務部に報告しなければならない。
- (7) 職員の応援
災害応急対策を総合的に実施するため本部長は、災害時の状況及び応急措置の推移により、各部の業務の実態に応じて人的余裕のある各部の所属する職員を、応援を必要とする他の部に応援させるものとし、災害応急対策を総合的に実施するものとする。
 - ア 市庁機能全壊（3割以下の職員しか参集できない）
登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し応急対策活動にあたるが、「第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。
 - イ 市庁機能一部損壊（5割程度の職員が参集できる）
各部の責任者の指揮の下で「第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。
 - ウ 市庁機能支障なし（おおむね7割以上の職員が参集できる）
計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。
- (8) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う。

3 活動体制

災害の発生が予想される場合あるいは災害の発生した場合等の非常配備体制下における一般的な活動の要点を定め、災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう努めるものとする。

第3 通信連絡手段の確保

(防災危機管理課、情報デジタル推進課、消防本部)

災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、市の保有する通信連絡手段を最大限に活用し、早期に市内の被害状況等の各種の情報を収集、伝達するとともに、住民の心理的動揺によるパニック等の混乱を防止するため、報道機関に協力を求め、積極的な広報活動を展開する。

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ的確に行う必要があるため、通信の窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めておくものとする。

1 通信連絡手段一覧

各種情報の迅速かつ的確な収集及び伝達を図るため、現有の通信連絡手段を分類整理し、それぞれの手段について、その確保及び活用方法を定める。

- (1) 有線伝達手段
 - 加入電話
 - F M告知放送
- (2) 無線伝達手段
 - 防災行政用無線
 - M C A無線
 - 消防無線
 - 携帯電話
 - 衛星携帯電話
- (3) 公共放送（テレビ、ラジオ）の利用
- (4) 非常通信の利用
- (5) 中津市防災緊急告知F Mラジオ
- (6) なかつメール
- (7) 情報連絡員
- (8) その他（市防災ポータルサイト、ホームページ、SNS等）

2 有線電話途絶時の連絡

有線電話が途絶した場合の通信連絡は、防災行政用無線電話又は消防無線電話を活用するものとする。

無線設備及び無線電話機は、常に良好な通話状態を保つとともに、付属の非常電源設備についても、その作動状態を確認し、機能維持に努めるものとする。

3 公共放送（テレビ、ラジオ）の優先利用

本部長は、住民、事業所、市職員及びその他関係機関に対し、災害に関する通知、要請、指示、伝達、警告及び広報等を伝達するに際し、緊急を要する場合又は広域的に行う必要がある場合等特別の必要があるときにおいては、「災害時緊急放送に関する協定」に基づき、FMなかつに放送依頼を行うとともに、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事を通じて日本放送協会大分放送局及び民間放送機関に対し、伝達すべき情報の放送を依頼する。

4 連絡員の派遣

有線電話が途絶し、無線電話のない場合又は無線電話が混乱して使用できない場合は、適宜連絡員を派遣し、情報の空白状態をなくすよう努める。

5 その他

防災関係機関に対する非常無線通話の依頼

災害の状況により、有線通信が途絶した場合若しくは市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、県警察本部（署）、陸上自衛隊、九州電力無線、アマチュア無線等最寄りの無線局に非常無線通信を依頼し、通信することができる。非常無線通信は、無制限、無秩序に運用すれば事態を混乱させるおそれがあるので利用上の基本条件である次の事項を認識しておくことを必要とする。

- (1) 非常無線通信の依頼を受けた無線局は、これを疎通させる義務を有するが、災害時には、無線局の疎通能力も相当低下するうえ、当該通信系本来の通信がふくそうするため、依頼を受けた非常通信を取り扱う余裕がない場合もある。
- (2) 非常無線通信を依頼する者は、公衆電気通信施設（NTT西日本管理のもの）が利用できない条件を確認しなければならないが、非常通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた当該無線局の免許人がなすべきものである。
- (3) 非常無線通信は、本来無料として取り扱われるが、これが公衆電気通信施設により電送される場合は公衆電報となり、特別の場合を除き有料として取り扱われる。
- (4) 電送する電文は、発着信者名を明確にし、1通の通信文の長さは200字以内とするが、急迫の場合以外は、原則として電報形式とする。

6 通信施設の応急復旧

(1) 応急措置

有線通信及び無線通信施設を有する班は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、NTT西日本等関係機関との連絡調整並びに協力を得て、応急復旧措置を講ずるものとする。

(2) 要員及び資器材の確保

応急措置の実施に必要な要員及び資器材については、関係班において、体制を整備しておくものとし、場合によっては、市内関係業者に協力を求め資器材の調達を行うものとする。

第4 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等

(防災危機管理課)

気象、水防、火災等に関する予警報等及び災害情報は、災害応急対策の万全を図るうえにおいて欠くことのできないものであるから、その受領伝達を迅速かつ的確に行うため、受領及び伝達系統について定めておくものとする。

1 気象等の予警報の通報伝達

(1) 予警報等発表責任体制

ア 気象、高潮、津波及び洪水についての予報又は警報は、大分地方気象台が気象業務法の規定に基づき発表する。

イ 津波予報又は警報は、福岡管区気象台が気象業務法の規定に基づき発表する。

ウ 水防警報は、国土交通大臣の指定する河川、湖沼又は海岸については、国土交通大臣の命により九州地方整備局各工事事務所長が、その他の河川、海岸又は湖沼については県知事の命により大分県水防本部長が水防法の規定に基づき発表する。

エ 火災警報は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは市長が消防法の規定に基づき発表する。

オ 地震等に関する情報

国土交通省国土地理院は、地震の将来の推移、見通しなど地震予知を内容とする情報を発表し、気象庁（大分地方気象台）は、原則として、地震観測の成果など主に地震活動の事実についての情報を発表する。

カ その他防災に関し、必要な情報は、当面する防災関係機関の長が発表する。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称*を用いる場合がある。

*市町村をまとめた地域：日田玖珠（日田市、玖珠町、九重町）

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警

		報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され

		たときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された

		ときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km

<p>(大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)</p>	<p>四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数 の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(大分県中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(大分県)で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状

の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。

(6) 土砂災害警戒情報

大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(9) 火災気象通報

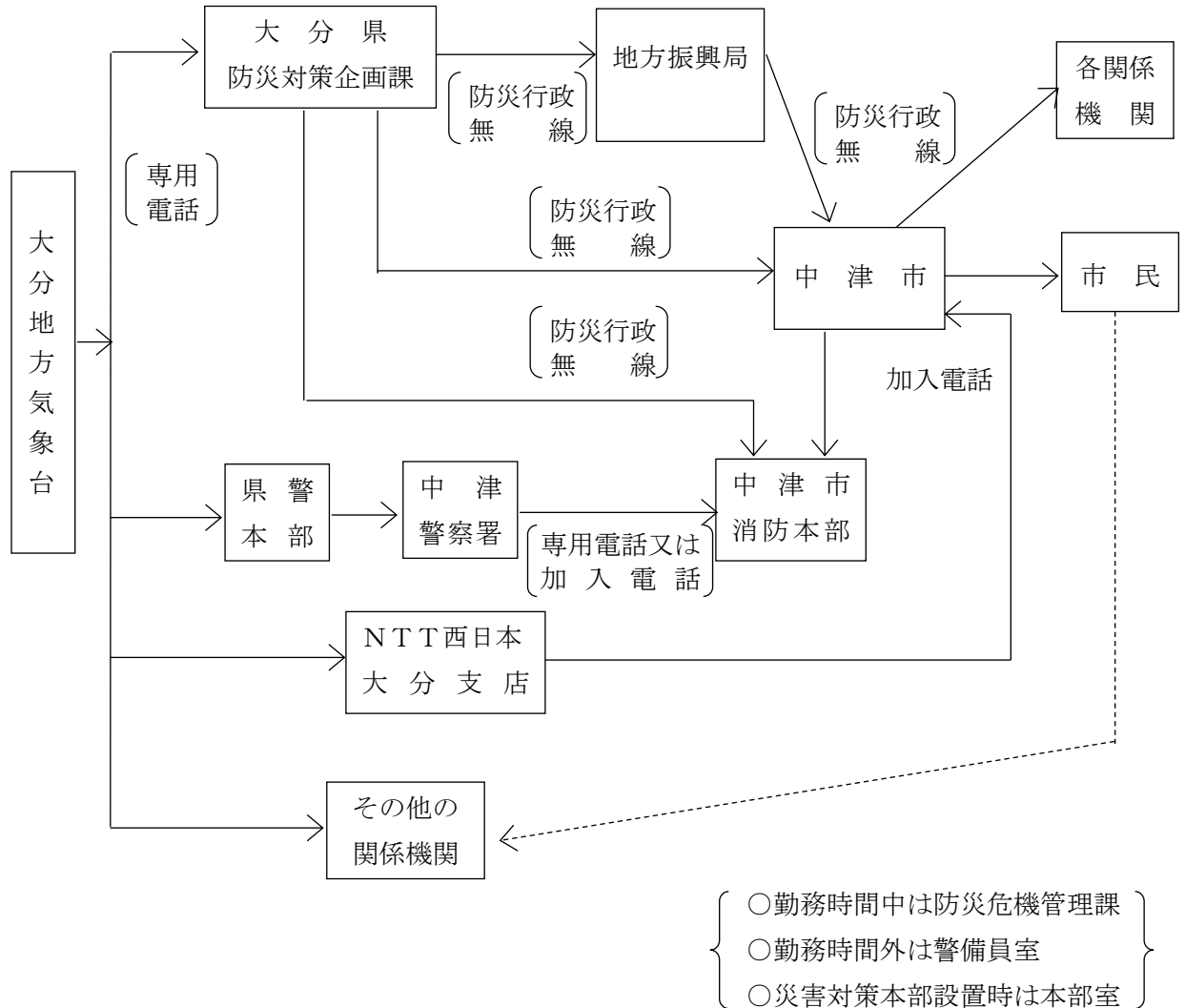
消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて各市町村や消防本部等に伝達される。

(10) 災害時気象支援資料

大分地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(1 1) 気象、高潮、津波及び洪水予報又は警報の系統方法

基準通報系統図



(1 2) 伝達、周知方法

市は、各関係機関から伝達を受けた注意報等は、庁内放送及び加入電話等により伝達することとともに必要と認めるものについては、災害広報計画によりすみやかに住民に周知徹底するよう努めるものとする。

(1 3) 気象情報の収集

市は、県、警察及びNTT西日本を通じて、気象官署から発表された気象情報を受領し、地域内の各関係先に伝達するとともに、ラジオ、テレビ等により積極的に気象情報の収集に努める。

2 異常現象時における措置

(1) 異常気象の種別

地震、津波、竜巻、強い降ひょう等、これらに類する異常な気象現象

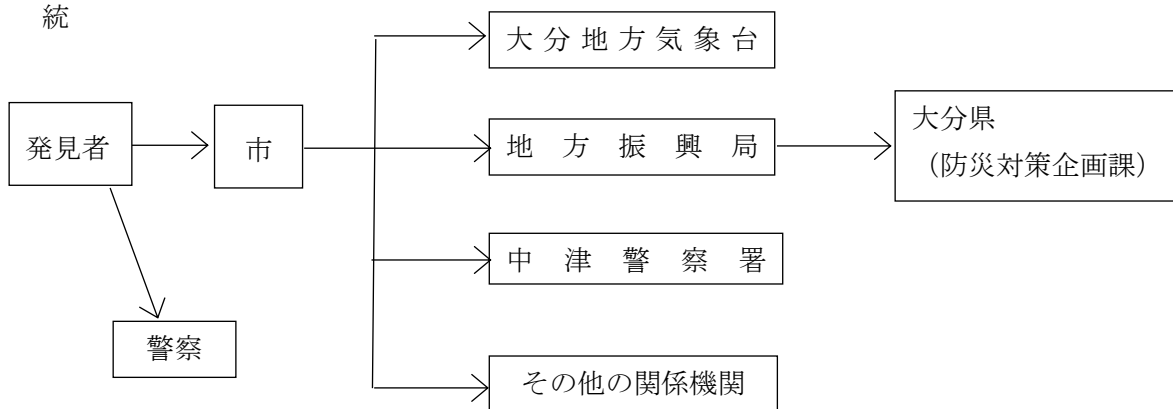
(2) 異常気象現象の通報等

ア 異常な気象現象を発見した者は、最も迅速な方法により、この旨を市に通報しなければならない。

イ 異常気象現象の措置

イにより通報を受けた市長は、すみやかにその概況を把握確認の上、被害をうけるおそれのある地域住民及び関係機関に通報するとともに、被害を最少限度にくいとめる迅速な措置を行うものとする。

系 統



3 水防警報

雨量、水位、高潮の情報により災害が発生するおそれがある場合又は河川、ため池等の巡視により、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を関係部長を通して防災危機管理課に報告しなければならない。

4 指定河川（山国川水系）洪水予報の伝達

(1) 基本方針

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川については、区間を決め水位を示して警報及び注意報を発表する。対象河川は次のとおりであり、九州地方整備局各河川事務所及び大分県河川課と大分気象台等が共同で下表の標題により発表する。これらの洪水予報については、発表機関及び伝達を受ける関係機関において、情報の迅速、的確な収集・伝達を行い、県民への生命・財産への被害を最小限とするため必要な体制を整える。

なお、市及び県土木事務所は、洪水予報が発表された場合、被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけを行う。

県内洪水予報指定河川

河川名		
大分川	大分河川国道事務所	大分地方気象台
七瀬川		
大野川水系		
山国川		
番匠川	佐伯河川国道事務所	福岡管区気象台
筑後川上中流部	筑後川河川事務所	
駅館川	大分県河川課	大分地方気象台

洪水予報実施区域及び水位観測所設置個所、各基準水位等は「大分県地域防災計画資料編」に収録する。

指定河川洪水予報

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

第5 災害・被害情報等の報告、収集・伝達

(全課)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報(避難、交通規制等応急措置の実施状況等)及び被害に関する情報は、ここに定めるところにより実施する。

1 災害情報収集責任体制

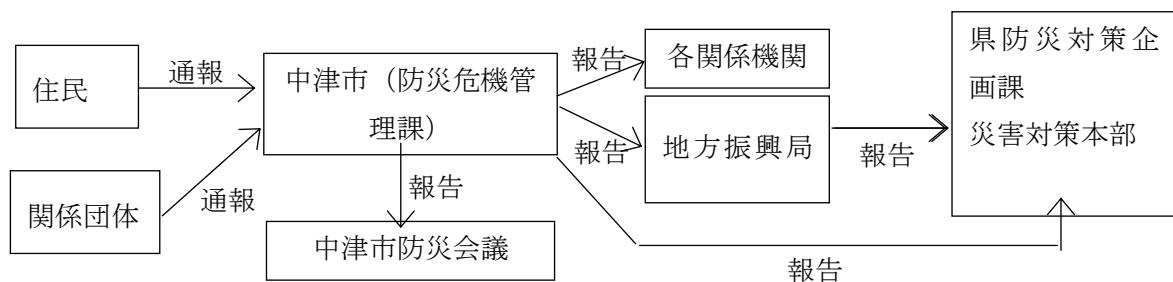
災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害に関する情報（避難、交通規則等応急

措置の実施状況等) (以下「災害情報」という。) 及び被害に関する情報 (以下「被害情報」という。) は、市が当該地域内に所在する関係機関等に協力を求めて、調査収集する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき場合は、各対策部自らその情報を調査収集し、必要に応じて防災危機管理課及び県に報告するものとする。

2 被害状況の調査、報告

- (1) 災害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査収集は、原則として各課 (各対策班) が行い、これらの取りまとめは、防災危機管理課 (総括班) とし、同班は常に災害状況及び被害状況の把握をしておくものとする。
- (2) 各課 (各対策班) は、調査を行うに当たっては、各地域の自治委員、消防本部の職員等の協力を得て、被害状況を迅速的確に把握するように努める。
- (3) 本部設置時において被害状況の調査収集のため特に必要がある時は、調査班を編成しこれを行う。
- (4) 防災危機管理課 (総括班) は、被害状況又は、応急対策措置の状況等は、すみやかに市長、県及び関係機関に報告する。

3 情報収集系統



4 被害状況の調査分担及び調査要領

被害調査に当たっては、調査担当員にあらかじめ報告用紙等を配付しておくとともに、調査及び連絡方法について事前に協議し、統一しておくものとする。

種 別	調査分担及び調査要領
人、住家等被害	人、住家等及び民生物資の被害は、福祉対策班が各地区を巡回し、自治委員・民生委員等の協力を得て調査する。
衛生関係被害	衛生関係被害は衛生救援対策班が施設の管理者等の協力を得て調査する。
農業関係被害	農業関係被害は、農林水産対策班が農業協同組合及び農業団体等の協力を得て調査する。
水産業関係被害	水産関係被害は、農林水産対策班が漁業協同組合等の協力を得て調査する。
林業関係被害	林業関係被害は、農林水産対策班が森林組合等の協力を得て調査する。
商工鉱業関係被害	商工鉱業関係被害は、商工観光対策班が商工会議所等の協力を得て調査する。

土木関係被害	土木関係被害は、土木対策班が被害地域におもむき調査する。
教育関係施設被害	教育関係施設被害は、文教対策班が学校長及び施設の管理者の協力を得て調査する。
その他の被害	私立学校施設、電気通信、電力施設、ガス施設、危険物施設、鉄道施設及び私有財産の被害については、総務対策班が施設の管理者の協力を得て調査する。

被害判定基準

死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものをいう。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1か月以上の治療を要する見込みのものをいう。
軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家である。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・流出)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の破損・焼失又は流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。
住家半壊	住家の破損が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には破損部分とその住家の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。
一部破損	破損の程度が半壊に至らないものをいう。ただし、窓ガラスの2、3枚壊れた程度のもは除く。
床上浸水	住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木などのたい積のため一時的に居住することができないものをいう。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
非住家被害	非住家に対し、全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。公共建物についても同じ。
道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道等の一部が破損し、車両の通行が不能になった程度の被害をいう。
橋りょう被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
河川被害	1級河川、2級河川及び普通河川の堤防、護岸が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

砂防設備被害	砂防法という砂防設備の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
港湾施設被害	港湾法という港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
漁港施設被害	漁港法という漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
海岸施設被害	海岸法という海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
田畑の流失埋没	耕土が流失し、又は砂利などのたい積のため耕作が不能になったものをいう。
田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。
溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものをいう。
がけ崩れ	がけ崩れにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものをいう。
農林水産物被害	主要な農作物、林産物及び水産物の被害をいい、種別ごとに記入すること。
鉄軌道被害	電車などの運行が不能になった程度の被害をいう。
通信施設被害	電信、電話が故障し、通信不能になった回線をいう。
船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものをいう。
工業用水道被害	工業用水道事業法に定める工業用水道施設の被害で、工業用水の給水が不能となった程度の被害をいう。
水道施設被害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設の被害で、用水の送水が不能となった程度の被害をいう。
都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で地方公共団体の維持管理に属するものの被害をいう。（維持管理に属することとなるものを含む。）
自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度の被害を受けたものをいう。
地すべり防止被害	地すべり等防止法という地すべり防止施設で、復旧工事を要する程度のものをいう。
急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律という急傾斜地崩壊防止施設で、復旧工事を要する程度のものをいう。
り災世帯	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊、流失、全焼、半焼、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。
その他	各項に該当しない被害について記載すること。
被害総額	物的被害の概算額を千円単位として計上すること。

注 定義のない用語については、関連用語の定義を類推して解釈すること。

5 被害情報の収集及び報告の方法

(1) 被害情報の収集及び報告内容は、災害発生後の時間的経過に比例し徐々に変容し、段階

に質的、量的正確性が増大するものと想定される。このため被害情報の収集及び報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次のように行うものとする。

- ・第1段階：第1報（被害の概要）
- ・第2段階：被害速報
- ・第3段階：確定報告

(2) 収集の方法

ア 第1報（被害の概要）

災害発生後おおむね 60～120 分以内に、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集する。

(a) 収集する事項

各対策部は、災害発生直後においては、あらかじめ定めた被害情報の収集担当にかかわらず現に知りうる範囲で、次の事項について情報収集する。

- ・死者、負傷者等の人的被害の発生状況
- ・主要道路、橋梁の被害状況
- ・建物の倒壊状況
- ・電気、ガス、水道の状況
- ・住民の動向
- ・火災の発生及び延焼の状況
- ・その他特に必要な事項

(b) 収集の要領

- ・庁舎等の周辺の状況を確認する。
- ・参集職員より、参集途上の状況を聴取する。（時間外の場合）
- ・警察署等の防災関係機関と情報交換する。
- ・住民からの通報を受ける。

イ 被害速報

第1報（被害の概要）の後、確定報告までの被害情報の収集は、あらかじめ定めた分担により、各課（各対策班）が行う。

収集に当たっては、次の要領による。

- (a) 現地調査を行い、各地域の自治委員及び消防団員等の協力を得て、正確な数量的把握に努める。

ウ 確定報告

応急対策活動が終了し、本部が廃止された場合、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、取りまとめ、確定報告を本部長（市長）に提出する。

(3) 報告の方法

ア 報告窓口

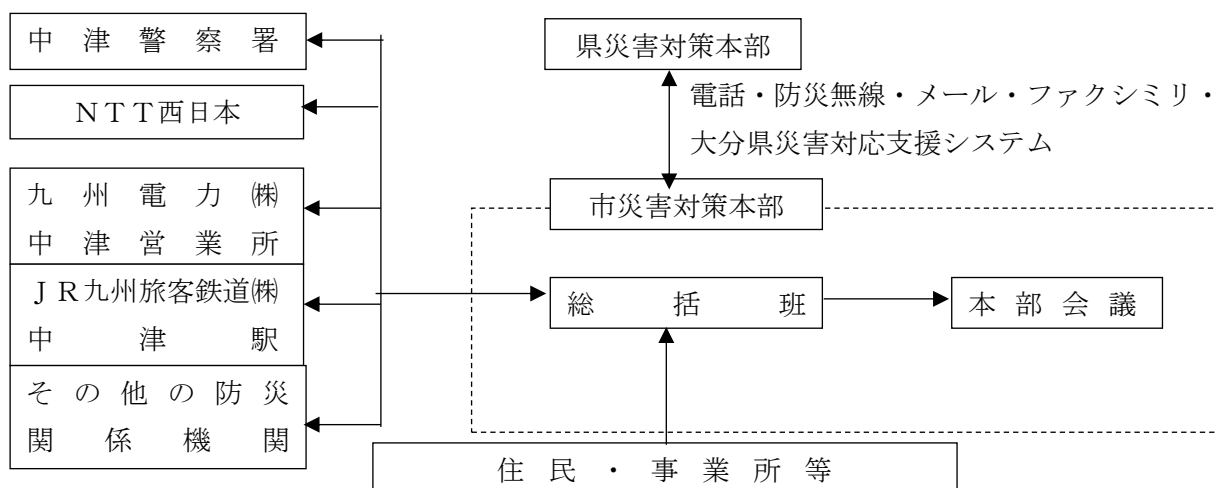
報告窓口は総括班とする。

イ 報告の様式

(a) 被害報告、確定報告

電子申請受付システム又は任意の様式による。

- (4) 総括班は、前記の報告を取りまとめ、すみやかに市長、県及び防災関係機関に報告する。本部設置後における被害情報の収集及び報告系統は次図による。



* 有線電話途絶の場合は、無線電話を代替手段とする。

* ……は、住民等からの通報を示す。

(5) 被害写真の撮影

各対策班において、災害の記録写真を撮影する。被害状況の写真は、記録保存のためにも極めて重要であり、被害状況確認の資料として災害応急対策等に活用する。また、必要に応じ記録映画を製作し、災害状況の資料として保存する。従って、被害調査員は適宜被害箇所を選定し、被害の程度及び状況が明瞭にわかるよう、かつ、被害の報告用としても十分役立つよう撮影するものとする。その他、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を依頼するものとする。

(6) その他

大規模災害発生直後は、現場の情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS等を活用した情報収集・分析や、ドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保するよう努める。

6 災害情報等の調査集計

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査、収集に当たっては、各班が原則として収集するものであるが、集計等は総務対策班が取りまとめ、常に災害状況、被害状況を把握できる体制を整備するものとする。

(1) 災害情報及び被害の報告

県をはじめ各関係機関に対する市域内の災害情報及び被害状況の報告等については、連絡責任者を定め、適宜、的確な報告及び情報交換を行い、災害応急対策に資するものとする。

(2) 被害状況等の調査

市域内における被害状況の調査に当たっては、次の要領による。ただし、支所管内においては、別途編成する調査班にて行う。

ア 調査の要領

(a) 人、住家等被害

人、住家等の被害については、救助活動及び応急対策活動を早急に実施する必要があるため、各関係機関と連絡をとり、総務対策班員を各地域に派遣し、調査を実施する。

(b) 農林水産関係被害

農林水産対策班が、農地、農業用施設、農作物、畜産物、農道、林道及び水産施設等

の各被害について農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て調査を実施する。

(c) 商工業関係被害

中小企業等商工業関係被害については、商工観光対策班が中津商工会議所等の協力を得て調査を実施する。

(d) 土木関係被害

土木及び公園関係施設の被害については、土木対策班が被害地域におもむき調査を実施する。

(e) 教育関係施設被害

教育関係施設の被害については、文教対策班において施設管理責任者（学校長等）に被害を調査させ収集する。

(f) その他の被害

市有財産の被害については、各施設を所管する部において調査を実施する。

イ 調査報告の取りまとめ

上記の各被害調査の取りまとめは総括班において行い、調査結果を本部長並びに各関係機関へ報告するものとする。

ウ 被害状況等の県本部（県知事）への報告

市域内において、災害が発生したとき、又は災害の発生のおそれがあるときは、ただちに市域内の被害状況、災害速報あるいは応急対策等を県に報告する。

（報告又は伝達を要する場合）

次に掲げる事項の一に該当したときは、被害の発生及び被害状況を報告する。

- ・市本部が設置されたとき
- ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき

第6 災害救助法の適用及び運用

（防災危機管理課、福祉政策課）

災害の規模に応じ、災害救助法が適用される災害は、同法の基準により、次のとおり応急救助を実施する。また、同法が適用されない小災害は、市長の責任において応急救助を実施するものとする。

1 災害救助法による応急救助

災害救助法による応急救助は、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るため応急に必要な救助を行うものである。

【適用基準】

災害救助法は、市の人口に応じ、住家の滅失（被害世帯）が一定規模以上に達するか、多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、被災者が現に救助を要する状態にある場合等に適用される。

(1) 本市における適用基準世帯数一覧表

次の1～3のいずれかに該当する場合

適用	中津市域内（世帯）
1号	80
2号	40
小災害適用	26

(注) 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号

2 小災害適用とは、県の制度（小災害に対する救助内規）である。

(2) 被害認定基準表

区分	種類	基準	備考	
人	死者	遺体を確認したもの 死亡したことが確実なもの（未確認）		
	行方不明者	所在不明で死亡の疑いのあるもの		
	負傷者	重傷者		要治療1か月以上の見込みのもの
		軽傷者		要治療1か月未満の見込みのもの
住家	全壊 全焼 全流失	滅失したもの ・延床面積の70%以上の損壊 ・主要構造部の被害額50%以上	主要構造部：壁、柱、はり、屋根、階段	
	半壊 半焼	損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用可能なもの ・延床面積の20%以上70%未満の損壊 ・主要構造部の被害額20%以上50%未満		
	床上浸水	浸水水位が床板以上に達したもの 土砂、竹木のたい積により一時的に居住不能状態となったもの	居室以外（作業場、廊下、炊事場、風呂場等）のみの浸水は対象外	
	床下浸水	浸水水位が床板に達しないもの		
	一部破損	損壊程度が半壊に達しないもの		

(注) 被害程度の認定基準

(A) 被害程度の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。

(B) 「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合にはこれら生活に必要な部分の棟数は、合して1戸とする。なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家

に入れるべきである。

(C)「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯として取り扱う。

(D)「全壊(焼)」、「流失」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失滅失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが、困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部(壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。半壊(焼)の場合も同様)の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のことをいう。

(E)「半壊(焼)」とは、住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものをいう。

(F)「床上浸水」とは、(D)及び(E)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(G)「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のことをいう。

(H)「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のことをいう。

(I)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(J)「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。

(K)「負傷」とは、災害のため負傷して医師の治療を受ける必要のあるものをいう。「負傷」のうち「重傷」とは、1 カ月以上の治療を要する見込のものをいい、「軽傷」とは、1 カ月未満で治療できる見込のものをいう。

ア 県下の滅失被害世帯数の合計が 7,000 世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(厚生労働省令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

(ア) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

(イ) 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するときに救助を行う。

(厚生労働省令で定める基準)

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

- ア 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合
- イ 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ウ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- エ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- オ 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- カ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
- キ 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合
- ク 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

(4) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

○応急救助の実施基準

救助の種類	対象	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつ	災害発生の日から20日以内に	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。

の供与	て自らの資力では住宅を得ることができない者	着工	2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する 「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼) 流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内

修理	2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度 に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者		
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1力月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者及び避難者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

	もの		
--	----	--	--

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 リ災届、リ災者台帳及びり災証明書の取り扱い（税務課）

(1) リ災届の提出

応急救助を必要と認める災害により被災し、応急救助（炊き出しを除く。）を受けようとする者に対して、り災届を1通提出させるものとする。

ただし、そのいとまがない場合は、ただちに応急救助を実施し、すみやかにり災届の提出の手続きをとる。

(2) リ災者台帳の作成

総務対策部は、応急救助を必要と認める災害により被災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、り災者台帳を整備しこれに登録する。

(3) リ災証明書の発行

被災者に対し必要があると認めたときは、り災者台帳に基づき、り災証明書を発行する。

4 応急救助の実施及び費用

災害救助法を適用した場合の応急救助の実施及び救助に要する費用については、適正な救助の実施を図るため、次の手続きにより行うものとする。

(1) 救助を実施するときの協議

災害対策本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助の内容等について本部会議で福祉対策部と協議するとともに、密接な連携をもって円滑な実施に努めるものとする。

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

災害対策本部は、災害救助法が適用された日から完了するまでの間、救助の実施状況については毎日、救助に要した費用については必要なつど本部会議で総務対策部へ報告するものとする。

なお、総務対策部は、実施状況の報告を取りまとめ、市域全般の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を県に報告する。

(3) 費用の精算事務

救助に要した費用の精算事務は、福祉対策部において行うが、各対策部は、実施した各救助の費用精算のため必要な書類を整備保存しておくものとする。

5 救助の実施

災害救助法による救助は、国の責任で行われるものであるが、その実施については、都道府県知事の法定受託事務とされている。

なお、救助を迅速に行うため、県知事は、必要と認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員

飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

また、災害発生から救助の実施にいたるまでの事務処理は、①被害状況の把握（適用基準該当の確認）、②適用要請〔市長から大分県知事へ〕、③救助の委任通知（災害救助法適用による救助の実施、一部を市長へ委任）〔大分県知事から市長へ〕、④災害救助法による救助の実施指示〔市長（本部長）から関係各部へ〕となる。

第7 広域的な応援要請・協力体制の確立

（防災危機管理課・総務課）

災害が発生した場合において、市長は、迅速かつ効率的な災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要と認めるときは、県知事若しくは、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の長に対し、関係職員の派遣又はあつ旋等を要請し、あるいは、応援の要請があった場合には、特別の事情がない限りこれに応ずるよう、相互応援協力についての計画を定めるものとする。

1 他の地方公共団体等との相互応援協力

(1) 職員の派遣要請及びあつ旋依頼

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、市長（本部長）は、基本法などの関係法令及び相互応援協定により指定地方行政機関又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、また、県知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関若しくは、他の地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を求めるものとし、必要な手続き等を定め関係職員に周知しておくものとする。

(2) 応援要請の種類

要請先 根拠	指定地方行政機関の 長	知事	他の公共団体の長
災害対策 基本法	・職員の派遣要請 (29条)	・指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣のあつ旋要請 (30条1項) ・他の地方公共団体の職員の派遣のあつ旋要請 (30条2項) ・応援の要求及び応急措置の実施要請 (68条)	・応援の要求 (67条)
地方自治法			・職員の派遣要請

			(252 条の 17)
水 防 法			・ 応援の要求 (16 条)

2 応援要求

(1) 他の市町村長等に対する応援の要求 (基本法第 67 条)

市長 (本部長) は、次に該当すると認められるときは、平成 10 年に締結した「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

ア 各部の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

(2) 県知事等に対する応援の要求等 (基本法第 68 条)

市長 (本部長) は、応急処置を実施するため必要があるときは、県知事等に対し応援を求め、又は応急処置の実施を要請する。

【県の主な支援内容】

ア 大規模な災害が発生した場合においては、県の地区災害対策本部は、市へ情報連絡員を派遣し、被害の規模や市の体制等を把握し、県への被害情報の連絡体制の支援を行う。

イ 県地区災害対策本部は、必要に応じて職員を市へ派遣し、市の行う応急対策に必要な協力を行う。

ウ 特に局所的で、甚大な被害が発生した地域があるときは、県は当該災害地に現地災害対策本部を設置又は市町村が設置した現地災害対策本部に県職員 (課長級) を派遣して、市が実施する応急対策に必要な支援を行う。

エ 市災害対策本部機能が著しく低下し、県災害対策本部への被害情報の報告等に困難、遅延が想定される場合等において、県災害対策本部は当該市に災害時緊急支援隊を派遣し、適切な応急対策に必要な情報を迅速に収集するとともに、市災害対策本部の支援を行う。

オ 市長 (本部長) が応援要請できない状況にあると判断される場合は、県は地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を行う。

(3) 水防管理者の応援要求 (水防法第 16 条)

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市長もしくは消防長に対して応援を求めることができる。

(4) 応援要請の手続き

災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。災害が更に拡大した場合は、地方振興局の所管区域内の市町に要請を行う。

ア 市長 (本部長) は、本部会議の協議に基づき、応援要請を決定し、その実施を総務対策班に指示する。

イ 総務対策班は、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を関係対策班に指示する。

ウ 応援の要請

市長 (本部長) は、他の市町村長等の応援を必要とするときは、次の事項を記載した文書をもって要請し、協議の上行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又は無線等によるものとし、事後において文書により処理する。

(a) 被害状況

- (b) 応援を要する救助の種類
- (c) 応援を要請する職種別人員数
- (d) 応援を必要とする期間
- (e) 応援の場所
- (f) 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (g) その他応援に関する必要な事項

(5) 応援隊が到着した場合の措置

市長は、他の市町村からの応援隊が到着した場合、その長に対し、ただちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にする。

(6) 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた班長の指揮を受けて活動するものとする。

(7) 費用の負担区分

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定に定めるところによる。

(8) 他の市町村への応援隊の派遣処置

市長が他の市町村長から応援の要請を受けたときは、正当な理由がない限り、ただちに応援隊の編成を行うとともに、人員及び物件を整備し、指揮者を定め、応援を求めた市町村へ連絡して出発させるものとする。

3 職員の派遣要請

市において災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員の確保上必要があるときは、市長、市の委員会又は委員は、職員の派遣要請を行うことができる。

(1) 要請措置

ア 国の職員の派遣要請（基本法第 29 条 第 2 項）

指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請することができる。

イ 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

他の普通地方公共団体の長又は委員会もしくは委員に対して当該の普通地方公共団体の職員の派遣を要請することができる。

ウ 職員のある要請（基本法第 30 条）

知事に対して指定公共機関又は他の普通地方公共団体の職員の派遣についてある要請を求めることができる。

(2) 要請の手続き

ア 職員の派遣要請手続き（基本法施行令第 15 条）

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、関係指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

- (a) 派遣を要請する理由
- (b) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (c) 派遣を必要とする期間
- (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (e) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣要請について必要な事項

イ 派遣のある要請手続き（基本法施行令第 16 条）

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣についてある要請を求めるものとする。

- (a) 派遣のある要請を求める理由
- (b) 派遣のある要請を求める職員の職種別人員

- (c) 派遣を必要とする期間
- (d) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (e) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつ旋について必要な事項

第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受入れ

(防災危機管理課、消防本部)

1 防災ヘリコプターの派遣要請

大分県が保有する防災ヘリコプター「とよかぜ」の緊急運航に係る要請先及び手順は、次のとおりである。

- ・緊急運航の要請は、市長、消防長が運航責任者（防災航空管理監）に行うものとされている。
- ・要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町大字田代2592-2

電話0974-34-2192

F A X 0974-34-2195

緊急運搬要請専用電話 0974-34-3136

自衛隊へのヘリコプター派遣要請は、次項に示す。

2 活動内容

- ・災害応急対策活動……………地震、津波、台風等の災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等への伝達及び被災地への緊急物資等の搬送
- ・災害予防対策活動……………住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等
- ・救急活動……………山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送
- ・救助活動……………海、河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助
- ・火災防ぎょ活動……………林野火災等における空中からの消火活動、情報収集
- ・ヘリTV活動……………地震、風水害等の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

※防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種有能力・特性により、ヘリTV活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

3 場外離着陸場

中津市消防本部受援計画に記載のとおりとする。

4 運航体制及び時間

- ・365日体制とする。ただし、運航不能時は6県（大分・熊本・宮崎・鹿児島・長崎・佐賀）による防災消防ヘリコプター相互応援協定による対応となる。
- ・運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8時30分～17時15分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。

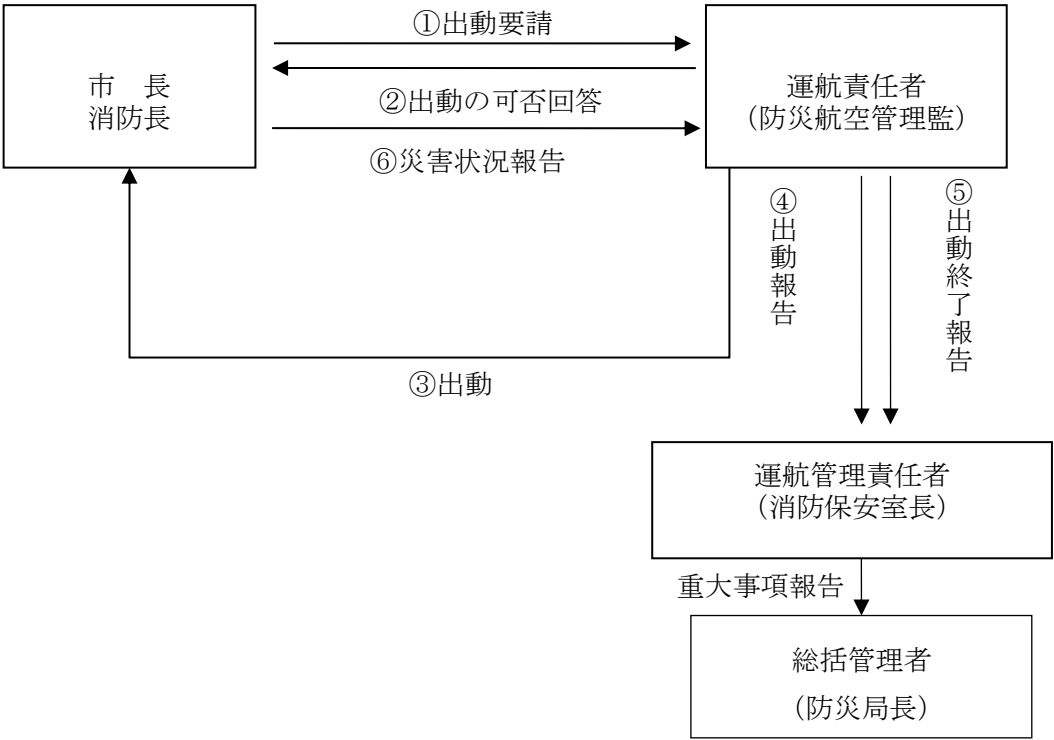
5 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の（１）～（３）の条件をすべて満たし、かつ、「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできるものとする。

- （１）公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- （２）緊急性 差し迫った必要性があること。
- （３）非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

6 緊急運航要請に係る手続

・防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は、次のとおりである。

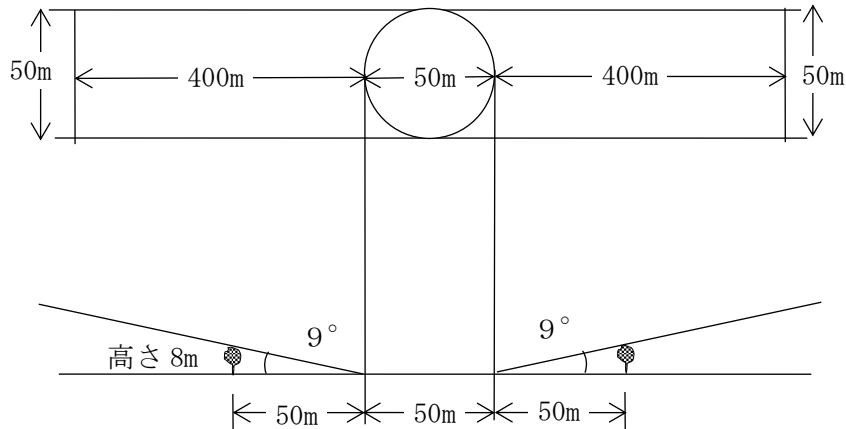


・緊急運航の要請は、市長、消防長が防災航空管理者に対し行うものとする。

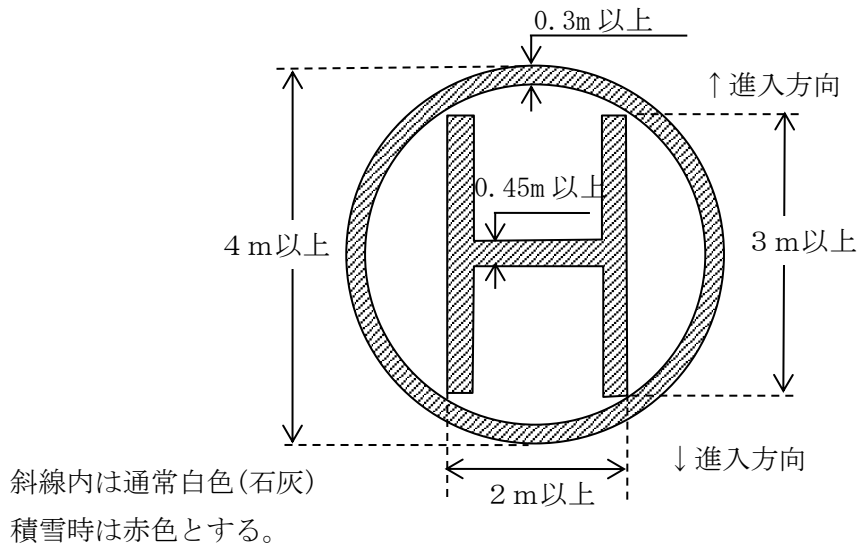
7 ヘリコプターの受け入れ体制

防災ヘリコプター「とよかぜ」、自衛隊の派遣によるヘリコプター、その他民間ヘリコプターを受け入れられるよう、離着陸場をあらかじめ指定しておき、土地の管理者に協力を要請するものとする。

- （１）離着陸場
 - ヘリコプター離着陸場は、本庁、各支所の区域内に1箇所以上配置する。
- （２）ヘリコプターによる災害派遣の受入れ準備
 - ア 下記基準をみたす地積（ヘリポート）を確保する。この場合土地の所有者又は管理者と調整を確実に実施する。
 - 抑度9度の線上400m、幅50mにわたって障害物がないこと（中型機の場合）。
 - 地面は、堅固で傾斜度6度以内であること。



- イ 離着陸時の風圧により巻きあげられる危険性のあるものは撤去し、砂塵のまいあがるおそれがある場合は、十分に散水しておくこと。また積雪時の場合は、除雪あるいはてん圧を行っておくこと。
- ウ 離着陸時は、風圧等により危険がともなうので、関係者以外の人を接近させないようにすること。
- エ ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮しておくこと。
- オ ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し、又は旗をたてるように努めること。これがないときは、発煙筒を焚き安全進入方向を示すように努めること。
- カ 着陸地には次図のとおり標示して着陸中心を示すように努めること。



- キ 物資を輸送する場合は、搭載量の超過をさけるため計量器を準備すること。
- ク ヘリポート使用に当たっては、総括班及び施設等管理者へ連絡を行うこと。

第9 自衛隊の災害派遣要請

(防災危機管理課)

自衛隊に対する部隊等の派遣要請は、自衛隊法第83条第1項に基づき県知事が行うこととなっ

ているが、県知事に対する派遣要求等、災害派遣について必要な事項は、ここに定めるものとする。

1 災害派遣要請基準

応急対策を実施するうえで、自衛隊の救援を必要とするときは、市長（本部長）は、基本法第68条の2の規定により部隊の派遣要請を県知事に依頼する。ただし、事態が急迫し、すみやかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、最寄りの駐屯地（別府駐屯地）部隊の長に、その内容を通報するとともに、知事に対し、災害派遣を申請するものとする。

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため、緊急の措置を必要とする場合に行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 人命の救助
- (2) 消防
- (3) 水防
- (4) 救助物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開
- (6) 応急の医療、防疫
- (7) 給水、入浴支援
- (8) 通信支援

2 災害派遣要請手続

市長が県知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を県知事あてに提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、船舶、車両、航空機等の概数、携行資材等
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

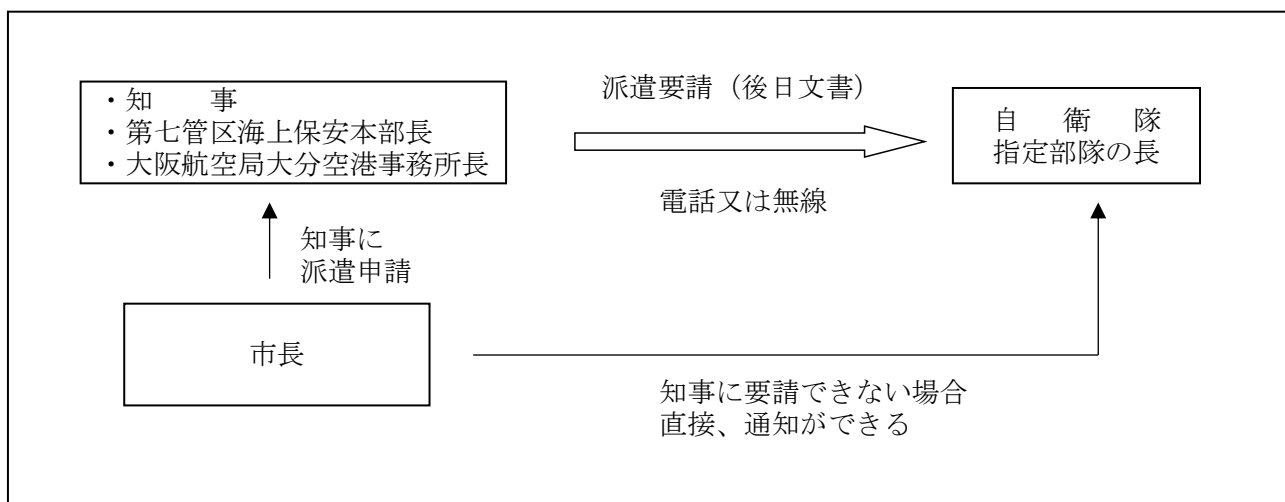
3 災害派遣要請の要領

- (1) 各部長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書により総務対策班長に派遣要請依頼を行う。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。
- (2) 総括班長は、非常配備・動員状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請依頼についての必要な進言を市長（本部長）にするものとする。
- (3) 本部長は、本部会議の協議に基づき、派遣要請を決定する。
- (4) 本部会議は、総務対策班に必要な手続きをとるよう指示するとともに、派遣要請を依頼した班に受入れ体制の万全を期するよう指示する。
- (5) 総括班は、ただちに災害派遣要請依頼書を県へ提出するものとする。
なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により連絡し、事後、派遣要請依頼書を提出するものとする。
- (6) 総括班は、県知事から自衛隊の災害派遣の決定通知を受けたとき、派遣要請を依頼した班に対して、災害派遣の有無、派遣の規模、その他派遣に関する必要な事項を伝達、指示する。

4 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本市に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
陸 上 自 衛 隊 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 0977-22-4311 内線234, 302 F A X 0977-23-3433 防 7-852	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	由布市川上 0977-84-2111 内線235, 302 F A X 0977-84-2111	隊長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 09737-2-1116 内線235, 302 F A X 09737-2-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 092-591-1020 内線5233	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域
西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (陸軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 096-368-5111 内 線 2256,2257	総監	九州・沖縄(大分県含む)全域

海上自衛隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 0823-22-5511 内線 2444 22-5680 (直通) 22-5692 (直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	総監	大分県沿岸部全域を管轄
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 092-581-4031 内線2333~4 FAX092-581-4031 内線6923	司令官	大分県全域を管轄
地本等	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-3 6 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先
	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 0972-22-0370	隊長	呉地方総監部との連絡調整

(3) 要請連絡先及び連絡方法

ア 生活環境部防災局防災対策企画課：大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3155, 3152 FAX 097-533-0930
097-534-1711

防災電話 50-264, 204 FAX 200-387

イ 第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸通り2-1-18

電話 093-321-2931

ウ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原字大海田

電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

5 自衛隊の活動基準

人命救助を最優先とし、状況に応じて次表の基準により救援活動を実施する。

(1) 情報収集

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により知事等から要請があったとき、又は同条第 2 項の規定により、防衛大臣が指定した災害派遣を命ずることができる部隊等の長が必要と認めるときは車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行い被害状況を調査する。

(2) 負傷者の救出救護支援

死者、行方不明者、負傷者等が生じた場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 防疫支援

特に要請があった場合には、被災者の応急診療、防疫、病虫害防除等の支援を行う。
薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(4) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(5) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。

(6) 給食及び給水の支援

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。

(7) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(8) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(9) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他消防活動に必要な器具をもって消防機関に協力して人命救助及び消火にあたる。

(10) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において部外通信を支援する。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令(昭和 33 年総理府令第 1 号)」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通がふくそうする地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

6 派遣部隊の受入れに関し留意すべき事項

県知事から自衛隊の災害派遣が決定した旨の通知を受けた場合、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう受入れに万全を期するよう努めるものとする。

- (1) 総務対策班
 - ア 連絡員を自衛隊の救援活動現地へ派遣する。
 - イ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、関係部に対し、ヘリポート設置可能箇所の使用に関する指示、調整を行う。
 - ウ 派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。
 - (a) 派遣部隊の長の官職氏名
 - (b) 隊員数
 - (c) 到着日時
 - (d) 従事している作業内容及び進捗状況
 - エ 派遣部隊の活動拠点は大貞公園とする。
- (2) 派遣要請を依頼した班
 - ア 派遣部隊を災害現地へ誘導する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、応急復旧に必要な資機材等については、市で準備し、到着後自衛隊の活動がすみやかに開始されるようあらかじめ準備に留意すること。
 - ウ 自衛隊の宿泊施設及び野営施設並びに車両の保管場所の準備をしておくこと。
 - エ 派遣要請した現地には、必ず連絡責任者（工事責任者）を派遣し、作業に支障をきたさないよう、自衛隊現地指揮官と協議決定にあたらせること。
 - オ 自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力を求めること。
 - カ その他総務対策班から指示のあった事項

7 費用の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次の事項については、派遣を受けた市が負担とする。細部については、その都度派遣部隊と市長が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊に必要な土地建物等の借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (3) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上、または修理費
- (4) 無作為による損害の補償
- (5) その他協議により決定したもの

8 派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、撤収要請依頼書を知事に提出するものとする。なお、撤収要請依頼の手続きは、派遣要請依頼に準じて行うものとする。

第10 他機関に対する応援要請

(防災危機管理課)

- 1 災害応急対策の実施のため他関係機関等に対し必要な協力を得るため、市が締結している応援協定は以下のとおりである。

市は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。

- (1) 災害時における応急必需食料の調達に関する協定書

- (2) 災害発生時の応急対策に関する協定書
- (3) 中津市地区災害復旧に関する覚書
- (4) 災害時における中津市内郵便局と中津市間の相互協力に関する覚書
- (5) 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書
- (6) 災害情報等の伝達に関する協定について
- (7) 災害時における救援物資提供に関する協定書
- (8) 災害時における飲料供給に関する協定書
- (9) 災害発生時の応急対策に関する協定書
- (10) 災害発生時の物資供給に関する協定書
- (11) 災害発生時の応援に関する協定書
- (12) 津波発生時の避難ビルに関する協定書
- (13) 災害発生時の緊急放送に関する協定書
- (14) 災害発生時の燃料供給に関する協定書
- (15) 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定
- (16) 災害時における要配慮者の避難輸送協力に関する協定
- (17) 災害時における機材及び資材の供給支援等に関する協定
- (18) 災害時におけるLPガス等の供給支援に関する協定
- (19) 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書
- (20) アマチュア無線による災害応援協定書
- (21) 災害に係る情報発信等に関する協定
- (22) 災害時における施設の使用に関する協定書
- (23) 災害発生時応援ヘリコプターの場合離着陸場の施設に関する協定書
- (24) 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書
- (25) 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書
- (26) 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
- (27) 災害時における応急生活物資供給に関する覚書
- (28) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定
- (29) 中津市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定
- (30) 災害支援等に関する協定書

2 広域応援要請に関する事項は、第2編 風水害その他の災害対策編 第2章 第2節 第7 応援要請・協力体制の確立」に記載のとおりである。

3 市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。なお、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長にその内容を通報するものとする。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知するものとする。

4 自衛隊の災害派遣に関する事項は、第2編 風水害その他の災害対策編 第2章 第2節 第9 自衛隊の災害派遣要請」に記載のとおりである。

5 市長は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第 1 1 技術者、技能者及び労務者の確保

(総務課)

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、ここに定めるところによって実施する。

1 特殊技術者等の確保

応急対策の実施についてその所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者は、その防災機関の応援を求めるか、民間の技術者、又は技能者に協力を求め確保を図る。

2 労務者等の雇い上げ

災害応急対策を実施するための活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、雇用するものとする。

災害応急処置を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、主にハローワークを通じて、各対策部長が、本部長の承認を得て行う。

一般求職者についても、ハローワークを通じて、必要人員の雇い上げに努力する。

3 労務者の確保対策

災害対策本部長（市長）は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、また、奉仕団の動員並びに労務者の雇い上げが不可能なときは、県知事又は最寄りのハローワークに対し、次の事項を付して要請し、その確保を図るものとする。

- ア 労務者の雇用を要する目的又は作業種目
- イ 労務者の所要人数
- ウ 雇用を要する期間
- エ 労働条件
- オ 労務者が従事する地域
- カ その他必要事項

4 災害救助法に基づく労務者の雇い上げ

災害救助法が適用された場合り災者の救助を実施するため必要な労務者は、県（知事）が次の要領でこれを確保するものとする。

ただし、市長に業務が委任された場合は、市長がこれを行う。

労務者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷であるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。

被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救出行為に必要なもの。 救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水を供給するためのもの。 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 飲料水を浄化するための医薬品の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	<ul style="list-style-type: none"> 救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 救済用物資の被災者への配布に要するもの。 <p>(注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。</p>
行方不明者の捜索	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索行為に必要なもの。 行方不明者の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い(埋火葬を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の洗浄、消毒等の処理をするためのもの。 遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、厚生労働大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労務者の雇い上げを実施する。

(a) 「遺体埋火葬のための労務者」

(b) 「炊出しのための労務者」

(c) 「避難所開設、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労務者」

5 労務者の雇い上げの方法

災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務者の雇い上げを必要とする場合は、その目的及び種目ごとに計画をたて、必要最小限度の労務者を雇い上げる。

(1) 労務者の雇い上げは、本部長の承認を得て、各対策部長が現地において直接雇い上げるかハローワークを通じて行う。

(2) 前記により労務者が確保できないときは、本部長に人夫雇い上げ条件を示して、県知事に要請する。

6 労務者雇い上げの期間

労務者雇い上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇い上げの期間は、「本編 第2章 第2節 第6 災害救助法の適用及び運用」に示すそれぞれ救助の実施が認められている期間内である。

ただし、災害救助法による救助の実施の期間が延長された場合は、延長された救助の実施に係る労務者雇い上げ期間についても自動的に延長される。

- (1) 労務者雇い上げの期間の延長の承認申請事項
 - ア 延長する期間
 - イ 労務者雇い上げの目的又は救助の種目
 - ウ 雇い上げの人員
 - エ 使用場所
 - オ 延長の理由

7 労務者の賃金

雇い上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

8 費用の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）……県負担
- (2) その他の場合……市負担

9 整理保存すべき帳簿

整理保存すべき帳簿は次のとおりである。

- (1) 臨時雇用人夫台帳
- (2) 人夫賃支払い関係証拠書類

第12 ボランティアとの連携

(福祉政策課)

被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市の内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、市においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 市の組織体制

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口は、市災害対策本部福祉対策部福祉対策班とする。

3 ボランティアの受け入れ

市は、大規模な災害が発生した場合、その他必要と認めたときは、中津市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定に基づき、ボランティアセンター機能を持つ市社会福祉協議会と協議連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア受入態勢を確立する。

災害ボランティアセンターの運営に関しては、知識・経験のある災害ボランティアコーディネーターを中心に行い、金銭の授受の業務や報道対応については市社会福祉協議会職員や市担

当職員が対応する。

資機材については、災害ボランティアセンターに備蓄されている資機材を活用する。なお、不足する資機材については、ボランティアセンターから福祉対策班に依頼し調達する。

食料、水、宿泊場所については、原則ボランティア自身が確保する。

4 ボランティア活動の支援

災害の規模によっては、市内外を問わず多くの善意の支援が寄せられることが予想されるため、災害ボランティアセンターの業務である総合調整活動の支援を行い、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

災害ボランティアセンターが行うボランティアの活動支援としては、被災者からの要望とボランティアの活動の調整（マッチング）、ボランティアに対するオリエンテーション等があり、それらが十分に機能するよう、活動拠点の整備や、ボランティアに対する被災状況・避難場所・必要な救援活動などの情報提供に努める。

また、ボランティアの活動中のケガや病気などに対応するため、医療機関等との連携を図るとともに、活動中の傷害・賠償事故補償のためのボランティア活動保険加入を支援し、安心してボランティア活動ができるよう配慮する。

なお、これらの支援形態は、時間的な経過によって変化していくものであるため、常に現状を適切に伝える情報の発信体制も整備する。

その他必要に応じて臨機応変の対応を図る。

5 現地災害ボランティアセンターの役割

ア 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、市町村災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。

イ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。

○一般ボランティア・NPO活動例

- ・清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・その他被災者の生活支援に関する活動

○専門ボランティア・NPO活動例

- ・生活支援ニーズの把握
- ・被災者の健康管理やカウンセリング
- ・災害応急対策物など資材の輸送
- ・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- ・外国人に対する通訳
- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

ウ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

6 災害ボランティアネットワークの確立

市は、予測できない災害に対し、市社会福祉協議会や市民、市民団体等と連携を図り、ネッ

トワーク体制を確立することに努める。(研修会の開催等)

第 1 3 帰宅困難者対策

(防災危機管理課)

市街地や観光地には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々(以下「帰宅困難者」という。)が多数発生することが予想される。ここでは、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や事業所、防災関係機関等と相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送など、代替交通手段の運行方法を検討するものとする。

第 1 4 物資の備蓄及び資機材調達供給

(防災危機管理課、総務課、契約検査課)

災害に際し、必要とする救済用物資及び応急対策用資機材の備蓄及び調達供給は、ここに定めるところにより実施する。

1 物資等の備蓄及び調達供給の基本方針

(1) 市等の措置

災害時において必要な救済用物資及び応急対策用資機材は、市及び消防本部をはじめ、それぞれの防災関係機関において、あらかじめ備蓄、整備充実を図るものとし、また、応急時における調達供給を実施する。

(2) 調達先の確保

災害時における調達供給は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、当該物資の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて実施するものとする。その確保が困難な場合には、県又は指定地方行政機関に要請を行うものとする。

(3) 家庭内備蓄の推進

市民に対しては、生活必需品のほか、食料、飲料水、携帯ラジオなど災害時に必要な物品を持ち出せるよう、非常持ち出し袋等の準備について、広報や防災訓練等の機会を利用し推進を図る。

(4) 自主防災組織の備蓄の推進

自主防災組織については、市からの補助を行うことで、備蓄品の計画的な確保に努めるよう働きかけを行う。

2 救済用物資及び資機材調達確保対策

(1) 物資・資機材の備蓄、整備充実

応急対策を円滑に実施するため、各対策部は、災害に際して必要となる物資及び資機材について、その現況把握、整備・点検を行うとともに、緊急使用、調達方法等について十分な体制を整えておくものとする。

(2) 医薬品等

防疫及び医療等に必要な薬剤及び資機材については、消防本部、市民病院に整備するとともに、県知事指定の医薬品備蓄者及び市内医薬品等販売業者の在庫品より調達する。

(3) 食料、生活必需品等

主食については、九州農政局と緊密な連絡を取り、県を通じて政府米の払下げを申請するとともに、農業協同組合へ放出を要請し、副食その他非常食料、各種生活必需品等の緊急調達については、商工会議所、販売業者から物資調達に関する協定に基づき、実施する。

(4) 応急対策資材、建設機械等

災害応急対策に必要な資材等の備蓄、調達については、市において一定数量を備蓄するとともに、災害時において、物資調達に関する協定に基づき、実施する。

建設機械等は、原則として市保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は、建設業者が保有する建設機械等の借り上げを行う。このため、あらかじめ、借り上げ順位・手段、費用負担等について、建設業協会と協定を締結しておくものとする。

第15 交通確保輸送対策（建設政策課、建設土木課）

1 交通確保（道路・橋梁の応急対策）

災害が発生した場合は、道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害応急対策及び資機材の輸送を円滑に行うため、緊急に復旧を要する道路から順次応急復旧を行っていくものとする。

(1) 応急復旧目標

道路、橋梁等の被害に応じて盛土作業、仮橋の設置など応急工事を施工し、交通の確保を図る。

(2) 応急復旧方法

ア 路面の亀裂や沈下に対しては、その原因を確認し、他に支障がないと判断した場合には、土砂等により盛土作業を行う。なお、状況によっては仮舗装を実施する。

イ 法面崩壊については、土俵羽口工、積土俵工などを実施する。

ウ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、二次災害への対応を考慮のうえ、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の除去を行う。

エ 橋梁が流失、落橋した場合は、緊急措置として木角材、H形鋼を架け渡し、敷板を並べて応急復旧を行う。なお、代替橋（ペリー橋）を設置する場合は、代替橋を所有する自衛

隊に対して設置を要請するものとする。

2 交通規制

災害時において、道路の欠損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合若しくは復旧工事のためやむを得ないと認められる場合、又は他の河川管理者、道路管理者等から通報等により了知したときは、市長（道路管理者、河川管理者）は、次の各号により交通規制を行うものとする。

(1) 道路巡視等

土木対策班は、被災道路及びその付近の状況を調査するとともに、迂回道として指定する道路の調査を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 交通規制の決定（公安委員会の意見聴取）

土木対策部長は、中津警察署長の意見を聞いて、交通の規制を決定する。ただし、中津警察署長の意見を聞かないとまがない場合には、土木対策部長の判断で規制を実施し、すみやかに中津警察署長に通知するものとする。

(3) 交通規制の実施

交通規制は、土木対策班が道路標識等を必要な場所に設置して行うものとする。なお、迂回道を指定する場合には、迂回道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。

土木対策部長は、交通規制実施後、災害対策本部へ通報するものとする。

(4) 交通規制の広報等

交通規制を実施したときは、関係する他の道路管理者に通知する。また、広報車等による広報活動及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

(5) 交通規制の解除

交通規制の解除は、土木対策部長が当該道路の障害物の撤去、欠損箇所の復旧などの安全通行の確保を確認してから行うものとする。

なお、規制解除については、すみやかに関係機関に通報するものとする。

3 要員及び建設機械等の確保

(1) 要員の確保

応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には「本章 第2節 第2 動員配備計画」によるほか、市内の建設業従事者の実態を随時把握して、非常災害時にはただちに動員できる体制がとれるよう、あらかじめ建設業者に対して協力要請をしておくものとする。

なお、人員が不足する場合には、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等へ応援を要請するものとする。

(2) 建設機械等の確保

応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、建設業者が保有しているブルドーザー等のほか、主要な建設機械器具等の種類別能力、数量、所有者、所在等の実態把握に努め、非常災害時にはただちに調達できる体制がとれるよう、あらかじめ各事業所に対して協力要請をしておくものとする。

また、資機材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保しておくとともに、取扱業者名簿等により民間在庫量を地域別に把握し、緊急時における復旧用資機材の調達に万全の態勢を整えておくものとする。

4 相互協力

(1) 道路占用者との相互協力

ア 風水害等により道路施設及び占用物件が損壊した場合は、復旧方法等について情報の交換を行うものとする。

イ 電気、ガス、上・下水道、電話等の道路占用者は、自己所管以外の施設の被害を発見した場合は、その管理責任者に通報し、ただちに応急措置をとるよう協力するものとする。

ウ 道路占用者は、占用物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、すみやかに土木対策部長及び中津警察署長に規制の依頼を行うものとする。

(2) 他の道路管理者等との相互協力

風水害等により道路施設が損壊若しくは交通に危険を生じた場合は、必要な交通の確保のため相互協力を努めるものとする。

ア 大分県及び九州地方整備局と道路施設の応急対策についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合う。

イ 周辺市町村と道路施設の応急対策についての情報交換等を行う。

5 道路上の障害物の除去

災害時においては、被災者の救援、災害救助物資の輸送、災害復旧工事等への対応などを円滑に実施するため、道路機能の維持、回復に努めるものとする。

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策本部は、緊急輸送などに必要な道路の確保のため、必要な情報を収集し、関係機関と調整を図り、復旧路線を決定する。なお、決定後は、すみやかに関係機関に通知するものとする。

(2) 緊急用道路の確保

道路上の障害物の除去は、道路交通を緊急に確保する必要がある路線から、順次実施するものとする。

(3) 道路冠水の対策

道路の冠水は、交通障害並びに通行する車両による家屋浸水の被害をもたらすおそれもあり、早急に排水処理を実施するものとする。

ア 街きょ柵、側溝柵など、排水口の目詰まりを防止するために点検、清掃を行う。

イ 排水溝の流水を良くするため、スクリーンなどの点検、清掃を行う。

ウ 道路上へ流出した塵芥などの流出物は、排水機能を阻害するばかりでなく、交通の障害ともなり危険となるので、早急に排除する。

(4) 街路樹の対策

強風等による街路樹の倒木は、交通障害、架線の切断等をもたらし、緊急の処理を要するので、次の方法により処理するものとする。

ア 交通障害となる倒木は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、再生の見込みのない樹木は、道路上より取り除き最寄りの公園等に集積する。

イ 復旧可能な樹木は、側枝を切り払い支柱及び結束材料で傾斜を直す。

(5) 街路灯等の対策

街路灯等の倒壊は、交通の障害ばかりでなく、架線の切断による感電事故の危険もあるので、次の方法により処理するものとする。

ア 交通障害となる倒柱は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、破損した灯具等は、早急に道路上より除去する。

イ 切断された架線は、人が触れることのないように応急措置をし、九州電力等へ通報する。

(6) 占用物件等の対策

道路巡視又は市民等からの通報で占用物件の損傷等を承知した時は、ただちに管理責任者に通報するものとする。

また、占用物件の損傷等は、それぞれの管理責任者において処理するものとするが、作業については相互に協力し、早急に道路機能の回復に努めるものとする。

6 緊急輸送の基準

緊急輸送は、おおむね次の基準により他の輸送に優先して実施するものとする。

(1) 第一段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

ア 上記(1)の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者

エ 輸送施設(道路、港湾、漁港、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

ア 上記(2)の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

7 車両等の調達

(1) 本部会議

災害の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、総務対策班に指示し、あらかじめ一定数の車両等を待機させるものとする。

(2) 各対策班

ア 輸送手段として必要な車両等は、原則としてあらかじめ指定された各部保有のものを第一次的に使用する。

イ 不足を生じる場合は、総務対策班に対し用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時等を明示のうえ、調達を依頼する。ただし、特殊車両については、各対策班で調達する。

(3) 市有車両以外の車両を必要とするときは、他の公共団体及び民間の車両を確保し、配車するものとする。

(4) 船舶による輸送

災害により陸上輸送が不可能な場合又は、海上による船舶輸送の方が効率的な場合において、船舶により必要物資、人員等輸送を実施するものとする。

(5) 人力による輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な場合は、人力の輸送を行うものとする。

(6) 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能で、緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じて自衛隊の派遣を要請するものとする。

8 緊急輸送基地の設定

大規模な災害時における緊急輸送業務の円滑を期するため、物資、資器材の集積所及び輸送連絡所として市又は県が輸送関係機関等の要請に基づき、又は特に必要があると認める場合に設置するものとする。

設置場所		担当及び協力
城北中学校	道の駅なかつ	中津市 大分県 (地方振興局)
永添運動公園(天然芝グラウンド)	やまくにスポーツパーク	
中津港	三光総合運動公園	
中津駅	禅海ふれあい広場	
大貞総合運動公園	耶馬溪ダムスポーツ公園	

9 災害救助法の規定による緊急輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、県が他の機関の協力を求めてこれを実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送(資機材人員輸送)		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送(人員輸送)		発生の日から14日以内
助産に関する輸送(〃)		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送(人員資機材輸送)		〃 3日以内
救護授用物資輸送	飲料水の供給に関する輸送(飲料水、ろ水機等、資機材輸送)	〃 7日以内
	炊出し用食料、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送(捜索に必要な人員、資機材輸送)		発生の日から10日以内
遺体の取扱いに関する輸送(埋火葬を除く)		〃 10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 輸送費(運賃)
- イ 借上料

- ウ 燃料費
- エ 消耗品器材
- オ 修繕料

(3) 輸送実施についての市長の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

10 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア 交通状況の収集・把握

関係機関の協力を得て、常に市内の交通事情を収集、把握して県等に報告する。

イ 交通規制の実施

(ア) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行 車両以外の 車両	災害対策基本法 第76条 第1項
警察署長	通行の禁止 又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条第1項

--	--	--	--	--

(イ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規制内容
大分自動車道	各IC	高速道路 交通警察隊	◎緊急通行車両以外の 車両の通行禁止・制限 ◎一般車両の迂回、誘 導
東九州自動車道	各IC		
大分空港道路	各IC		
中九州横断道路	各IC	豊後大野	
国道10号	*新山国大橋	中津	
	佐野、山下、岩崎、宇佐中入口	宇佐	
	堀	日出	
	九州横断道路入口、富士見通り	別府	
	西生石、大道入口、顕徳町	大分中央	
	宮崎、米良入口	大分南	
	久原	豊後大野	
	番匠、*大原	佐伯	
国道57号	*下菅生、天神	竹田	
	*高井町、小ヶ瀬	日田	

国道210号	新長野	玖 珠
	水分峠、医大挾間入口	大 分 南
	羽屋	大 分 中 央
国道211号	*夜明三叉路	日 田
国道212号	*松原ダム入口	日 田
国道213号	*山国大橋、豊陽	中 津
国道326号	*上小野市	佐 伯
国道386号	*夜明大橋北	日 田
国道387号	*栃野	日 田
国道496号	*山国バイパス	中 津
県道別府一宮線	*長者原	玖 珠

*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

ウ 緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

a 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(イ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ウ) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(エ) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行うこととする。

(オ) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、次の措置をとるものとする。

- a 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。
- b 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。
- c 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

エ 市民への交通規制情報の提供

交通規制を実施した場合は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に市民に対し情報を提供する。

オ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付

(ア) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。

- a 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班
- b 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所

(イ) 知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。

(ウ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する

(エ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 3 の標章及び第 4 の緊急通行車両確認証明書を交付する。

(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 交通施設の被害状況の把握

(ア) 市町村における措置

- a 災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送道路及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。
- b 区域内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部庶務班及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

(3) 災害時における交通マネジメント

(ア) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

(イ) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

(ウ) 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(エ) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

11 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き）

災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県（総合調整室庶務班）が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。

第16 広報活動・災害記録活動

（防災危機管理課、秘書広報課）

災害時における広報は、人心の安定、パニック等の混乱の防止及び社会秩序の維持を目的として、市民及び報道機関に対し、被害状況、応急措置の実施状況等を迅速かつ的確に周知するものであり、このための効果的活動を定めるものとする。

1 広報活動

(1) 広報活動及び広報事項等

ア 広報資料の作成

(a) 資料の作成

総括班（広報担当）は、関係各班、関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況等の資料を収集するほか、必要に応じて関係機関その他各種団体施設などに対し、情報の提供を求め広報資料を作成し、広報活動を行うものとする。

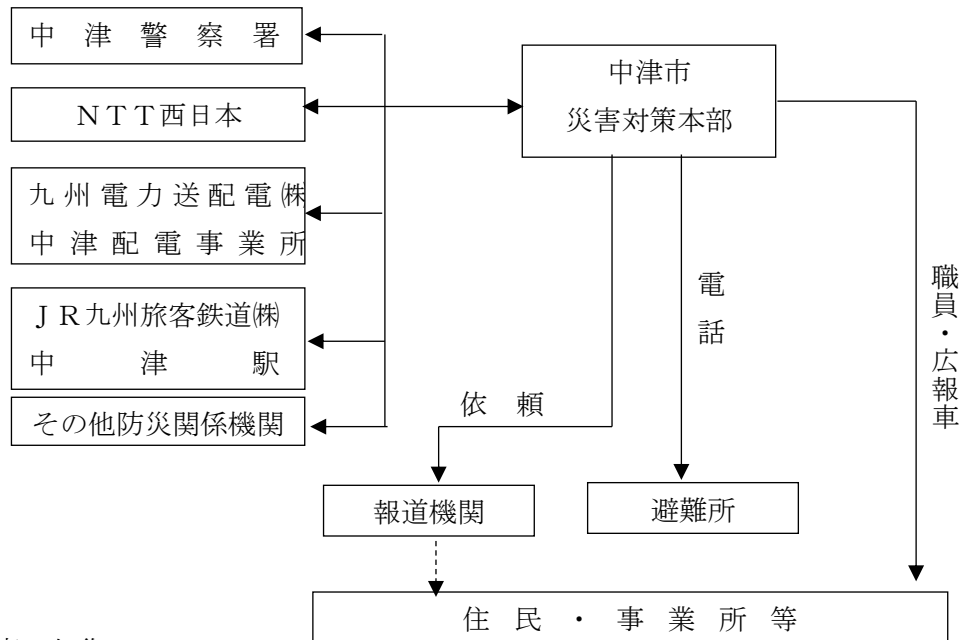
なお、広報は、あらかじめ災害対策本部長の承認を得て行うものとする。

(b) 広報事項

- ① 災害の発生状況
- ② 津波、洪水等に関する情報
- ③ 災害応急措置の実施状況
- ④ 避難の指示等
- ⑤ 家庭において実施すべき防災対策と心得
- ⑥ 市内の被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）
- ⑦ 生活関連情報
 - ・ 電気、ガス、水道の状況
 - ・ 食料、生活必需品等の供給状況
- ⑧ 交通状況
- ⑨ 医療機関の活動状況
- ⑩ 通信施設の復旧状況

⑪ その他必要な事項

イ 広報事項の伝達系統



ウ 写真の収集

報告、記録等に使用する写真は、被害調査の際に撮影した写真を収集し使用する。

エ 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。

広報手段	広報先
口頭、文書、電話、メール、インターネット（市防災ポータルサイトやホームページ、SNS等）	報道機関
電話、庁内放送、各種広報紙、動画、文書、メール、インターネット（市ホームページや、SNS等）	庁内連絡
広報車、MCA無線、FM告知放送、ラジオ、テレビ、緊急速報メール、各種広報紙、動画、なかつメール、中津市防災緊急告知FMラジオ、おおいた防災アプリ、なかつ防災アプリ、インターネット（市防災ポータルサイトやホームページ、SNS等）	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙（誌）、動画、文書、メール、インターネット（市防災ポータルサイトやホームページ、SNS等）	公共的団体等
口頭、文書、電話、広報紙（誌）、動画、スライド、新聞、スクラップ、メール、インターネット（市防災ポータルサイトやホームページ、SNS等）	中央関係機関

オ 報道機関に対する発表及び一般市民に対する広報

(a) 報道機関に対する発表

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示等の状況、一般市民並びに被災者に対する協力及び注意事項等の広報資料を取りまとめ、適宜報道機関に発表するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- ① 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）、公園等被害状況

- ② 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- ③ 交通状況（交通機関の運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- ④ 電気、水道、ガス等公益事業施設の状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- ⑤ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ⑥ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ⑦ 避難場所及び開設状況（避難所の位置等）
- ⑧ 家庭でとるべき防災対策と心得

(b) 住民に対する広報

住民に対する広報は、災害情報及び応急措置の実施状況をまとめて広報するものとし、災害発生前の広報としては、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関に依頼し、広報を行うほか、広報車等を利用して広報活動を行うものとする。

また、被害発生後の広報としては、被害の程度及び推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等が確実に行渡るよう広報するものとし、人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請するなど広報活動を迅速かつ的確に実施するものとする。なお、広報内容は、前記の報道機関に対する発表内容に準じて行うものとする。

カ 報道機関との協力関係

災害対策本部は、報道機関から災害報道のため、資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。また、報道機関は、災害対策本部から災害広報を実施するよう依頼があった場合は、積極的に協力するものとする。

(2) 広報の方法

ア テレビ、ラジオの利用

(a) 「県放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、県知事を通じて日本放送協会大分放送局及び民間放送機関に対し、広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。

(b) FMなかつの活用

「災害時緊急放送に関する協定」に基づきあらかじめ定めた手続きにより、FMなかつへ広報事項の放送を依頼する。また、避難情報等の防災情報について割込み放送を活用し、周知を行う。

イ 広報車の利用

(a) 広報車を保有する部は、災害の状況に応じて必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。

(b) 広報車による広報は、音声のみにならず、印刷物の配付にも努めるものとする。

ウ 職員による広報

広報車の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。

エ 要配慮者への広報

災害発生時における、高齢者、障がい者など要配慮者に対する広報は、おおむね次により実施する。

(a) 在宅高齢者、障がい者については、介護職員等や民生委員等の高齢者、障がい者の居

宅に接することのできる者を通じて行う。

(b) 旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者等を通じて行う。

オ インターネット（防災ポータルサイト、ホームページ、SNS等）を活用しての広報

カ なかつメールの利用

気象警報の発表や解除、避難所開設や閉鎖、避難指示等の発令など災害時に必要となる情報についてなかつメールにより配信する。

第3節 生命・財産への被害を最小限とするための活動

- 第1 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等
- 第2 水防計画
- 第3 避難の指示及び誘導
- 第4 救出救助
- 第5 救急医療活動
- 第6 二次災害の防止活動

第1 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等

(防災危機管理課・秘書広報課)

ここでは、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるための住民への呼びかけ等に関する要領等を定めるものである。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

風水害が発生するおそれのある場合、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 県の措置

県（生活環境部防災局防災対策企画課）は、大分地方気象台から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合及びその後の気象情報等により県内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達するとともに、報道機関、県民安全・安心メール、おおい防災アプリ、インターネット（ホームページ、SNS）等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により、市に必要な対策が促す。

[伝達の例]

(県防災行政無線一斉ファックス)

年 月 日 時 分 発

市町村防災主管課長殿

大分県防災対策企画課

大雨に対する警戒体制の確立について（通知）

先月 月 日から降り続けている今回の大雨は、県内の全ての箇所で積算雨量は150ミリを超え、特に〇〇地域では、200ミリを超えています。

今後、明日の朝までに、〇〇地域を中心に、さらに200ミリを超える大雨が予想され、降りはじめからの積算雨量は、400ミリを超える見込みです。

これは、平成 年 月、本県〇〇地域を中心に、がけ崩れが多発し、△△川が氾濫した〇〇豪雨に匹敵する大雨であり、これから明朝にかけて甚大な災害の発生が危惧されます。

市町村、消防本部においては、今後の気象情報等に十分留意するとともに、災害発生危険箇所の点検、がけ下住宅や浸水予想地域の住民の早期避難の指導等に万全を期してください。

特にお年寄り等要配慮者については、自主防災組織や消防団等の協力のもとに、明るいうちの早めの避難を指導してください。

(3) 市の措置

県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合（本編 第2章 第2節 第4参照）、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により市域内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、防災行政無線、FM告知放送、防災ラジオへの緊急割込み放送、広報車、インターネット（防災ポータルサイト、ホームページや、SNS）、なかつメール、MCA 無線、告知端末による放送、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、防災アプリ、FM ラジオへの緊急割込み放送等を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

その際要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号のサイレン音を使用することとする。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対案を促す。

〔伝達の例〕

- ・ こちらは、中津市役所です。

- ・ 大雨・洪水警報が発表されました。
- ・ 河川が氾濫したり、山やがけが崩れるおそれがあります。
- ・ 停電したり、断水するおそれがあります。
- ・ ○○地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
- ・ 断水に備えて、飲料水をためてください。
- ・ テレビやラジオの情報に注意してください。
- ・ 危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。

(2回以上繰り返す。)

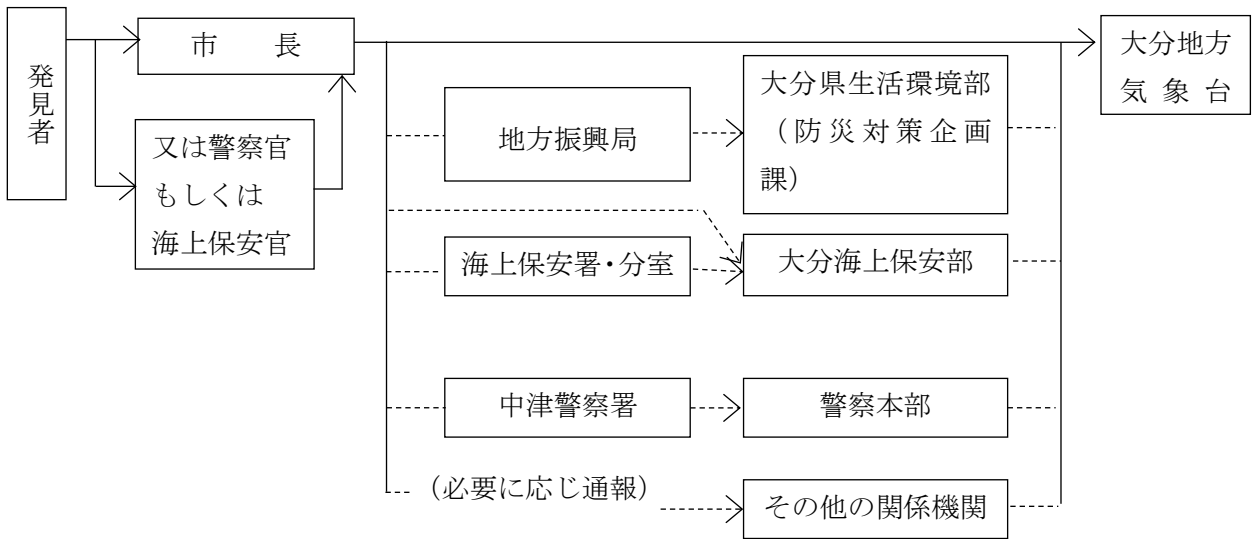
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、すみやかに市（消防機関を含む）、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報する。（災害対策基本法第 54 条）

(2) 市長から関係機関への通報等の措置

市長は、発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた場合、すみやかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



第 2 水防計画

(防災危機管理課、排水対策課)

1 目的

水防法（昭和 24 年 6 月法律第 193 号、以下「法」という。）に基づき、洪水、津波または高潮等による水災を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定をはかることを目的とする。

2 水防組織

(1) 災害対策本部体制

水防管理者（市長）は、大分地方気象台より大雨に関する警報、津波に関する警報及び高潮警報が発表され、その危険が解消するまでの間、市に中津市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し水防事務を処理するものとする。

災害対策本部の組織・運営、職員の配備・招集体制等は「中津市地域防災計画」によるものとする。

(2) 水防体制

この体制は、水害が発生し又は生ずるおそれのある場合で、中津市災害対策本部を設置するまでに至らなかった場合の配備について定める。

中津市災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に移行し水防活動を行う。

ア. 災害準備体制

(a) 設置

総務部長は、気象業務法に基づく雨に対する警報等が発令され、若しくは小規模の災害が予想されるときは、支所長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長と協議し災害準備体制を設置し災害準備体制責任者に指令する。

(b) 体制

災害準備体制責任者は所管する事務担当課長とし、担当課長は配備人数を決定し総務部長に報告のうえ水防活動を行う。

災害準備責任者は、収集した情報及び応急対策等を記録し総務部長（防災危機管理課）に報告しなければならない。

(c) 解散

総務部長は、気象業務法に基づく警報が解除されたとき及び情報収集活動等を行う必要がないと認めた場合、災害準備体制を解散する。

イ. 災害警戒本部体制

(a) 設置

総務部長は災害準備体制では対応できないと判断したときは、支所長、商工農林水産部長、建設部長、上下水道部長と協議し災害警戒本部を設置する。

(b) 組織及び運営

災害警戒本部長は総務部長をもってあて、運営等については災害対策本部に準じる。

(c) 解散

災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は情報収集及び連絡活動を行う必要がないと認めた場合、災害警戒本部体制を解散する。

(3) 消防機関の活動

①水防管理者は、水防に関して必要があるときは、消防機関に対して出動を要請するものとする。

②消防機関は、法第5条第3項に基づき、水防に関する事項は水防管理者の所管の下に行動する。

③消防機関に対する出動伝達系統図は別表Iとする。

3 水防活動

水防活動に係る業務内容は次の通りとする。

- (1) 県水防支部、国土交通省山国川河川事務所その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 各関係課との連絡調整及び被害状況調査に関すること。
- (3) 気象情報、河川情報等の収集、伝達に関すること。
- (4) 水防上必要な河川及び海岸堤防の巡視及び警戒に関すること。
- (5) 排水ポンプ場、水門・樋門等の操作及び操作に伴う指示・伝達に関すること。
- (6) 水防用備蓄資材器具の配置、搬出、輸送に関すること。
- (7) 洪水被害に対する防御及び水防作業等応急対策に関すること。

4 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでな

なければならない。

(2) 水防管理者は、指定河川及び重要水防区域等について水防警報の伝達を受けたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、法第17条の規定に基づき消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(3) 法第16条第1項の規定により国土交通大臣及び知事が水防警報を行う指定河川海岸区域は次の項目に該当し、指定水位及び警戒水位は、資料編「5. 防災に必要な通信及び観測所等の状況」に示す。

ア. 人家密集地域であること

イ. 学校・公民館・JR・主要道路等の公共施設があること

ウ. 過去に浸水実績があり、危険が解消されていない箇所

(4) 大分県が発令する水防警報の種類は下記のとおりとする。

ア. 洪水または高潮の場合

第1段階 待機

大分地方気象台の雨又は高潮等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。

第2段階 準備

水防団待機水位を越え、はん濫注意水位を突破すると思われるとき。

第3段階 出動

はん濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。

第4段階 解除

はん濫注意水位以下に下がり再び増水するおそれがないと思われるとき。

【警戒の種類】

種類	内容
第1段階（待機）	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差支えない旨を警告するもの。
第2段階（準備）	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨警告するもの。
第3段階（出動）	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。
第4段階（解除）	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

イ. 津波の場合

第1段階 出動

気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき。

第2段階 解除

気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。

水防活動の必要があると認められなくなったとき。

【警報の種類】

種類	内容
第1段階（出動）	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
第2段階（解除）	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

5 重要水防区域等

重要水防区域、水防区域及び倒木流出による水防区域

(1) 重要水防区域

種 別	内 容
堤 防 高 (流下能 力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画天端幅に対して不足している箇所。
法崩れ・ すべり	ア. 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。 イ. 法崩れ又はすべりの実績はないが、土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。
漏 水	ア. 漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。 イ. 漏水の履歴はないが破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎盤及び堤体の土質からみて、漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。
水衝・深掘 れ	ア. 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 イ. 橋台、その他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策が未施工の箇所。 ウ. 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績はあるが、その対策が未施工の箇所。
工 作 物	ア. 改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 イ. 橋梁その他の工作物桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。

(2) 水防区域

ア 洪水、または高潮に際し水防上注意を要する区域かつ次に該当する区域。

(a) 改修済み区間において、計画以上の洪水、または高潮が発生した場合に相当な被害が生ずるおそれがあると認められる区域。

(b) 過去に大きな発生はないが、未改修あるいは相対的に堤防が貧弱で注意を要する箇所。

(3) 重要浸水区域

過去10年間のうち、一回の洪水または高潮により家屋10戸以上が浸水した区域。

(4) 流木流出による水防区域

流木が橋脚や固定堰等により阻害され、水害が予想される区域。

重要水防区域、水防区域、重要浸水区域及び倒木流出による水防区域は、資料編に示す。

6 洪水予報の通知

水防管理者は、法第10条及び第11条の規定に基づき洪水もしくは高潮に関する予報の通知を受けたときは、水位及び流量に関する情報を収集し、常に水防活動に対する確かな判断が下せるようしなければならない。

7 水位到達情報の通知

- (1) 水防管理者は、法13条第3項に基づき河川の水位が避難判断水位及びはん濫危険水位に関する通知を受けたときは、その旨を関係者及び関係機関に通知するものとする。
- (2) 避難及び伝達方法等は、第2編 風水害その他の災害対策編「第3 避難指示及び誘導」の通りとする。

8 水位の通報

水防管理者は、洪水または高潮のおそれがあることを自ら知りえた場合において、次の号に該当したときは大分県（中津土木事務所長）及び国土交通省（山国川河川事務所長）に通報しなければならない。

- (1) 水防団待機水位に達したとき。
- (2) 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき。
- (3) 最高と思われる水位に達したとき。
- (4) 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき。

9 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

水防管理者は、次の各号に該当したときは大分県（中津土木事務所長）及び国土交通省（山国川河川事務所長）に報告しなければならない。

- (1) 消防機関（消防団）等が出動したとき。
- (2) 堤防等に異常を発見したとき、または応急措置をしたとき。

10 避難のための立ち退き

国土交通省（山国川河川事務所長）及び大分県知事より命を受けた水防管理者は避難の必要があると認めるときは、必要と認められる区域の住居者に対して立ち退きに指示をすることができる。

11 決壊の通報

水防管理者は、堤防等が決壊し又は決壊のおそれがあると認めた場合には、直ちに国土交通省（山国川河川事務所長）及び大分県（中津土木事務所長）に通報しなければならない。

12 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信については、防災情報提供システムや電話、FAX等により関係団体との連絡を図り一般にも通知するものとする。

13 公用負担

- (1) 法第28条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。
 - ① 必要な土地の一時使用
 - ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
 - ③ 車両その他の運搬用機器の使用
 - ④ 排水用機器の使用
 - ⑤ 工作物その他の障害物の処分
- (2) 前項の場合、水防管理者は損失を受けた者に対し補償しなければならない。

1 4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1 5 水防活動に従事する者の安全確保

法7条の2項の規定により水防管理者及び消防長は洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

1 6 水防活動の報告

- 1) 水防管理者は水防活動を終結したときは、遅滞なく指定様式により大分県（中津土木事務所長）に報告しなければならない。
- 2) 水防管理者は水防記録を作成し報告書とともに保管しなければならない。

1 7 水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び応援

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加


- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

18 水防活動の報告

水防管理者は水防活動を集結したときは、遅滞なく次の「水防実施報告書」により支部長に報告しなければならない。

水防実施状況報告書 (管理団体で水防管理所毎に作成する)

年 月 日

(作成責任者) 

出 水 の 概 況	川	警戒水位								m
		雨 量								mm
水防 実施箇所	川	左岸	地先							m
		右岸								
日 時	自	月	日	時	至	月	日	時		
出動人員	水防団員		その他			合 計				
	消防団員									
	人		人			人				
水防作業 の概況 及び工法	箇 所 工 法									
水防の 結果	効果 被害	堤防 m ²	田 m ²	畑 m ²	家 m ²	鉄道 m ²	道路 m ²	人口 m ²	その他	
使 用 資器材	かます、俵					居 住 者 の				
	万年、土俵					出 動 状 況				
	な わ					水 防 関 係				
	丸 太					者 の 死 傷				
	その他					雨 量 水 位 の				
					状 況					
水防活動に関する 自 己 評 価 備 考										

19 水防用備蓄資材、器具

水防用備蓄資材・器具は資料編「水防用備蓄資材の状況」の通りとする。

20 指定水防管理団体

法第4条に基づき知事の指定した水防管理団体は下記のとおりである。

指定水防管理団体名	市 町 村	担 当 主 要 河 川 海 岸 名
中津市指定水防管理団体	中 津 市	山国川、犬丸川、中津川、蛸瀬川、跡田川

21 水防訓練

水防技術の向上を図るため、国土交通省山国川河川事務所協賛のもと隣接水防管理団体である吉富町及上毛町と協議し、毎年水防演習を行うものとする。

22 応援・協力体制

第2編 風水害その他の災害対策編「応援要請・協力体制の確立計画」の通りとする。

23 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置等

(1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

資料編に掲載。

(2) 洪水予報等の伝達

市は、河川水位に関する情報を収集し、避難指示等を発令する場合は、避難指示等を発令する場合は、なかつメールや緊急速報メール（エリアメール）、各施設に設置した緊急割り込み放送用ラジオ及び告知端末等を使用し、該当施設に対し迅速かつ正確な情報の伝達を行う。今後は、関係課と施設間の連絡体制の充実について取り組みを図っていく。

(3) 避難所等の周知

市は、平常時から防災マップ等により、洪水等の浸水想定区域の範囲や避難所等を周知することで、施設利用者の円滑な避難に役立てる。

(4) 避難訓練の実施

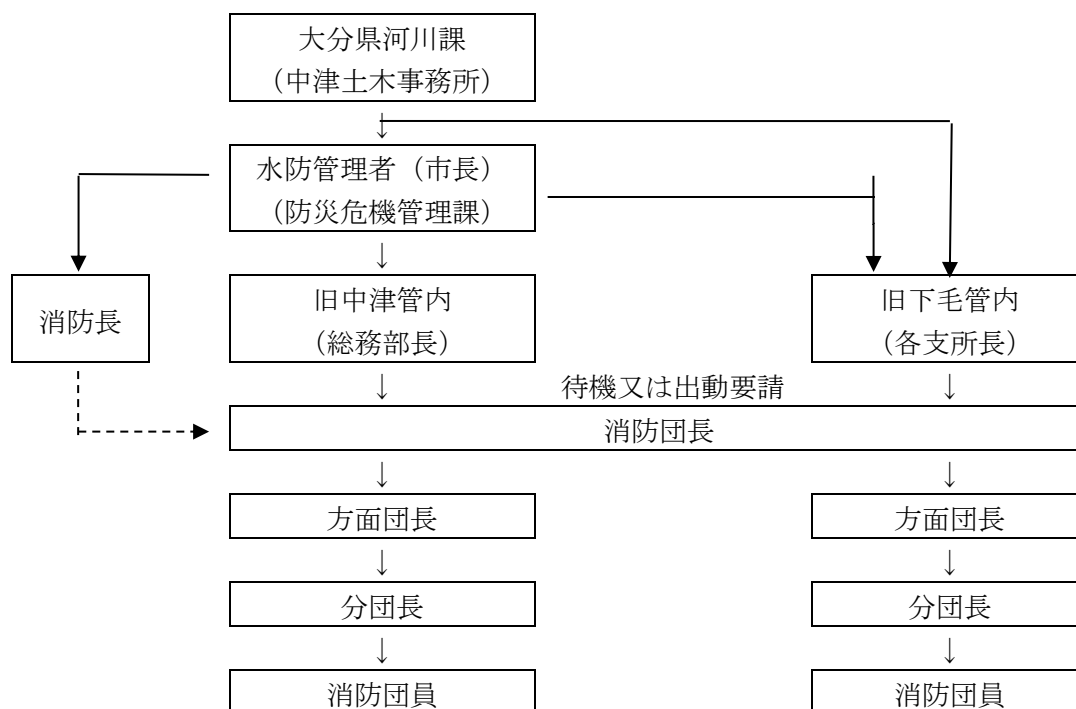
市は、浸水想定区域内にある配慮者利用施設の所有者又は管理者と協力し、洪水時等を想定した避難訓練を実施する。

(5) 要配慮者利用施設で取り組むべき事項

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、訓練の実施及び避難計画の作成を行うとともに、自衛水防組織の設置についても努めるものとする。

別表 I

消防機関に対する出動伝達系統図



第3 避難の指示及び誘導

(防災危機管理課、教育委員会、消防本部)

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

1 避難指示等の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に、避難指示等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。

(1) 避難措置の区分

ア 早期注意情報（警戒レベル1）

災害への心構えを高めることを求める。〈気象庁発表〉

イ 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。〈気象庁発表〉

ウ 高齢者等避難（警戒レベル3）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。

エ 避難指示（警戒レベル4）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

オ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。

カ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

キ 発令基準

- 1) 大雨、暴風、洪水、高潮の警報が発令され、避難を要すると判断されるとき。
- 2) 河川が警戒水位又は特別警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- 3) 土砂災害警戒情報が発表されるなど山崩れやがけ崩れによる危険が切迫していると認められるとき。
- 4) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- 5) その他の諸般の状況から人命保護上必要と認められるとき。
- 6) 以上の状況によるほか、特に土砂災害の危険が切迫していると予想される箇所については、次の基準により避難の指示を行うことができる。
 - ① 河川が危険水位を突破し洪水の恐れがあるとき。
 - ② 地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき。
 - ③ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき。
 - ④ その他人命保護上避難を要すると認められるとき。

[雨量基準]

- ・ 前日まで雨量がない場合
当日の雨量が150mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき。
- ・ 前日までの連続雨量が40mmから100mmあった場合
当日の雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき。
- ・ 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合
当日の雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき。
土石流発生監視装置の各観測地点の実効雨量が警戒基準雨量、避難基準雨量を超過したとき

(2) 避難指示等の情報伝達

ア 避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、MCA 無線、告知端末による放送、FM ラジオへの緊急割込み放送等従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号により、市民に周知する。

イ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

ウ なかつメール、防災アプリ、インターネット（防災ポータルサイト、ホームページや、SNS等）、で市民に周知する。

（3）避難経路及び誘導方法

ア 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、市民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

イ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ウ 避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

エ 避難が遅れた者を救出する場合、市において処置出来ないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

オ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等、に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

カ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

キ 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、自主防災組織単位で行う。

ク 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭布等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

ケ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

（4）避難場所の指定

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

ア 避難場所の開設に当たって、市長は、避難場所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

イ 市内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あっせんを求める。

（5）避難者に周知すべき事項

避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

（6）自主避難体制の整備

市は、土砂崩れなどの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、市民に対し、あらかじめ広報誌を始めとして、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。また、市民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見したり、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあつて自主的に避難するよう心がけるものとする。

（7）要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

(8) 学校、社会福祉施設等における避難

ア 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者は避難確保計画を作成するなど、避難対策について 常に検討し安全な方法を考慮しておく。

イ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

- (a) 避難実施責任者
- (b) 避難の順位
- (c) 避難誘導責任者及び補助者
- (d) 避難誘導の要領及び措置

(9) 車両等の乗客の避難措置

ア 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。

イ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 市の実施する避難措置

- (1) 市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第 61 条）。この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。
- (2) 警察官は、(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。
この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。
- (3) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第 63 条）。
この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそ

れに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第 94 条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県内で災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の一全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第 60 条）。

(2) 県(知事)は、避難措置のうち、おおむね次の事項を実施する。

ア 避難のための立退きの指示

洪水・高潮又は地すべり等により、著しく危険が切迫していると認められるときにおいて当該区域の居住者に対する避難のための立退きの指示は、第 1 次的には当該区域を管轄する市長がこれを実施するものとし、県(知事)は、特に重要な水防区域及び特に重要な地すべり区域に、必要な職員を派遣し、市長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 22 条）（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条）。この場合、避難のための立退きを指示した市長は、その内容を速やかに所轄警察署長並びに所轄地方機関を通じて県(知事)に報告するものとする。

イ 重要水防区域及び主要地すべり区域に対する職員の派遣

所管区域内に重要水防区域及び主要地すべり区域が所在する県地区災害対策本部は、次の場合努めて必要な職員を現地に派遣し、関係機関の職員と協力して避難措置等を実施するものとする。

- (a) 大雨・暴風雨・洪水・高潮の警報等が発表され、避難の準備あるいは事前に避難を要すると判断されるとき。
- (b) 河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、なお水位が上昇するおそれのあるとき。
- (c) その他の災害発生の状況から避難についての諸措置を必要とするとき。

(3) 県(知事)は、県災害対策本部を設置した場合、次の事項を実施する。

ア 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

市のみでは対応が困難と判断される場合、県地区災害対策本部は市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

- (a) 管内市の避難指示の状況を把握し、県総合調整室に報告する。
- (b) 市から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

6 避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第 4 救出救助

(防災危機管理課、消防本部)

山・がけ崩れ及びこれに伴うトンネル崩壊等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、被災地域の市町村長、警察官及び海上保安官が、関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び県民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

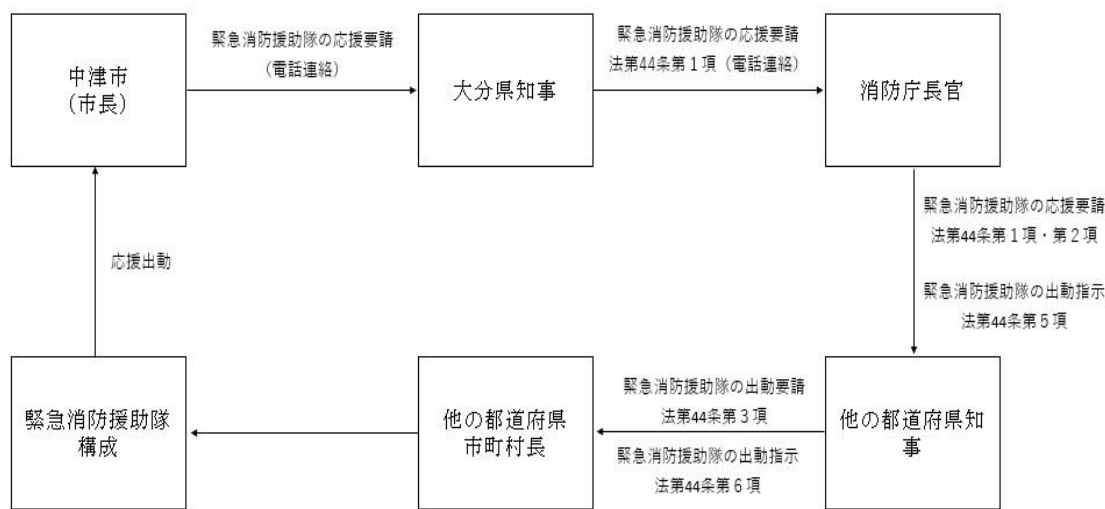
2 救出の対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

3 関係機関等への応援要請

救出は、市長が災害の規模又は状況に応じて、消防本部・消防団・警察及び防災機関と協力し、救出班等を編成して救出作業を実施する。

災害による被害が甚大な場合、あるいは火災が同時に多発した場合において、緊急に救出救助を要する住民が多数であり、救出救助の実施が困難と認められるときは、以下の図に示すとおり緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



注) 法：消防組織法

4 救出を必要とする者の範囲

救出を必要とする者は、おおむね次に掲げる通りとする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (3) 流出家屋及び孤立したところに取り残された者
- (4) 山崩れ等により下敷きになった者
- (5) 遭難した船舶の乗組員及び乗客
- (6) 大規模な爆発、電車、自動車、航空機等の大事故が発生し、救出を必要とする者
- (7) その他災害のため生命、身体が危険な状態にある者
- (8) 行方不明となり諸般の情勢から生存していると推定される場合
- (9) 行方不明となり生命があるかどうか明らかでない場合

5 警察における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救出活動を実施する。

- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備実施に関する規程に定めるところによるものとする。

6 大分海上保安部における救出救助

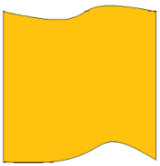
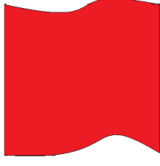
- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救助活動を実施する。
 (2) 活動の実施内容については、海上保安庁防災業務計画によるものとする。

7 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、県下統一の情報伝達用サインを使用する。

○サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

<p>① 黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>②赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要するがいることを示す</p>
---	--------------------	---	---

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に、県（知事）の委任に基づき、市は、次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を実施するものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害を被った原因のいかんにかかわらず、また、災害を被った者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

ア 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

イ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ウ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 市長は、県（知事）の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用器具燃料受払簿

- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払証拠書類

第5 救急医療活動

(福祉政策課、地域医療対策課、市民病院)

災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、ここに定めるところによって実施する(本項では、災害発生からおおむね 72 時間を目処とした活動について定め、それ以降のり災者の保護・救援を中心とした活動については、「本章 第4節 第6 医療活動」に定める。)

1 救急医療活動の実施体制

災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う(あるいは「防ぐことのできた死」preventable death を避ける)ため、市、県、消防機関、日本赤十字社大分県支部、医師会、災害拠点病院、大分DMA T指定病院、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等が密接な連携を図りながら、その他尾の災害対応活動の状況に応じて実施する。

2 救急医療活動の実施

(1) 救急医療活動の実施体制

救急医療活動の実施体制はおおむね次のとおりであるが、他対策部及び地区本部は、ア～イの対策部から指示があった場合、すみやかに協力するものとする。

ア 福祉対策部(福祉政策課)、生活保健対策部(地域医療対策課)

- (a) 日本赤十字社大分県支部に対する医療救護及び助産の委託実施に関すること
- (b) 日赤救護班の受入に関すること
- (c) 臨時医療救護班の編成及び出動に関すること
- (d) その他関係医療機関の協力に関すること

イ 医療救護対策部(市民病院)

- (a) 所属医療救護班を出動させ医療救護を実施すること
- (b) 医療救護及び助産活動の総合的な調整指導を行うこと
- (c) 臨時救護所の設置
- (d) 医療用資器材の補給に関すること

(2) 医療救護所の設置

ア 市は、管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

イ 市は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

(3) 災害派遣医療チーム(DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣要請

ア 市は、大分DMA T指定病院に大分DMA Tの派遣を県に要請することができる。大分DMA Tは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

イ 市は、県に医療救護班（日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院）、災害支援ナース（大分県看護協会）、薬剤師班（大分県薬剤師会）、J R A T（大分災害リハビリテーション推進協議会）の派遣を要請することができる。医療救護班、災害支援ナース、及び薬剤師班及びJ R A Tは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。

（４）医薬品・医療資器材等の供給

ア 市は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

イ 県は、市又は医療機関から、医薬品・医療資器材等について調達の要請を受けた場合もしくは県が必要と判断した場合、備蓄している緊急医薬品等医療セットを供給するとともに、大分県薬剤師会に対し、災害用備蓄医薬品の供給を要請する。また、医薬品卸売業者と連携し、流通在庫の有効活用を図る。

（５）被災地内における救急医療活動の調整

ア 被災地内の市は、大分DMAT、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

イ 県地区災害対策本部は、管内市町村毎の医療救護活動の実施について必要な連絡調整を行う。必要に応じ、市災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動のニーズを把握する。

3 地域医療搬送及び広域医療搬送

地域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動で、広域医療搬送以外のもの）

ア 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。

イ 搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。

ウ 市及び県は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

4 災害救助法の規定による医療又は助産

（１）医療の実施基準

ア 医療の実施範囲

（a）診察（疾病の状態を判断するもの）

（b）薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

（c）処置、手術、その他の治療及び施術

（d）病院又は診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである）

（e）看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な世話ないし介護をすること）

イ 医療救護の対象者

（a）災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない）

（b）応急的な医療をほどこす必要のある者

ウ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

エ 医療のため負担する費用の範囲

- (a) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- (b) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- (c) 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内
- (d) 従事命令により、医療に従事する者に対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障がい扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

(2) 助産実施の基準

ア 助産の範囲

- (a) 分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
- (b) 分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）
- (c) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

イ 助産の対象者

- (a) 災害のため助産の途を失った者
- (b) 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ウ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。

ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

エ 助産のための費用の負担の範囲

- (a) 医療救護班による場合は使用した材料の実費
- (b) 助産所その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

第6 二次災害の防止活動

（排水対策課、林業水産課、企業立地・雇用対策課、建設政策課、建設土木課、施設整備課）

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、ここに定めるところにより実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて県の防災アドバイザー制度を活用するものとする。

2 二次災害防止活動の内容

市は、次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 土砂災害等の防止活動

土木対策班及び地区本部農林建設対策班、農林水産対策班は、県と連携をとり、土砂災害

等の危険箇所等として指定されている箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

土木対策班、農林水産対策班は、その実施状況を把握・指導するとともに、総括班に報告する。

点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ア 砂防指定地
- イ 急傾斜地崩壊危険区域
- ウ 地すべり防止区域
- エ 土砂災害特別警戒区域
- オ 土砂災害警戒区域
- カ 崩壊土砂流出危険地区
- キ 保安林及び保安施設地区
- ク 海岸危険地域
- ケ 落石等危険箇所
- コ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(2) 建築物・構造物の二次災害防止

二次災害防止のため、地区農林建設対策班は、県と連携をとり、次の活動を行う。土木対策部は、その実施状況を把握・指導するとともに、総務対策部に報告する。

ア 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

土木対策班及び地区農林建設対策班は、所管地域内の市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

イ 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

土木対策班及び地区農林建設対策班は、所管地域内の市所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ウ 危険な一般建築物の応急措置等

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(3) 二次的な水害の防止活動

土木対策班及び地区農林建設対策班は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立退きの指示等二次災害防止のための措置をとる。

土木対策部はその実施状況を把握・指導するとともに、総務対策部に報告する。

(4) 風倒木による被害の防止活動

地区農林建設対策班は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

(5) 高潮、波浪等による被害の防止活動

土木対策班及び農林水産対策班は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

土木対策部及び商工観光対策部、農林水産対策部は、その実施状況を把握・指導するとともに、総務対策部に報告する。

点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ア 港湾施設
- イ 海岸保全施設

- ウ 河川施設
- エ 漁港施設
- オ 農地海岸保全施設

(6) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、関係各対策部は、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総務対策部に報告する。

- ア 危険物施設
- イ 火薬保管施設
- ウ ガス施設
- エ 毒劇物施設
- オ 放射性物質施設
- カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(7) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

総括班は、降雨等による二次災害の危険性について、報道機関へ広報を依頼し、市民に注意を呼びかける。

(8) 被災建築物の石綿飛散防止活動

土木対策部は被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

(9) 中津市災害危険予想地域

別冊中津市地域防災計画資料編のとおりである。

第4節 被災者の保護・救護のための活動

- 第1 避難所運営活動
- 第2 避難所外被災者の支援
- 第3 食料供給
- 第4 給水
- 第5 被服寝具その他生活必需品給与
- 第6 医療活動
- 第7 保健衛生活動
- 第8 廃棄物処理
- 第9 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬
- 第10 住宅の供給確保
- 第11 文教対策
- 第12 社会秩序の維持・物価の安定等
- 第13 義援物資の取扱い
- 第14 被災動物対策

第 1 避難所運営活動

(防災危機管理課、福祉政策課)

本項は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである（避難の指示等及び避難誘導については、第3節第3に定める。なお、避難所情報に関するサインについては、第3節第4に定める。）。

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は県からの委任に基づく。）。

市は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。

県は、市の活動状況を把握し適切な支援を行う。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の開設及び管理

(1) 避難所の開設

避難指示等の発令を行った場合は、本部長はすみやかに必要な避難所を開設し、職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ本計画に定める施設を主として使用するものである。

なお、施設の使用に際しては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

これらの適切な施設が得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合被害が激甚であるため、市内に避難所を設置できない場合には、隣接市町村に本市民の収容を要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所の管理

本部長は、開設した避難所に管理要員を常駐させ、避難者の保護に当たる。

(3) 避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって、現に被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

(4) 避難所開設の場合の手續

ア 避難所開設の周知

市は、すみやかに被災者及び警察、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて県の応援を求める。

イ 避難者名簿の作成等

市は、すみやかに避難所ごとの避難者名簿を作成し管理するとともに、報道機関に対しては、大分県災害対応支援システムを活用し、避難者数等を公表する。

なお、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じ県や地元住民の協力を求め、迅速・的確な避難者名簿の作成に努めるものとする。

ウ 避難所開設に関する報告

市は、避難所の開設に関する情報（場所、箇所数、避難人員数）を、避難所開設後ただちに大分県災害対応支援システムを活用して県に報告する。

(5) 経費の負担等

避難所の設置に要した経費、その期間等については、次による。

災害救助法適用前は、市長（本部長）の判断により、市が負担する。災害救助法適用後は、賃金職員雇上費、消耗器材費、建物器物使用謝金、借上費又は購入費、仮設炊事場及び便所設置費及び衛生管理費については、内閣総理大臣が定める基準の範囲内で県が支出する。

(6) 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、あらかじめその理由を県に申し出て承認を受ける。

(7) 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市は、避難者名簿、救助実施記録日計票、避難所用物資受払簿、避難所設置及び収容状況、避難所設置に要した支払証拠書類、避難所設置に要した物品受払証拠書類を備え必要な事項について記録をし、これを保存しなければならない。

3 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、県は市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。

(1) 住民への周知

県及び市は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

県は、市町村において必要な物資が確保できない場合には、市町村ごとのニーズを的確に把握し、用品調達先の調整を行う。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、

部局を超えた市町村職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

県は、市町村からの要請に応じて、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(5) 避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

ア 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

イ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

エ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。

オ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

カ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

キ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

ク 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ケ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、避難所担当職員や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、避難所運営訓練等を実施する。実施については、必要に応じて県の支援を依頼する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

4 避難状況等の報告

(1) 避難所管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について総務対策班へ報告する。

(2) 総務対策班は、避難状況を地区別に取りまとめ、本部会議に報告する。

5 要配慮者の避難等の措置

市は、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等福祉避難所に指定する。

また、要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合県及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、市外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

県は、本市が要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請をした場合、他の市町村との連絡調整等を行う。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者の把握

市は、避難にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況を県へ報告するものとする。

(2) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、県が、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を要請する。

6 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は平成29年度に「避難所運営マニュアル」を策定しており、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

市は、避難所の開設後早期に、避難所の施設責任者、地域代表者（自治会や自主防災組織の会長等）等と協議して、避難所運営委員会を設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配付等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付

市は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、避難所運営委員会の食料・物資班の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

なお、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し、県と情報共有を図る。

(4) 避難所のニーズの把握

市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

市は、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため保健活動チームを県に要請し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配

慮する。

ア 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

イ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ウ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

エ 男女別の更衣（又は化粧）スペースや女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

オ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。

また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

カ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

キ 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所運営訓練の実施

市は、市や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、県との共同により、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(9) 避難所での外国人への配慮

市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るよう通訳ボランティア等の、手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

7 避難生活者の保護・救援

(1) 医療救護班等の派遣・調整

市は、避難所における医療ニーズの有無を把握し、必要に応じて速やかに医療救護班の派遣を、県に依頼する。

(2) 保健活動チームの派遣・調整

市は、必要に応じて避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するために保健活動チームの派遣を、県に依頼する。

(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整

市は、大規模災害の発生時、必要に応じて避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を県に依頼する。

8 広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

ア 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。

イ 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (5) 県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

9. 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外の広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- (1) 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- (2) 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

第2 避難所外被災者の支援

(防災危機管理課、福祉政策課)

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

市は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、県は、市が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の要配慮者

市は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うよう努める。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する

情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

市は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

市は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを県に要請し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3 食料供給

(防災危機管理課、福祉政策課)

災害の発生に伴い、食料流通機構の機能が一時的に混乱、停止又は住家に被害を受け、あるいは電気・ガス等の供給が停止する等により食事ができなくなった被災者に、すみやかに食品の供給ができるよう、食料の緊急調達体制を整備し、食料の確保と人心の安定に万全を期するものとする。

1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては市が行う。(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく)市において食料供給が困難な場合は県に要請し供給をうけることができる。

2 食料供給活動の流れ

(1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等への従事者の状況
- エ 電気、ガス、水道の状況

(2) 市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

(1) 市町村の手続

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

ア 通常の手続きによる緊急引渡し等

市長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

イ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が政策統括官に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により政策統括官へ要請書を送付する。

(2) 支援物資部食糧班の手続

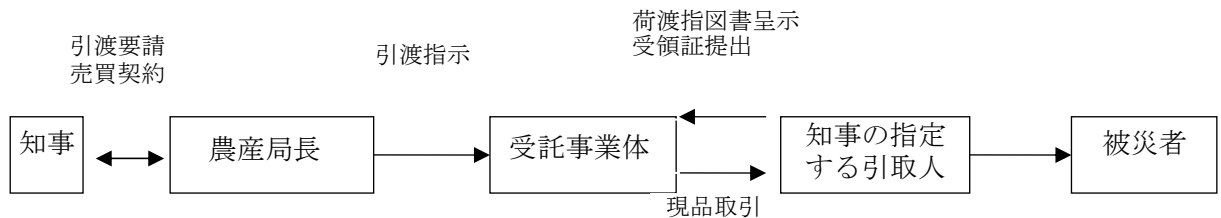
(1) アにより、市町村長から災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を受けた場合、支援物資部食糧班は以下の手続を行う。

ア 市町村の申請に基づき、緊急引渡しを行う際、給食又は供給を行わせることを適当と認める者を引取人として指定する。

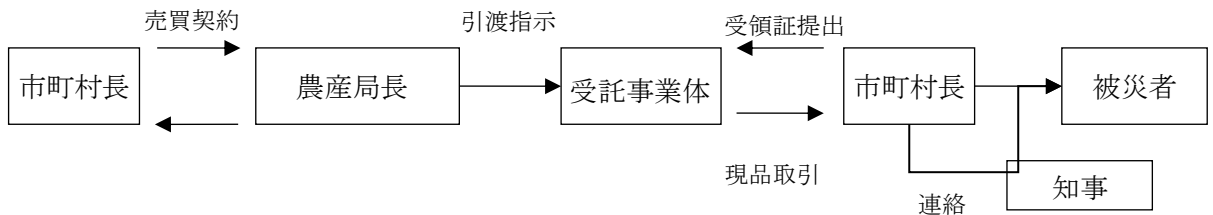
イ 指定した引取人に対し、緊急引渡しを実施させる。

(3) 応急供給系統図

ア 知事に対する応急食糧の直接売却



イ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は市からの要請に基づき、県が実施する。また、県は、市が実施する炊出しその他による食品の給与を指導し、また市において食品の給与が困難な場合は、臨時的な救助班等を編成して現地に派遣するなど、その円滑な実施を図るものとする。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

ア 給与を受ける被害者の範囲

(a) 避難所に収容された者

- (b) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者
- (c) 被災市町村内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で（イ）又は（ロ）と同一の状態にある者
- (d) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者
- (e) 流通の途絶により食品が確保できない者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

- (a) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
- (b) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。
- (c) 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。
- (d) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- (e) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ウ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

エ 費用の負担

県はアからウの基準に基づき、市にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。

- (a) 主食費
 - ①知事が一括売却を受け配分した場合の主食
 - ②供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等
- (b) 副食費及び調味料費
- (c) 炊出し用の燃料費
- (d) 雑費
 - 器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 市の措置

ア 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊き出しその他の食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を県に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

イ 帳簿等の備え付け等

市長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (a) 救助実記録日計表
- (b) 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- (c) 炊出し給与状況
- (d) 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

(2) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(3) 九州農政局（大分県拠点）

知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等）の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第4 給水

（総務経営課）

災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

1 給水の責任体制

給水は、第一順位としては市が行う。（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）市において供給が困難な場合は県に要請し供給をうけることができる。

2 給水対策

(1) 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水等を得ることができない者

(2) 給水方法

ア 飲料水

(a) 給水車による給水

(b) ろ水器による給水

(c) ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

イ 生活用水

(a) 学校プールその他の適当な場所への貯水

(b) 災害時協力井戸による給水

(c) 浄水剤の支給による給水

(3) 給水の量

飲料水については、被災者に対し1日1人当たり最少限度3ℓ程度とする。

(4) 給水期間

災害発生の日から給水の必要がなくなるまでの期間とする。

災害救助法の適用を受けた場合の供給期間は、特別の事情のない限り、災害発生の日から7日間以内とする。

(5) 家庭用水の確保

水道施設等の断減水が予想される場合は、事前に各家庭において必要量の飲料水及び生活用水を確保するよう周知する。

(6) 帳簿等の整備

給水の供給を行うときには、その責任者を定め次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計

イ 飲料水の供給簿

ウ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び上水用薬品資材受払簿

第5 被服寝具その他生活必需品給与

(防災危機管理課、福祉政策課)

被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定める。

1 衣服寝具その他生活必需品供給の責任体制

衣服寝具その他生活必需品供給は、第一順位としては市が行う。(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく)市において供給が困難な場合は県に要請し供給をうけることができる。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

(1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

ア 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班に情報提供する。

イ 福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 給与又は貸与の対象者

- (a) 災害により住家に被害を受けた者(住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。)
- (b) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- (c) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 給与又は貸与品目

- (a) 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (b) 日用品
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等
- (c) 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- (d) 光熱材料
マッチ、プロパンガス等

ウ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

エ 給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

オ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年度内閣府告示第228号)第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(3) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 市町村が実施する救助物資の給与又は貸与

市が実施する救助物資の給与又は貸与は、地域防災計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市長は知事の委任に基づき次の活動を行うものとする。

(1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。

(2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

6 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。

ア 保管場所

大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫

イ 対象者

(a) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受けた被災者

(b) 避難所に避難した被災者

ウ 保管品名

毛布、タオル、タオルケット(夏期)、バスタオル、緊急セット、ブルーシート

(2) 陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

寝具(毛布) 外衣(作業服上下)

(3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6 医療活動

(地域医療対策課、市民病院)

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住

民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第2章 第3節 第5 救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

次の情報を収集し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況

2 医療救護活動の実施

超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

(1) 医療救護班等の派遣要請

確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、県に日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班を派遣要請する。

(3) 医療救護班の調整

県及び郡市医師会と連携して、被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(4) 災害派遣精神医療チームの派遣

県に医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣要請する。

3 医療救護活動情報

以下の情報を集約する。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立

第7 保健衛生活動

(地域医療対策課)

風水害等の災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止するため、災害時における防疫及び保健衛生活動について定め、市民の健康の維持と安全の確保を図るものとする。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、市が実施する。本市のみでは対応が困難な場合、県に要請し代行等の措置をとる。

2 保健衛生活動の実施体制

被災地での保健衛生ニーズを的確に把握し、以下の活動を実施する。

【把握する保健衛生ニーズ】

- ア 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所における医療ニーズ
- ウ 食料や飲料水の供給状態
- エ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- オ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- カ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- キ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ク トイレ等の衛生状態

- (1) 被災者の健康保持のため、巡回健康相談等の健康管理活動を実施する。
- (2) 感染症患者の早期発見のため、予防宣伝のほか検病調査その他必要な措置を実施する。
- (3) 発生した感染症のまん延を防止するため、非衛生的な生活環境改善の指導を行うとともに、被災地域内浸水家屋内外の消毒及び清掃を実施して、感染症の媒体となる大腸菌群、そ族昆虫等の発生を防止する。
- (4) 飲食に起因する疫病を防止するため、被災地域の食品の衛生監視を実施する。
- (5) 保健衛生活動情報を集約し広報を行うとともに、被災者からの相談に応じる。

3 防疫体制の確立

被災地に発生する感染症の予防とそのまん延を防止するために行う防疫は、この計画の定めるところにより実施する。

- (1) 保健所、医師会等と緊密な連携をとり、感染症に対する予防宣伝、防疫器材及び薬材の点検、確保並びに防疫組織の整備等に留意し、防疫活動の円滑化を図るものとする。
- (2) 防疫班の編成
 - ア この計画の定める防疫の業務を行うための防疫班を編成する。
 - イ 防疫班の編成は、おおむね次のとおりとする。
医師若干名。看護師又は保健師若干名。助手若干名。
- (3) 防疫の種別と方法
 - ア 検疫調査及び健康診断
災害発生地域に感染症が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害地域全般にわたり検疫調査並びに健康診断を行うものとする。
 - イ 消毒方法
災害発生により感染症が発生し、又は発生するおそれがある汚染地域の飲料水、家屋内、便所、溝等に対して薬剤散布、煮沸その他の方法により消毒する。

4 患者等に対する措置

- (1) 感染症患者若しくは保菌者の隔離収容
災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、すみやかに隔離収容の措置をとるものとする。
- (2) 臨時の隔離施設への収容及び自宅隔離の際のし尿衛生的処理等の指導及び治療
 - ア 隔離病舎又は病院に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し適当な場所に臨時の隔離施設を設け収容する。
 - イ 隔離施設に収容措置をとることができない保菌者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要のある時は治療を行う。

5 避難所の防疫措置

- (1) 避難所は、多数の被災者を収容するため、衛生状態が低下し、感染症発生の原因となりやすいので、清潔の保持、消毒の方法、飲料水の管理等に対する指導を行い、感染症発生防止に努めるものとする。
- (2) 検疫調査
避難者には、発病を防ぐため検疫調査を実施する。
- (3) 衛生消毒剤の配置及び使用指導
避難者の衣服の日光浴、クレゾール等による消毒、クレゾール石けん液等の適当な場所への配置、手洗の励行等について指導する。

第 8 廃棄物処理

(清掃管理課、清掃施設課)

1 廃棄物処理の実施（清掃計画）

風水害等の災害が発生した場合、災害により被災した地域における、ごみ及びし尿の処理等清掃業務を迅速かつ適切に行い、環境衛生の万全を図るものとする。

実施責任者	措置の対象となるもの	措置の内容	根拠法
市長	災害により処理が必要となった一般廃棄物	収集、運搬、処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2
知事	一定以上の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの	除去	災害救助法施行令第2条
市長 住民	感染症予防上の必要により施行した清潔方法の結果発生した汚泥、ごみ	廃棄	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第16条

通常の場合は廃棄物の処理は市が行う責務を有し、住民はこれに協力する義務がある。
特別の事態が発生した場合、法令の定める者が廃棄物の処理を行う責務を有する。

- (1) ごみ処理
排出したごみは、焼却場において処理するほか、必要に応じて一箇所に集め、埋却又は焼却によって処理する。
- (2) し尿処理
被災地区におけるし尿の汲取りは、市及び業者によりすみやかにを行い、し尿処理施設で処理する。又、残存する下水道施設機能を有効に活用する。
- (3) へい獣の処理
へい獣の処理は、県知事の許可を受けて次の方法により行う。
 - ア 集中処理
へい獣で移動し得るものは、適当な場所へ集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
 - イ 個別処理
移動し難いへい獣については、その場で他に影響を及ぼさないように個々に処理する。

第9 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋火葬

(防災危機管理課、環境政策課、市民安全課、市民病院、消防本部)

災害によって行方不明者又は死傷者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容並びに 遺体収容所の開設、遺体の取扱い及び埋火葬等の実施に関し、各段階における必要な措置について定めるものとする。

1 遺体の捜索・収容

遺体の捜索・収容が必要な場合は地元関係者の協力又は労働者の雇用によって捜索収容班を編成し、警察と緊密な連絡をとり実施するものとする。

実施責任者	適用内容	根拠法
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第42条
警察官	災害による遺体の見分	死体取扱規則第4条
知事	遺体の捜索、処理、埋火葬	災害救助法第2条、第23条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	災害救助法第2条 災害救助法施行細則第1条 行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条、第10条、第16条

(1) 担当部

生活保健対策部・消防対策部

(2) 対象

ア 捜索の対象

災害のため、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）

イ 収容の対象

災害により死亡した者のうち、次のいずれかに該当する遺体

(a) 身元不明の遺体

(b) 遺体引受人（遺体を引取り、埋火葬等を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体

(c) 住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬等ができない遺族から遺体収容（処理、埋火葬）の要請があった遺体

(3) 行方不明者・遺体の届出の受理

ア 行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、生活保健対策部において受理する。

イ 届出の受理に当たっては、住所、氏名、年令、性別、身長、着衣その他身元確認のための必要事項について、聴取し、行方不明者等受付簿に記録する。

ウ 届出受理後、ただちに総務対策部に通報するとともに、記録（写）を送付するものとする。

(4) 捜索収容班の編成

ア 災害により、行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索・収容が必要と認められるときは、本部長に捜索収容班の派遣を要請する。

イ 本部長は、捜索収容班の派遣要請を受けたときは、次により捜索収容班の編成並びに派遣を行うものとする。

(a) 各部の動員職員数及び応急対策実施状況等を勘案したうえ、各部の長に対し、捜索収容班の編成及び派遣を命ずる。

(b) 遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、知事を通じて海上保安部、海上自衛隊等に捜索を要請する。また、他の市町村沿岸に漂着していると予想される場合は、当該市町村に対し捜索を要請する。

(c) 経費の負担等

借上費（舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）、修繕費（捜索に使用した機械器具の修繕実費）及び燃料費（機械器具等を使用するために必要な燃料費）並びに期間については、次による。

災害救助法適用前は、同法及び大分県の災害救助法施行細則を基準とし、市長（本部長）の判断により、経費を市が負担する。災害救助法適用後は、同法及び大分県の災害救助法施行細則によるが、その基準によることが困難な場合は、大分県知事の承認を得て行うものとする。

(d) 整備保存すべき帳簿

① 遺体捜索状況記録簿（様式第 18 号）

② 遺体捜索用機械器具燃料受払簿（様式第 19 号）

③ 遺体捜索用機械器具修繕簿（様式第 20 号）

ウ 捜索収容班は、原則として 1 班 5 人（運転者を含む。）で編成し、車両 1 台を使用させる。

(5) 遺体の捜索・収容の方法

行方不明者又は死者が多数発生した場合の捜索及び遺体収容は、捜索収容班が、消防団及び他部等の協力を得て実施する。

ア 捜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに生活保健対策部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は疾病状態にある場合は、消防本部への通報あるいは救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。

イ 捜索収容班は、遺体を発見又は遺体のある場所へ到着したときは、次のとおり処理する。

(a) 中津警察署及び生活保健対策部へ連絡して見分（検視）・検案を受ける。ただし、現場で見分（検視）・検案を受けることが困難なときは、あらかじめ中津警察署、生活保健対策部の承諾を得て、遺体収容所へ搬送した後に見分（検視）・検案を受けることができる。

なお、犯罪に関係する疑いのある遺体は、警察官から引渡しを受けるまで収容しない。

(b) 遺体調書に遺体発見現場の状況、遺体の性別、身長、着衣、所持品等について、詳細に記録する。なお、可能な限り、状況写真を添付するものとする。

(c) 身元不明者については、身元の確認に努める。

ウ 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、遺族等と協議のうえ、その場で遺族に遺体を引渡すか、いったん遺体収容所へ搬送するかを決定する。

エ 遺体引受人の無い遺体等は、遺体収容所へ搬送する。

(6) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和 5 年 8 月 29 日伺定）」に基づ

いて行うものとする。

2 遺体収容所の開設及び管理運営

- (1) 災害により死者が発生し、遺体の収容、安置が必要なとき生活保健対策部長は、公共施設等に遺体収容所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。
- (2) 葬祭業者の協力を得て、遺体収容所において必要な葬祭用品を調達する。
- (3) 派遣職員は、次により遺体の収容、管理を行う。
 - ア 搜索収容班が搬入した遺体を収容し、氏名又は符号を記載した名札により明示する。
 - イ 搜索収容班から遺体調書及び所持品等を引継ぐ。
 - ウ 未見分（検視）の遺体については、中津警察署と連絡をとり、見分（検視）を受ける。
 - エ 未検案の遺体については、生活保健対策部と連絡をとり、検案を受ける。
 - オ 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として顔写真（上半身）を撮る。
 - カ 見分（検視）・検案を受けた遺体は、納棺し安置する。
 - キ 遺族等から遺体引受けの申し出があったときは、見分（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。
 - ク 見分（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人のない遺体については、総務対策部の遺体埋火葬許可証の交付を受ける。この場合、身元引受人は、市長とする。
 - ケ 遺体調書及び遺体処理台帳に必要事項を記入し、遺体の整理に努める。（様式第 17 号）

3 遺体の検案

- (1) 検案班の編成

災害により、死亡した者のうち身元不明者又はその遺族等によって遺体の確認のできないものについては、生活保健対策部において中津医師会その他関係医療機関に協力を依頼して検案班を編成し、検案を実施する。

 - ア 検案班は、医師、看護師、その他の職員等で構成する。
 - イ 職員等に不足が生ずる場合は、日本赤十字社大分県支部に協力を依頼する。
- (2) 検案の実施
 - ア 身元不明の遺体等、収容対象である遺体の検案は、原則として現場で行うこととするが、現場での検案が困難なときは、遺体収容所において実施する。
 - イ 行方不明者の遺体が発見された場合の検案は、検案班を編成して実施する。
- (3) 検案時の処理事項

検案班は、遺体の検案に際して、次の事項を処理する。

 - ア 遺体検案書の作成及び交付
 - イ 遺体の洗浄、縫合又は消毒等（遺体の識別、確認又は撮影等のため必要な場合に行う。）
- (4) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、ただちに処理できない場合は、遺体を一定の場所（寺院等の施設を利用するか、又は仮設テント等による。）に集めて、遺体収容所への搬送、埋火葬等を行うまで保存する。
- (5) 経費の負担等

遺体の搜索・収容に準ずる。

4 遺体の輸送

遺体収容所から火葬場への遺体輸送は、次により行う。
生活保健対策部は、火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体輸送計画を立て、葬祭業者等に

遺体輸送を依頼する。葬祭業者等の輸送力が不足する場合は遺体輸送班を編成し、生活保健対策部長の指揮により輸送する。

なお、輸送は遺族等の判明している遺体を優先とし、身元不明の遺体を次順位とする。

5 遺体の埋火葬

(1) 対象

災害により死亡した者の埋火葬については、その遺族が自己の資力で行うことが困難な場合、又は身元不明の遺体（遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。）に対し応急措置として行う。

(2) 方法

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。

(3) 遺体は、遺体埋火葬許可証に基づき埋火葬する。

(4) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、市長が身元引受人であることを確認のうえ、埋火葬する。なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、生活保健対策部長に引渡す。生活保健対策部長は、当該遺骨を保管する。

(5) 経費の負担等

遺体の捜索・収容に準ずる。

(6) 整備保存すべき帳簿

ア 埋火葬台帳（様式第 22 号）

イ 遺体の捜査状況記録簿

ウ 捜索機械器具燃料受払簿

エ 救助実施記録日計票

オ 死体処理台帳

カ 死体捜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第 10 住宅の供給確保

（防災危機管理課、税務課、福祉政策課、耕地課、建設政策課、施設整備課、建築指導課）

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力で住宅を確保することができない者を収容するために応急仮設住宅を設置し、又は住家が半焼若しくは半壊し自己の資力では応急修理することができない者の居住のため、必要最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図ることとする。

1 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅及び災害公営住宅（以下「災害公営住宅」という。）の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

2 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅に収容する者

住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家がなく、自己の資力で住宅を確保するこ

とができない者

(2) 入居世帯の決定

入居者の選考に当たっては、自治委員及び民生委員等の意見を聞き、被災者の資力その他の生活条件等を勘案し、市長が決定する。

(3) 設置の基準

ア 規模1戸当たり29.7㎡(9坪)以内

イ 費用1戸当たりの費用については、市長がその都度定める。

ウ 着工期限災害発生の日から20日以内

(4) 供与期間

建築工事完了後2か年以内とする。

(5) 設置場所

ディークト(D-ACT)スポーツパーク永添(人工芝グラウンド:約10,000㎡)等、原則として市有地とする。ただし、これにより難しいときは、適当な公有地・私有地とする。

3 住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理をうける者

災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)を受けた世帯

(2) 応急修理を受ける者の決定

応急修理の選考に当たっては、自治委員及び民生委員の意見を聞き、被災者の資力その他の生活条件を勘案し市長が決定する。

(3) 修理基準

ア 修理の範囲

① 世帯単位でなく戸数単位で実施する。

② 面積についての制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分に限る。

イ 費用

1戸当たりの費用については、市長がその都度定める。

ウ 修理期間

災害発生の日から1か月以内とする。

4 帳簿等の整備

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させる時又は、住宅の応急修理を実施した場合には、次の帳簿を備え、必要な記録を行うとともに、これを保管しなければならない。

(1) 応急仮設住宅台帳(様式第19号)

(2) 住宅応急修理台帳(様式第20号)

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する契約書、設計書、仕様書、その他支払関係証拠書類

5 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

災害救助法が適用された場合、県(知事)の委任に基づき、住居又はその周辺に流入した土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(1) 応急的な除去の基準

- ア 日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物の応急的な除去とする。
- イ 1戸あたりの除去費用は、毎年度、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。
- ウ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- エ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(2) 応急的な除去を受ける世帯の決定

障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市長及び民生・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- ア 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- イ 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ウ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 住居内の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に流入した土石、竹木等の障害物の除去に努めるものとする。

ア 障害物の除去の対象

災害によって住居又はその周辺に流入した土石、竹木等の障害物の除去を行う場合の対象は、次の事項に該当する場合に限るものとする。

- (a) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (b) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が流入しているか、又は家敷内に流入しているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (c) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- (d) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者であること。
- (e) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合であること。

イ 除去の方法

現物給付により行い、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。

(注) 現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ、その他機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

ウ 除去した障害物の集積場所

公共用地であって、交通並びに市民生活に支障のない場所を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合には、民有地についても一時たい積場所として使用する場合もある。

エ 労力、資材、器材の調査及び協定

調達する労力並びに資材、器材については、あらかじめ種類、型式、数量を調査し、所有者とその供給について協定等を行っておくものとする。

オ 除去の費用等

- (a) 道路上の障害物及び河川・橋りょうにおける流木等の障害物の除去に要する費用は、原則として当該道路管理者の負担とする。ただし災害の規模、程度等により市が負担することができる。
- (b) 前号のほか、障害物の除去に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き、市の負担とする。ただし、災害の規模、程度等により障害物の一部又は全部の除去を受ける者の負担とすることができる。

6 被災住宅の被害認定調査の対応

被災住宅の被害認定調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づく要請を行い、迅速に調査に着手することが必要である。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

第 1 1 文教対策

(教育委員会)

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に児童生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護するとともに、通常の実施が行うことができない場合における応急教育の実施等は、ここに定めるところによる。

1 学校教育における応急対策

(1) 実施責任者

- ア 市立幼稚園及び小・中学校の文教施設の災害応急復旧は市長が行う。
- イ 市立幼稚園及び小・中学校の児童生徒に対する災害応急対策は教育委員会が行う。
- ウ 災害救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難である場合は、県知事の委任に基づき、その一部を市長が実施する。

(2) 応急教育措置

ア 休校措置

(a) 授業開始後の措置

災害が発生し、または発生する恐れのある気象条件となったときは、各学校長は市教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。また、児童・生徒の下校の際における危険防止の対策を講ずる。

(b) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、ただちに電話、その他確実な方法で各児童・生徒に徹底させる。

イ 学校施設の確保

必要な教育等を確保するため、所管施設または設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置を講ずる。

(a) 校舎の一部が利用できない場合

被災の軽微な教室は、ただちに応急修理を実施し使用するが、使用できない教室については特別教室、体育館等を利用する。しかし、なお不足するときは二部授業の方法を講ずる。

(b) 校舎の全部または大部分が利用できない場合

校舎の全部または大部分が使用不能な場合は、公民館、集会場、及び公共施設等の利用又は、隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じて分散授業を実施する。

(c) 応急仮校舎の建設

被害が甚大のため、前記の諸措置がとりがたい場合は応急仮校舎を建築する。

(d) 教育職員の確保

教育委員会は、教育職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と緊密な連絡をとり、教育職員の確保に努める。

(3) 教材、学用品等の調達及び支給

ア 支給の対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水を受けた世帯の児童、生徒で教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

イ 支給品目

(a) 教科書及び教材

- ・小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

- ・高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

(b) 文房具

(c) 通学用品

ウ 費用の負担

学用品の給与に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き、市の負担とする。ただし、災害の規模、程度等により費用の全部又は一部を学用品の給与を受ける者の保護者に負担させることができる。

(4) 転校措置及び進路指導

ア 各学校は、転校を必要とする児童・生徒の状況を速やかに把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校措置を講ずる。

イ 各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(5) 児童・生徒の安全対策

各学校は、災害時における児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

ア 避難を行い安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

エ 災害発生時に在校していなかった児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(6) 市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、教育委員会事務局は他市町村及びその他の協力をもとめて必要な措置を実施する。

ア 児童・生徒の集団的な移動教育

イ 応急仮設校舎の設置

(7) その他応急教育上必要な措置

教育委員会は市内で教育職員が確保できない場合に隣接市町村の教育職員の派遣、非常勤講師、又は産休補助職員をもって臨時的に補充する措置をとる。

(8) 学校給食の措置

ア 給食施設の被害等により、児童、生徒に給食ができない場合には、県教育委員会と協議のうえ、他の給食施設の利用または「本章 第 4 節 第 2 食料供給」に定める措置等に

よる応急給食を実施する。

イ 次の場合は、県教育委員会と協議のうえ、給食を一時中止する。

- (a) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のため使用されたとき。
- (b) 給食施設に被害を受け給食が不可能となったとき。
- (c) 感染症等の発生が予想される時。
- (d) 給食物資の供給が困難なとき。
- (e) その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

(9) 保健衛生措置

災害発生時における児童、生徒の健康管理と感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るために次の措置をとる。

ア 校舎内外の清掃、消毒を実施する。

イ 飲料水の取扱いについて必要な監視を行う。

ウ 給食調理従事者に対し健康診断のほか身体衣服の清潔保持に努めさせる。

エ 児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

(10) 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

ア 在校中に災害が発生した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。

イ 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

2 社会教育における応急対策

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると所管の長が判断したときは、すみやかに事業を休止し、利用者に対する安全な措置を講ずるものとする。

(1) 公民館及び他の社会教育施設

公民館等社会教育施設は、災害時には避難所等に利用される場合が多いので、市長は、被災状況を把握し、関係者の協力を得て応急修理を行うものとする。

(2) 文化財に対する措置

文化財が被災した場合、所有者又は管理者はすみやかに教育委員会に報告し、中津市文化財調査委員の意見を聴いて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

市は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12 社会秩序の維持・物価の安定等

（市民安全課、商業・ブランド推進課、企業立地・雇用対策課）

災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、県が市その他の関係機関の協力を得て実施する。

物価の安定等に関する活動は、県が市その他の関係機関の協力を得て実施する。

2 社会秩序の維持のための活動

市は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察本部及び警察署に、設置された困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）との連絡調整を行い、住民の心配や要望等の相談の解決に努めるものとする。

(2) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(3) 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りに対し、できる限りの協力を行い、住民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱防止に協力する。

(4) 地域安全情報等の広報

県と協力し、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

県と協力し、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の営業状況の把握に努める。

(4) 物価の安定等に関する情報の提供

県と協力し、(1)～(3)で得た情報を、報道機関、チラシ、広報誌等で提供する。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に提供できるよう配慮する。

第13 義援物資の取り扱い

(総務課、契約検査課、福祉政策課、会計課)

ここでは、災害後に送付される義援物資の取り扱いについて定めるものである。

1 義援物資、義援金の受け入れ

義援物資については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関などを通じて公表するような措置を講じておく。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。

義援物資の受入場所については、道の駅なかつとし、市役所は東側公用車車庫とする。

また、義援金の使用については、市が配分委員会など組織を確立し、十分協議できる体制に

努めるものとする。

2 義援金品の保管及び配分

被災者に対する義援物資及び義援金等を受領したときは、厳重に保管するとともに、すみやかに被害に応じて公平に配布する。

第14 被災動物対策

(環境政策課、農政課)

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

市は、県と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、県への獣医師の派遣依頼等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

4 被災動物救護対策指針

市は、「大分県被災動物救護対策指針」をもとに、県や関係機関と連携したペット同行避難訓練の実施など、ペット対策の取組みを促進するよう努める。

第5節 社会基盤の応急対策

- 第1 電気、ガス、上・下水道、電話の応急対策
- 第2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策
- 第3 農林水産業対策

第1 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

(総務経営課、施設技術課)

ここでは、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

台風、集中豪雨などの非常災害に際し、諸施設の被害を最小限にするとともに、被害の早期復旧を図ることにより公共的機能の保持に努める。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、通信に係る各事業者並びに市は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害による被害を被ったときには二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業者から要請があった場合その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

九州電力株式会社大分支社、N T T西日本大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス事業者は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、市又は県、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報設備等を用いて市民に広報する。その場合、障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市の支援

市は、各事業者が応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっ旋等を行い、迅速な応急対策を支援する。

ア 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧

イ 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送

ウ 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与

エ 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

5 電力施設応急対策計画

(九州電力株式会社)

(1) 応急対策(電力復旧)

ア 基本方針

災害復旧にとって、必要不可欠な条件である電力を円滑に供給するため、災害の発生後は、被害状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧を迅速に実施するものとする。

イ 非常災害対策本部の設置

各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、関係事業場に対策本部を設置する。

ウ 情報の収集及び伝達

非常災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電

話、局線電話、移動無線及びファックス等の施設を利用する。

エ 災害時における危険防止措置

災害時において感電等の危険があると認められる場合は、ただちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

オ 電力復旧方針

(a) 優先的に復旧する設備・施設

- ① 人命にかかわる病院
- ② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関
- ③ 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

(b) 復旧方法

被害を受けた設備の重要度、被害状況等を勘察し、順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(2) 要員及び資材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負工事会社及び他店所への応援を依頼する。

イ 資材等の確保

発災後、復旧用資機材が不足する場合は、他店所へ融通を依頼する。

(3) 広報サービス体制

本店、支社及び管内各営業所に非常災害対策本部を設置し、復旧見込み等を把握するとともに、広報サービス体制の充実に努めるものとする。

ア 市民に対する広報サービス

災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてPRする。

イ 防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、防災機関へホットラインにより、情報の提供及び収集を行い、連携の緊密化を図るものとする（災害復旧に関する覚書による）。

6 ガス施設応急対策計画

(株式会社エコア)

(1) 災害発生時の応急対策

災害発生時には、「保安規程」に基づき、災害対策本部を本社内に設置し、各支部の連絡、協力のもとに応急対策を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、指令の有無にかかわらず各班において、「保安規程」等に従い、応急対策を実施するものとする。

(2) 災害に関する情報の収集及び伝達

災害時における気象の予警報並びに各種の情報及び報告などを、迅速かつ確実に受領伝達し、非常事態に対する防災措置の適切な実施を図るものとする。

(3) 災害時における広報宣伝

災害が発生した場合、又はそのおそれのある場合は、ガス事業の公共性、特殊性等を十分自覚し、人心の安定と被害の拡大防止を図るため、需要家、官庁等に対し、迅速かつ適切な広報活動を実施するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関にも広報依頼を行うものとする。

(4) 応急対策の要員及び物資の確保

ア 応急対策の要員確保

災害応急対策活動に必要な要員を平素から把握しておき、非常体制の発令時には、各対策班は、動員編成表により動員するものとする。

イ 応急対策用物資の確保

災害復旧を行うための物資については、「保安規程」等に基づき、早期復旧を図るため必要な器材を備えておくものとする。

(5) 災害時における応急工事及びガスの保安

ア 災害時における応急工事

災害時には、被災施設の状況をすみやかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整流器及び製造設備の復旧は、恒久対策工事を原則として実施するが、ガス事業の公共性、特殊性から供給不良、不能の地域に対する工事については、原則にとらわれず、最良で迅速な応急工法で対処し、仮工事か完全復旧工事にするかは、被災状況、施設の重要度及び緊急度等に応じて、その都度決定するものとする。

イ ガスの保安

ガスの導管が被災のため折損し、ガスが漏洩するおそれのある場合は、「保安規程」等に基づき、漏洩防止対策をすみやかに実施するものとする。

(6) その他災害対策の緊急措置

災害の規模が大きく、応急工事の実施が困難な場合は、他の関係業者へ応援を要請する。

7 上水道施設応急対策計画

風水害等による断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するものとする。

(1) 施設の応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置（応急復旧は、次のものについて実施する。）

(a) 配水管の通水機能に支障を及ぼすもの（漏水多量のもの、被災給水装置の閉栓）

(b) 道路漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの

(c) 建築物、その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

(2) 配水管路の応急復旧順位

ア 配水場及び給水拠点までの配水管

イ 病院等の緊急利水施設への配水管

ウ その他の配水管

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して貯水量の確保及び給水の早期開始を図るとともに、路上又は浅い土被りによる仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。

(3) 応急復旧用資材等の調達

ア 建設資機材

水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、建設業者から優先的に調達する。

イ 浄水施設等機器類

被害の生じた浄水施設等機器類は、メーカーから優先的に調達する。

ウ 管類

送配水管並びに給水装置の管類は、上下水道部保有材料並びに管工事業協同組合保有分を使用するが、不足する場合には、メーカー等から調達する。

(4) 要員の確保

上下水道部は、受けた被害及び復旧の緊急度により、他の部より要員の融通を行い、なお人員が不足する場合は、総務対策班と協議した上で、日本水道協会大分県支部、中津市管工事協同組合、各自治体及び近隣都市間での協定並びに料金徴収等業務委託先である株式会社ファノバ、運転管理業務委託先である株式会社水機テクノスとの協定に基づき応援を要請するものとする。

(5) 応急措置

ア 停電の場合

浄水場及び配水池等の各水道施設が停電した場合には、発電機を稼働させて電力を確保し、ポンプ運転を行う。

イ 水道水が汚染し、あるいは汚染のおそれがある場合

施設の破損により、汚水等の混入が予想され、あるいは混入の事実を知った場合には、ただちに停水し、破損箇所の復旧と施設の洗浄及び消毒を実施して汚染の防止に努める。また、広報車による広報、報道機関による緊急放送等により水道の使用禁止あるいは使用制限を周知徹底するものとする。

ウ 取水、導水、浄水施設が破損した場合

1系統が破損したときは、市の給水能力が低下するので、この場合には他の配水系からの相互連絡を有するものはバックアップ配水し、断水区域の縮小を図るとともに、断水区域に対しては、給水タンク車等による応急給水を実施し、かつ、破損された施設の復旧工事に全力をあげるものとする。

エ 配水管が破損した場合

(a) 大口径の配水管が破損した場合又は破損箇所が多数ある場合は、出水による浸水、道路陥没等の二次的な災害を防止するため、配水池等からの送水を一時制限又は停止するものとする。このため広範囲にわたって断水あるいは減水する区域を生じることとなった場合は、これらの区域に対して給水車等を出動させて給水するとともに、広報車により断水の原因、断水期間等の広報を行うものとする。

(b) その他の配水管が破損した場合は、修理のためのバルブ操作により、断水、減水及び濁水が生ずるので、給水車等の出動による応急給水並びに広報車による広報を行うものとする。

8 下水道施設応急対策計画

下水管渠及びポンプ施設の被害に対し、汚水、雨水のそ通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、機能の回復を図って排水の万全を期するとともに、処理施設の被害に対しても応急修理を行い、下水の円滑な処理をすることを目標とする。

(1) 下水道施設対策

ア 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、下水処理、下水排除を続けるものとする。

イ 下水処理場、ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電等の予備動力装置を運転し、下水処理、下水排除に万全を期するものとする。

ウ 下水処理場及びポンプ場の破壊により排水不能の事態が発生した場合には、移動式ポンプを配置して排水に努めるものとする。

エ 下水処理場の処理機能に重大な損害が発生した場合は、簡易処理等の最小限の処理に切り替えて処理場機能を保持する。

(2) 応急復旧用資材の確保

応急復旧に必要な最小限の資材を確保するものとし、災害の規模により多くの資材を必要とする場合には、指定工事店等所有の資材の緊急調達を行うものとする。

9 電信電話施設応急対策計画

(各電気通信事業者)

NTT西日本など各電気通信事業者は、緊急に必要な災害応急対策並びに災害救助に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、すみやかに応急復旧を行うものとする。

- (1) 災害対策用無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、災害対策用無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- (2) 交換機被災ビルには、非常用交換機を使用し、応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬形電源装置を使用し、復旧を図る。

第2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策

(排水対策課、林業水産課、企業立地・雇用対策課、建設政策課、建設土木課)

ここでは、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及び県、その他の防災関係機関は、管理者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「本章 第2節 第5 災害・被害情報等の報告、収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報設備等を用いて市民に広報する。その場合、障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市及び県の支援

市及び県は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あつ旋並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

5 鉄道

(九州旅客鉄道株式会社)

(1) 基本方針

現地被災の実情を敏速に把握し、適切な初動態勢のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急措置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

(2) 対策

ア 災害時の活動組織

J R九州に災害対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 初動措置

(a) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、線路、橋梁、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

(b) 列車の措置

乗務員は、列車の運行に支障を生じるおそれのある災害発生現場に遭遇した場合は、すみやかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。

また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

(c) 駅の措置

駅長は災害の状況に応じて、次の措置をとるものとする。

- ① 駅舎及び関連施設の応急措置
- ② 情報収集
- ③ 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

ウ 旅客の避難誘導及び救出救護

(a) 避難誘導

① 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

② 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について輸送指令（最寄り駅）に連絡の処置を講じる。

(b) 救出救護

列車の脱線、転覆または建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員はただちに救出救護活動を行うものとする。

災害対策本部長は、災害の状況に応じJ R九州及び災害応急処理手続等の定めるところにより、ただちに救護班の派遣を指示する。

また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災・医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動に当たる。

第3 農林水産業対策

(耕地課、農政課、林業水産課)

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害防止並びに被害の軽減対策について定めるものとする。

1 農業用施設及び農作物に対する応急措置

(1) 農地及び農業用施設に対する措置

ア 農業用ため池、用水路等が決壊又は氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路の取水樋門立切の排水等の応急措置については、地元農業団体の協

力を得て実施するものとする。

イ 農業用ため池あるいは河川等の決壊、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、農業団体の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地に冠水した場合は、移動ポンプを活用して排水活動を実施するものとする。

なお、資器材が不足するときは、県に協力を要請するものとする。

(2) 農作物に対する措置

被害の実態に応じ、農業協同組合及び県に対し技術の指導を依頼するものとする。

なお、苗及び種子の確保についても農業協同組合、国及び県へ協力を要請するものとする。

農作物別の応急対策

災害名	対象作物	被害の種類	応 急 対 策
風 水 害	全般	農地への油流出	水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い、分解を促進させる。
		移植直後の流出	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。
	水稻	水田の流出埋没	代作への転換を指導する。
		病害虫の発生	「主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」（以下「防除指針」という。）に基づき、発生状況に応じた防除をすみやかに行う。
		用水対策	発災当初から市町や土地改良区とともに水路の通水確認を行い、被災箇所においては、土砂撤去や仮設水路、仮設ポンプの設置等の応急工事に取り組み、用水確保を図る。
		その他	技術指導 被害発生に即応し、予め編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。
		代作に転換	野菜等、他作物に転換する。
	陸稲 麦類 その他	病害虫の防除	長雨による病害の激発等が考えられるので、「防除指針」に基づき発生状況に応じた防除をすみやかに行う。
			技術指導 対象作物の種類、発生時期により発生の様相は著しく異なるので、事態に即応した技術指導をその都度編成して行う。

災害名	対象作物	応 急 対 策
風 水 害	果樹	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病虫害の防除に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・天候回復とともにすみやかに行う。 ・薬剤の種類、使用量等はその都度示す。 2. 施肥を合理的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・施肥回数を多くし、少量ずつ施す。 ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。 3. 土壌管理に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・平坦地は排水を図る。 ・傾斜地においては、排水するとともに地表浸透を図り、土壌の流出防止に努める。 4. 柑橘の摘果にあたっては、生理落果をよく観察し、時期をややおくらせて実施する。 5. 落葉果樹の整枝・剪定・誘引に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・なしの棚ゆれ防止を行う。 ・ぶどうは7月以降の摘心はかえって晩伸びの原因となるので、摘心しない。 6. 塩害を蒙った場合には、すみやかに散水し塩分の流去を図る。 7. 倒伏樹木は土壌が湿潤の間におこし、支柱等で結束する。
	野菜 (いも類 含む) 花き	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病虫害の防除に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・天候の回復とともにすみやかに行う。 ・薬剤の種類、使用量は「防除指針」を参考にする。 2. 施肥は合理的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・回復用として速効性のものを適量施用する。 3. 適切な排水を行う。 4. 塩害、降灰等の場合はすみやかに付着物を洗い落とす。 <ul style="list-style-type: none"> ・収穫時期になっているものは早めに収穫する。 5. 被害が甚だしく、その代作のための種子が確保できない場合は、国の災害備蓄の種子の払下げについて市を経由して県に手続きする。
	茶	<ol style="list-style-type: none"> 1. .排水に努める。 2. 病虫害の発生を予防するため、薬剤散布を行う。 3. 茎葉の被害が大きい茶園では樹勢回復のため施肥する。
	飼料作物 及び牧草	<ol style="list-style-type: none"> 1. 倒伏、折損の状況を見て、早めに収穫、貯蔵する。 2. 調整にあたっては稲わら等の水分調節材料もしくは乳酸菌などの添加剤を加え、品質向上に努める。 3. 収量の大幅な減少が予想される圃場では状況に応じて再度播種する。

風水害	飼料作物及び牧草	<p>4. 被害程度の軽微な圃場では、今後とも排水・施肥等の肥培管理を継続し、増収に努める。</p> <p>5. 牧草地への土砂等の流入に対しては、早期に排除し、牧草の枯死面積を最小限に抑える。</p> <p>6. 牧草地の流亡箇所は、状況に応じて客土も行い追播を行う。</p>
-----	----------	---

*詳細は「気象災害の防止技術」（平成6年5月策定）による。

2 畜産関係応急対策

(1) 体制

畜産関係の災害応急対策の実施は、次の組織によるものとする。

ア 協力組織

家畜保健衛生所（以下本節において「衛生所」という。）は、常に関係機関との連絡を密にして応急対策の実施にあたるほか、次の関係機関（以下「協力機関」という。）の協力を得てこれを実施するものとする。

大分県農業協同組合北部営農経済センター、下郷農業協同組合、大分県農業共済組合、大分県獣医師会、大分県酪農業協同組合

(2) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は次の方法によるものとする。

ア 災害のため平常時の方法により、家畜の診療を受けることができないときは、市が定める場所その他において診療するものとする。

イ 要請を受けた衛生所は、診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。

(3) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法に基づき、衛生所が次の方法によって実施する。

ア 畜舎等の消毒

イ 緊急予防注射の実施

ウ その他の防疫措置

(4) 家畜の避難

ア 家畜の避難場所

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生した時には、衛生所その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導を受けるものとする。

イ 家畜の避難

衛生所から連絡を受け、あるいはその他により家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

ウ 家畜の集中管理

市はあらかじめ被災家畜を集中管理できる家畜市場、家畜管理所などの適当な場所を選定しておく。

なお、災害が発生した場合は、市はその他の機関の協力を得て被災家畜を集中管理場に収容し、家畜診療班による応急診療を実施するとともに、管理人の選定、飼料の確保供給に努めるものとする。

(5) 飼料等の確保

被災家畜飼育者、又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、市は衛生所に確保あっ旋について要請をする。

3 林産物応急対策

(1) 造林木対策

ア〔水害〕

- (a) 造林事業（間伐、枝打ち、植栽等）を実施し、風水害に強い森林の育成に努める。
- (b) 台風等により林内に被害を受けた場合、被害林地の倒伏木を整理し、今後の台風被害の軽減に努め再造林を行う。
- (c) II 齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い時期に倒木起こし等を実施し回復に努める。

イ〔潮害〕

潮害被災林については、被害の程度を考慮し、元玉より柱材 1 本の利用が不可能な林分については耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

(2) しいたけ対策

ア〔雪害〕

- (a) 山間地域では、積雪量に注意し、ビニールハウスの適切な管理を行う。

4 水産物応急対策

(1) のり等藻類養殖

ア 降雨出水等による淡水流入の際は、各水深における比重の測定を行い、比重 1.018 以上の水深を網の張り込み水位とし、さらに、付着物の洗浄等を行った後、のり葉体の変化を継続して観察し、幼芽の時期には検鏡によって被害の程度を推察し、事後の対策を講ずる。

イ 養殖初期より中期にわたる災害時の場合は、漁協ごとにのり糸状体培養のかき殻及び養殖網等の予備手持数量等を早急に調査し、復旧に必要とする数量を手配する。県内だけでは対応できないときは、他県からも調達する。

第3章 災害復旧・復興

- 第1節 災害復旧・復興の基本方針
- 第2節 浸水廃棄物・がれきの処理
- 第3節 公共土木施設等の災害復旧
- 第4節 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援
 - 第1 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立
- 第5節 被災者支援に関する各種制度の概要
 - 第1 経済・生活面の支援
 - 第2 住まいの確保・再建のための支援
 - 第3 農林漁業・中小企業・自営業への支援
- 第6節 激甚災害の指定
 - 第1 激甚災害指定の手続
 - 第2 特別財政援助

第1節 災害復旧・復興の基本方針

(防災危機管理課)

災害に対しては、「第1章 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い中津市を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意してすみやかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後のまちの姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

また、特に大規模な被害を被った場合、市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的な、災害につよい都市・地域づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、市単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、大分県を通じて地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 浸水廃棄物・がれきの処理

(清掃管理課、清掃施設課)

復旧・復興を迅速に行うため、市は、がれき・浸水廃棄物等の処理を早期に開始する。処理を円滑に行うため関係機関・公共的団体の協力を得る。大量のがれきが発生しその処理が困難な場合、必要に応じて次により県の支援を受けるものとする。

1 仮置場、最終処分地の確保

がれき・浸水廃棄物等の仮置場、最終処分地は市内で確保する。それが困難な場合、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、県及び環境省の支援を受ける。

2 リサイクルの徹底

がれき・浸水廃棄物等の処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

リサイクルの技術面の指導、業者のあっ旋等について、県及び環境省から受けるものとする。

3 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

がれき・浸水廃棄物等の処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理・安全管理に十分配慮するものとする。

4 計画的ながれき処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、そのための処理計画を定めるものとする。

広域的な調整の必要がある場合、県が主宰する全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を通じて、円滑ながれき処理を促進する。

第3節 公共土木施設等の災害復旧

(排水対策課・耕地課・農政課・林業水産課・建設政策課・建設土木課・施設整備課・建築指導課)

ここでは、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊急度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事实施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 国土交通省等の権限代行制度

(1) 県は、市町村道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。

(2) 市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

(3) 県又は市は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

(4) 県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

(5) 県は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

また、県は、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する

5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊急度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第4節 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援

第1 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

(総務課、秘書広報課、情報デジタル推進課、会計課)

1 広聴活動

総務対策班は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、すみやかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関の協力を得て広聴活動を実施する。

(1) 被災相談窓口の設置

総務対策班は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を市役所ロビー又は別会議室に設置する。

この場合、本部会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な対応に努める。

2 情報発信活動

総括班は報道提供する内容や避難所で必要な情報を翻訳し、ホームページ、なかつメール、SNS等を通じ、情報発信を行う。

3 災害義援金の配分

(1) 配分組織の確立

災害義援金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて義援金配分委員会を設立する。

ア 配分委員会の組織

- ・委員長は副市長をもって充てる。
- ・委員は、総務部長、健康福祉部長、産業経済部長、会計管理者をもって充てる。
- ・監事は、監査委員事務局長をもって充て、義援金に関する会計を監査する。
- ・委員会の庶務は、会計課において処理する。
- ・委員会の庶務補佐として、防災危機管理課を充てる。

イ 配分委員会の会議

- ・委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- ・会議を開催するためには、委員の半数以上の出席がなければならない。
- ・会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ・委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用の移管にかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もことから、県内で統一した被災者台帳システムの運用をはかる。

第5節 被災者支援に関する各種制度の概要

(全課)

第1 経済・生活面の支援

1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ、又は生計を同じくしていた者に限る。）。
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合先	福祉政策課

1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。
対象となる災害	県内で発生した1-1以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火山周辺警報又は噴火警報が発表されたとき 等
問合先	福祉政策課

2-1 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ①両目が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1-1に同じ
問合せ先	福祉政策課

2-2 災害障害見舞金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：62.5万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人

	⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1-2に同じ
問合先	福祉政策課

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

- ① 財の1/3以上の損害
- ② 居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

(4) 問合先 福祉政策課

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

- ①生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護を要する65才以上の高齢者がいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。
- ②生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	250万円(目安)
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

- ③このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

- ①低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する65才以上の高齢者がいる世帯
②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合先：福祉政策課、社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付
支援の内容	1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	1 母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)

	②母子福祉団体(法人) ③父母のいない児童(20歳未満) 2 寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①寡婦(かつて母子家庭の母であった者) ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合せ先	県、市(福祉事務所設置町村含む)の福祉事務所

6 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類 融資 共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、受給している年金の年額の範囲内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※金利については(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること	
(2) 対象者:年金受給者	
(3) 問合せ先:(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構	

7 恩給担保貸付

(1) 支援の種類:融資 恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、恩給年額の3年分以内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※金利については(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること	
(2) 対象者:恩給受給者	
(3) 問合せ先:(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	

8 教科書等の無償給与(災害救助法)

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して・教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)
問合せ先	災害救助法が適用された市(教育委員会)

9 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合せ先	県、教育委員会、学校

10 私立高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がいない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合せ先	各私立高等学校

11 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合せ先	各大学等

12 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） ※ 私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」も参照のこと。
問合せ先	教育委員会、幼稚園

13 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合せ先	県、教育委員会、学校

14 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

15 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融資						
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。						
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり300万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代</td> </tr> <tr> <td>保 全</td> <td>(公財) 教育資金融資保証基金</td> </tr> </table>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内	対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代	保 全	(公財) 教育資金融資保証基金
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内					
対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代						
保 全	(公財) 教育資金融資保証基金						
対象者	<p>1 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者</p> <p>2 世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり</p>						
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫						

16 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合せ先	子育て支援課

17 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等	
支援の内容	<p>1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。</p> <p>2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること</p> <p>3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。</p>	
	対象者	1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方

	2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。
問合先	県、税務課、収納課

18 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<p>1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。</p> <p>2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。</p> <p>4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。</p> <p>5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。</p>
対象者	<p>1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。</p> <p>2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。</p> <p>4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受け</p>

	たことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。 5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。
問合先	税務署

19 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合先	災害救助法が適用された市（環境政策課）

20 医療保険、国民年金保険料、介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

(1) 支援の種類：減免、猶予	
① 医療保険、介護保険の保険料等・窓口負担（利用者負担）について、特例措置が講じられる。	
国民健康保険税及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険税や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	後期高齢者医療制度、事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
国民年金保険料の減免	災害により保険料の納付が困難な場合第1号被保険者については、納付が免除される場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。
(2) 対象者 ご加入の医療保険者や市町村にご確認ください。	
(3) 問合先：各医療保険者、保険年金課、介護長寿課、医療機関、日本年金機構年金事務所	

21 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施される

	ことがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになる。
問合せ先	県、市関係課、関係事業者

2.2 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。 2 免除にあたっては、NHK による確認調査、または受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会

2.3 生活保護

(1) 支援の種類：給付
(2) 支援の内容
<ol style="list-style-type: none"> ①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。 ②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。 ③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。 ④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する（3級地の1）。
(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が営めない方
(4) 問合せ先：福祉支援課

2.4 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。 2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払

	<p>賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。</p> <p>3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。</p>
対象者	<p>1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。</p> <p>(1) 使用者が、</p> <p>① 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと</p> <p>② 1年以上事業活動を行っていたこと</p> <p>③ ア 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと。</p> <p>この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。</p> <p>イ 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたこと</p> <p>この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。</p> <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
問合せ先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

2.5 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた者
問合せ先	公共職業安定所

2.6 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	<p>1 震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。</p> <p>2 また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。</p>
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者
問合せ先	公共職業安定所

第2 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

②支給額は、下記のとおり。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

被害程度	支給額 (定額)			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
全壊 損壊割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊 (40~49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊 (30~39%)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万	25万円

(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯。

(※)下記の世帯を含む。

- 1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 噴火自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

(4) 問合せ先：県、防災危機管理課、総務課

2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。

②支給額は、下記のとおり。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。

被害程度	支給額（定額）			合計金
	基礎支給金	加算支給金		
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半壊 (20%～49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円
		補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	-	-	5万円

・国制度と併給する場合

被害程度	支給額（定額）			合計額
	基礎支給金	加算支給金		
半壊 (30%～39%)	50万円	建設・購入	-	50万円
		補修	30万円	80万円
		賃借	25万円	75万円

※支援金の使途は限定されない。

(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、半壊又は床上浸水し、居住していた中津市内に引き続き居住する世帯

留意事項

1 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度で支給される。

〔住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯〕

2 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

3 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金について支給されない。

(4) 問合せ先：県、防災危機管理課、総務課

3 中津市災害被災者住宅再建支援金の支給

自然災害により、その居住する住宅に著しく被害を生じた世帯のうち、自然災害が発生した日において中津市内に居住しており、その後も中津市内に引き続き居住する世帯の世帯主に対し、中津市災害被災者住宅再建支援事業費支援金支給要綱（平成20年中津市告示第169号）に基づき、支援金を支給する。

(1) 対象となる災害

- (a) 中津市を含む地域に対して、大分地方気象台が気象業務法（昭和27年法律第165号）上の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を発表したとき。ただし、海上警報を除く
- (b) 中津市で、震度4以上の地震を観測したとき。
- (c) 中津市を含む津波予報区に対して、福岡管区気象台が津波注意報又は津波警報を発表したとき。
- (d) その他市長が特に必要と認めたとき。

(2) 支援対象

上記の自然災害により、次の(a)から(d)までのいずれかの被害に遭った世帯で、自然災害が発生した日において中津市内に居住しており、その後も中津市内に引き続き居住する世帯の世帯主。（被災者生活再建支援法に基づく支援を受けるものは対象外）

- (a) 居住する住宅の住宅が全壊した世帯
- (b) 居住する住宅の住宅が半壊した世帯
- (c) 床上浸水の被害を受けた世帯
- (d) 居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、若しくは解体されるに至った世帯

(3) 支援金額（欄内の金額は上限額、括弧内の金額は世帯人数が1人の場合の支援額）

- (a) 基礎支給支援金（支援対象者が居住する住宅の被害状況に応じた支援金 ※災害発生日から13月以内の申請に限る）

住宅の被害程度	(2)の(a)又は(d)に該当	(2)の(b)に該当	(2)の(c)に該当
支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	5万円 (3.7万円)

- (b) 加算支給支援金（支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態に応じた支援金 ※災害発生日から37月以内の申請に限る）

※被災者生活再建支援法による支援と併せて支援金の給付を受ける場合は、斜体の金額とする。

被害程度	(2)の(a)又は(d)に該当			(2)の(b)に該当				
	建設 購入	補修	賃借(公営 住宅以外)	建設 購入	補修		賃借(公営住宅以 外)	
支給金	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)	80万円 (60万円)	30万円 22.5万円	50万円 (37.5万円)	25万円 (18.75万円)

(4) 問合せ先 防災危機管理課、総務課

4 災害復興住宅融資(建設)

(1) 支援の種類：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ②融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅。
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	木造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の 返済期間と同じ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

5 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

(1) 支援の種類：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。
- ②原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 新築住宅の購入

項目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	木造住宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間。
土地取得費		970万円	

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円
木造住宅(一般)	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる)

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

6 災害復興住宅融資(補修)

(1) 支援の内容：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。
- ②融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ③この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます(ただし、返済期間は延長できない)

項目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

7 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 2 支援内容の概要

	①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

8 生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)

(1) 支援の種類：融資	
①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。	
① 付限度額	
貸付限度額	250万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)
(2) 対象者	
①低所得世帯、障がい者世帯、介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯	
②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。	
(3) 問合せ先：市、社会福祉協議会	

9 母子寡婦福祉資金の住宅資金

(1) 支援の種類：融資	
①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。	
②貸付限度額等	
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年
(2) 対象者	

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯
 (3) 問合せ先：県、福祉政策課、社会福祉協議会

10 公営住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が設置する公営住宅等に対象となる入居可能な空き住宅がある場合、入居することができる。</p> <p>2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。</p>
対象者	<p>1 以下の要件を満たす方</p> <p>①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方</p> <p>②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方</p> <p>③入居収入基準：15万8千円以下（公営住宅以外の市営住宅は、別に収入基準あり）</p> <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を設置する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある。</p>
問合せ先	県、建設政策課

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。</p>
対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者（応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く）</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>（※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない）</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。</p>
問合せ先	県、災害救助法が適用された市町村（防災危機管理課・福祉政策課）

1.2 応急仮設住宅の供与

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。</p> <p>2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。）</p>
問合せ先	都道府県、災害救助法が適用された市町村（防災危機管理課・福祉政策課）

1.3 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物給付
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p>
対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>1 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態であること。</p> <p>2 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること（但し、生活に支障がなければ認められない）。</p> <p>※そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。</p>
問合せ先	災害救助法が適用された市町村（防災危機管理課・福祉政策課）

1.4 宅地防災工事資金融資

（1）支援の種類：融資

- ①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。
- ②改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）の工事のための費用を融資する。

融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額
償還期間	15年以内

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

15 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

①地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。

②融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

●移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金 建設資金又は 新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1, 460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)	1, 400万円		25年
特例加算	450万円		供せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間

●中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1, 160万円	1, 460万円

準耐火住宅	1, 160万円	1, 460万円
木造住宅（耐久性）	1, 160万円	1, 460万円
木造住宅（一般）	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

（2）対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

（3）問合せ：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

（参考）り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

住家全壊 （全焼・全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
------------------	--

<p>住家半壊 (半焼)</p>	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>
<p>住家大規模半壊</p>	<p>「住家半壊」の基準のうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>

2 問合せ先：防災危機管理課、税務課

第3 農林漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度（国が実施する災害資金）

（1）支援の種類：融資

①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

（2）被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

①貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災害適用の場合)	6.5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災害適用の場合)	5.5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災害適用の場合)	3.0%以内	6年以内 7年以内

(3) 対象者

次の基準に該当すると市長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(4) 問合せ：市

2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）

支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の1／12又は年間粗収益の6／12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）	
農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁	一般：負担額の80%又は1施設当たり3	15年以内（うち3年以内の据置可能）	

		業施設の復旧のための資金を融資	<p>00万円のいずれか低い額</p> <p>特認：負担額の80%又は1施設当たり600万円のいずれか低い額</p> <p>漁船：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額 	
	農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	25年以内（うち10年以内の据置可能）
	農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	個人3億円（特認6億円）、法人10億円	25年以内（うち10年以内の据置可能）
	経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	①負担額の80% ②個人1.5億円、法人5億円	25年以内（うち3年以内の据置可能）
	林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ②樹苗養成施設：負担額の80%	①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり

			③林道：負担額の80%	②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり
	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）
2 農協・漁協等				
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（認定農業者、集落営農組織のみ）	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内（うち7年以内の据置可能）
	農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	15年以内（うち3年以内の措置可能）
	漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内（うち3年以内の据置可能）
●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。				
対象者	農林漁業者			
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等			

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資

①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融

資。

②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。

③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

○国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度の限度額に1災害あたり上乘せ3千万円
償還期間	各融資制度の返済期間以内

○中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

④株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

⑤株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

(3) 問合せ先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

4 災害復旧高度化資金

(1) 支援の種類：融資

①大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	90%以内
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

(2) 対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合

②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3) 問合せ先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図る

	ために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	<p>1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。</p> <p>2 貸付限度額：20百万円</p> <p>3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内） 運転資金は7年以内（措置期間1年以内）</p>
対象者	<p>1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。</p>
問合先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資（保証）
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	<p>1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。</p> <p>2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。</p>
対象者	中小企業等
問合先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	<p>1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。</p> <p>2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月(重度の障がい者25,000円/月)が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日(重度の障がい者1,000円/日)。</p> <p>3 訓練期間は、6か月(中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年)以内。短期の職場適応訓練については、2週間(重度の障がい者に係る訓練4週間)以内。</p>
対象者	<p>職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のアからオに該当する事業主に委託して行う。</p> <p>ア 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</p> <p>イ 指導員としての適当な従業員がいること</p> <p>ウ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</p> <p>エ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</p> <p>オ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</p>
問合先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第6節 激甚災害の指定

(耕地課、農政課、林業水産課、商業・ブランド推進課、企業立地・雇用対策課、建設政策課、建設土木課、施設整備課、教育委員会)

第1 激甚災害指定の手続

- 1 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

(注) 局地激甚災害の指定については、原則として1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続を行う。

(1) 激甚災害指定基準 (本激の基準)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次のとおりとする。(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第3条、第4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% 2 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 2 一の都道府県の査定見込額 > 10億円
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	1 激甚法第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は 4 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.15% で激甚法第8条の措置

	<p>が適用される場合</p> <p>ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×3%</p> <p>ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）	<p>A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% 又は B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60% 2 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.0%</p> <p>ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額>全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 又は B (1)被災地滅失全域戸数≥2,000戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上 又は (2)被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上</p> <p>ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<p>激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。</p>
上記以外の措置	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>

(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
<p>激甚法第2章（第3,第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村（当該査定事業額が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>ロ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業額が2億5千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入×20%を超える市町村</p> <p>ハ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から50億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
<p>激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
<p>激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。</p> <p>当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が1千万円未満の者を除く。）</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）>当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>1 大火による災害にあっては、要復旧見込面積>300ha</p> <p>2 その他の災害にあっては、要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの）×25%</p>

激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）、第13条（小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例）	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。

第2 特別財政援助

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

*過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成（商工農林水産部）

(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律169号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる

*過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律136号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等500万円→600万円）及び償還期限延長（3～6年→4～7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

*なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対して3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第11条の2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成（商工農林水産部）

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、2億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年5月30日法律211号）の定めるところにより、基

準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。

第4章 その他の災害対策

第1節 その他の自然災害対策

第2節 一般火災対策

第3節 林野火災対策

第4節 その他の事故対策

第1節 その他の自然災害対策

第1 その他の自然災害対策の基本的な考え方

風水害以外の異常な自然現象による災害として、雪害・凍結害、干害、火山災害の3つについて対策を定めるものである。

異常な自然現象は、本市の場合まれにしか起きないと考えられるが、気象状況等によりある程度事前に予知が可能であり、情報の収集、応急対策の事前準備等を十分に行うことが必要である。

第2 雪害・凍結害等の対策

(防災危機管理課、建設政策課、建設土木課、総務経営課、施設技術課)

雪・凍結害、火山噴火に伴う降灰等による道路施設、家屋等に対する被害防止並びに被害の軽減対策について定めるものとする。

1 積雪・凍結害等予防対策

(1) 積雪・凍結害予防対策

積雪・路面凍結による道路通行障害、スリップ等による交通事故、さらには通行止めの長期化による山間部集落への生活物資の供給困難事態等の被害を防止するため、凍結防止・融雪剤、除雪資機材の常備、路面凍結情報等の伝達・提供体制の整備、及び山間部集落における生活物資の備蓄等の対策を講じておくものとする。

(2) 水道管の凍結害予防対策

水道管の凍結による水道管破裂等を防ぐため、冬季には、気象状況を確認し、低温注意報等が発表された場合は、市民への情報提供や、職員と管工事組合との調整等十分な対策を講じておくものとする。

2 積雪・凍結害等応急対策

(1) 積雪・凍結害応急対策

積雪・路面凍結が起き危険な状態となることが見込まれるときは、市をはじめ県等道路管理者による路面凍結情報の提供、車両通行止めの措置を行うとともに、身動きできない車両が出たり、天候の回復が見られず凍結等が著しくなり危険な状態となったりした場合には、孤立者の救出・救助、道路の啓開措置を実施する。

(2) 水道管の凍結害等応急対策

水道管の凍結による水道管破裂等が発生した場合は、住民への十分な周知を行うとともに、管工事組合等と連携し、早急な復旧を行うこととする。

また、断水・給水制限等が長期化する場合は、給水所の配置や給水車での給水活動等を行い、飲料水の供給に努めることとする。

第3 少雨・乾燥被害対策

(防災危機管理課、農政課、林業水産課、総務経営課、施設技術課)

少雨に伴う渇水、家屋・林野の乾燥等に伴う被害防止並びに被害の軽減対策について定めるものとする。なお、農業に対する干ばつ・高温被害対策については次項において示す。

1 小雨対策

(1) 上水道・簡易水道等の渇水予防対策

平成6年(1994年)夏の異常渇水による給水障害を考えると、上水・農業用水等の安定供給の備えが重要な課題である。水源地の森林の保水機能を保全するとともに、多目的ダムなど新たな水源の確保を検討しておくことが必要である。また、生活用水に地下水を使用している地域では、地下水位等の状況を調査し、水量・水質の保全を図るものとする。

上水道の供給が滞ることとなった場合を想定し、給水車の調達・確保方法についてあらかじめ検討を行っておくものとする。

(2) 応急対策

小雨傾向が続き耶馬溪ダムの貯水率が規定値を下回った場合には、山国川中下流域水利用連絡協議会において取水制限、ダムからの放流量制限措置を実施し、利用目的別の制限率を定める。生産活動並びに生活用水への影響が顕著となった場合には、給水車等を出動させ、市民生活への影響を抑えるものとする。

2 乾燥による火災等の対策

(1) 乾燥による火災等の予防対策

気象官署が発表する小雨気象情報、異常乾燥注意報等の収集・伝達及び広報体制を整える。「本編 第2章 第2節 第4風水害に関する情報の収集・伝達」に準じて行うものとする。また、火災発生を未然に防止するため、火気の取り扱い注意など広報活動、パトロール活動等を実施する。

(2) 応急対策

乾燥に伴う火災の発生への対応については、次節の一般火事対策、本章 第3節の林野火災対策に示す。

第4 農業被害対策

(農政課、林業水産課)

雪・凍霜害、干ばつ、火山噴火に伴う降灰等の災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害防止並びに被害の軽減対策について定めるものとする。

1 農産物の災害予防対策

(1) 農産物の災害予防対策

ア 水稲

- (a) 災害に対し抵抗性の強い健苗を育成する。
- (b) 干ばつ時には、計画的配水、作期の統一等により干ばつ被害発生を防止する。
- (c) 気象情報に即応した予防措置を講ずる。
- (d) 局所的農業用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。

イ 果樹

- (a) 干害対策としては、深耕、排水等によって根群分布を高めるとともに、雑草管理を適正にし土壌水分の蒸発抑制のため、敷わら、敷草等を行う。また、灌水用の水源を確保する。
- (b) 凍霜害対策としては、適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

ウ 野菜

- (a) 干害対策として、灌水施設を整備し、敷わら、敷草等を実施する。

エ 花き

(a) 干害対策として、灌水施設を整備し、敷わら、敷草等を実施する。

2 農業用施設及び農作物に対する応急措置

(1) 農地及び農業用施設に対する措置

ア 雪害、火山の降灰等により、農業用施設が損壊した場合や、干ばつに伴う灌漑・排水施設の保全、ため池の保全等の応急措置については、地元農業団体の協力を得て実施するものとする。

イ 農業用水の不足等の場合、地元農業団体等の協力を得て、給水活動を実施する。

なお、資器材が不足するときは、県に協力を要請するものとする。

(2) 農作物に対する措置

被害の実態に応じ、農業協同組合及び県に対し技術の指導を依頼するものとする。

なお、苗及び種子の確保についても農業協同組合、国及び県へ協力を要請するものとする。

災害別・農作物別の応急対策

災害名	対象作物	応 急 対 策
雪・凍霜害	果樹	1. 枝さけ、枝折れの結束をする。 2. 施肥の場合は、少量ずつ分施する。 3. 病害虫の防除に努める。 4. 葉数に応じた摘果を行う。 5. 積雪の場合は早朝に除雪する。 6. 晩霜の場合は重油燃焼又はスプリンクラー散水する。 7. 施設の補修を早急に行う。
	茶	1. 防霜施設、資材の設置を事前に行う。 2. 枯込部を剪枝する。 3. 病害虫の防除と速効性肥料を施肥する。 4. 排水に努める。
	施設の 果樹 野菜 花き	1. 施設の補修・補強を早急に行う。 2. 除雪や加温等による融雪対策を行う。 3. 折損した茎葉の整枝誘引を早めに実施する。
干ばつ	水 稲	1. あらかじめ節水栽培に努める。 2. 畦畔からの漏水防止に努める。 3. 畦畔の雑草を刈取って敷草したり、敷わらをして乾燥防止に努める。
	大 豆	1. かん水が可能な場合は莢実の肥大期に1～2回夜間、畦間かん水する。 2. ダニの防除に努める。
	野 菜 (いも類 含む) 花 き	1. 敷草、敷わらをして3～5cm覆土する。 2. 灌水できるところは、夕方充分散水する。 3. 畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。 4. ダニ、アブラムシの防除に努める。
	果樹	1. 敷草、敷わらをする。 2. 草生園では草が伸びない内に刈る。 3. 落葉した場合は摘果する。 4. 灌水できるところは、夕方地中灌水する。
	茶	1. 敷草、敷わらをする。 2. 灌水できるところは、夕方散水する。

*詳細は「気象災害の防止技術」(平成6年5月策定)による。

2 林産物応急対策

(1) 苗畑対策

〔干害〕

- (a) 適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。
- (b) 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分の蒸発防止をする。
- (c) 苗間にわらなどを敷き土壌の蒸散を防止する。
- (d) は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。
- (e) 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は、実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。
- (f) 地温が 30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をする。
- (g) 葉剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

(2) 造林木対策

ア〔干害〕

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

イ〔潮害〕

潮害被災林については、被害の程度を考慮し、元玉より柱材 1 本の利用が不可能な林分については耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

(3) しいたけ対策

ア〔干害〕

- (a) 伏込みほだ木の笠木を十分にし、直射日光を避ける。
- (b) 伏込み場の下草を刈りすぎないようにする。
- (c) ほだ木を低く組んだり、倒すなどして、水分調整を行う。
- (d) 水源を確保できる場所では、散水施設を設置する。

イ〔火山噴火災害〕

- (a) 降灰防止と雨水調節を兼ねてビニールシートで覆いをする。
- (b) 芽切りから採取までの期間を短くするためどんこ採りをする。
- (c) 人工ほだ場や簡易ビニールハウス等の施設栽培を導入する。
- (d) 降灰量に応じてビニールハウスに堆積した灰を除去する。

第 2 節 一般火災対策

第 1 火災の予防

(消防本部)

火災を未然に防止するための防火指導及び予防査察の実施、火災の発生に対処して被害を最小限度に防止するために必要な組織及び施設の整備については、「中津市消防計画」の定めるところによる。

1 消防力の整備

消防力の現勢を掌握し、施設、機材器具、資機材等を整備し、消防力の充実、強化を図る必要がある。

2 防火思想の普及、民間消防組織の育成強化

火災予防の実効を期するため、市民への防火思想の普及、民間消防組織の育成強化などを実施する。

(1) 防火思想の普及

ア 防火知識の普及に関する計画

広報等を活用して防火に関する知識の普及を図る。また、活動体制の確立、防火パトロール等を集中的かつ統一的に実施するとともに、市民に対して防火思想の普及宣伝に努める。

イ 住宅用防災機器等（消火器・火災警報器・防災品）の普及促進を図る。

消火器取扱い訓練指導を実施し、初期消火の知識及び技術の向上を図る。

(2) 民間消防組織の育成強化

企業体における自衛消防体制あるいは少年消防クラブ等民間消防組織の育成強化を図る。

3 火災防ぎょ訓練

消防本部において次の訓練を定期的に行う。

- (1) 特殊地域防御訓練
- (2) 危険物火災防御訓練
- (3) 林野火災防御訓練
- (4) 船舶火災防御訓練
- (5) 車両火災防御訓練

4 火災危険地域の防ぎょ計画

火災時における人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を選定し、消防力等に応じた迅速、的確な防ぎょ活動を行うための計画を策定しておくものとする。

5 建築物の火災予防

(1) 建築物に対する規制と指導

建築物に対しては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をはじめとする関係法令によって防火、不燃化、避難及び構造の堅牢化等に関する各種の規制が定められている。これらに基づく適正な審査、指導により、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力の上、建築物における災害の未然防止及び抑止を図るものとする。

ア 建築物の建築基準法の規定による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法第 6 条から第 8 条、第 10 条及び第 12 条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、積極的に指導するものとする。

イ 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防本部の同意措置を通じ、積極的に指導を行うものとする。

- ・敷地等の衛生及び安全性の保持
- ・構造の安全性の確認
- ・建築設備、付帯設備の完備

ウ 消防査察による指導

消防本部は、消防査察により、火災発生危険の排除、火災拡大危険の排除、自衛消防組織の確立及び、消火設備の適正配置並びにその保全を指導する。

エ 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立及び指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成及び防火管理制度を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。

(2) 公的建築物

ア 庁舎、学校、病院

市、消防、県、警察等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の不特定多数の者が利用する公的建築物については、利用者の安全を守るための防火構造とし、消防用設備及び避難施設を備えたものとするとともに、災害時における防災拠点、避難・救護救難拠点としての役割を果たすことにかんがみ、その不燃化、堅牢化をさらに促進するものとする。

イ 市営住宅の整備

市営住宅については、老朽化している木造住宅や簡易耐火建築物として建設した古い住宅について、耐火性能の向上や老朽度に応じて、不燃化及び質的向上を図る。

(3) 文化財の火災予防対策

ア 文化財の範囲

この対策という文化財の範囲は、指定文化財のうち建造物及び非常の際に搬出困難な建造物以外の指定文化財とする。

イ 文化財予防対策

文化財所有者が定める防災実施責任者は、火災予防対策として次に掲げる事項を実施するものとする。

(a) 予防設備の整備

① 消防設備の拡充

建造物等有形文化財については、消火器、火災報知機、防火用水槽など防火設備の整備を建造物の延面積に応じた能力の設備を整備するよう促進する。

② 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の拡充を図る。

③ 避雷装置、消火進入道路、その他防災設備の拡充を図る。

(b) 予防対策指導

① 予防計画作成の促進

- ・防火管理体制、防火管理者、火元責任者管理体制の確立
- ・災害通報体制、通報設備、方法、組織等の確立
- ・災害の起こりやすい箇所の点検、確認、延焼防止対策等の確立
- ・その他注意札、火気の使用禁止、不審者の侵入防止等の予防計画の再生を促進する。

② 災害予防の指導

・防火デーの計画

防火デーを設け、その日に防火思想の普及、防火訓練の実施等を計画して予防対策の高揚を図る。

・消防実技講習会の実施

消防実技講習会を実施して、消防技術の向上を図る。

第2 火災に関する情報の収集・伝達

(消防本部)

ここでは、火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、以下の情報の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

○消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

○被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、市は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

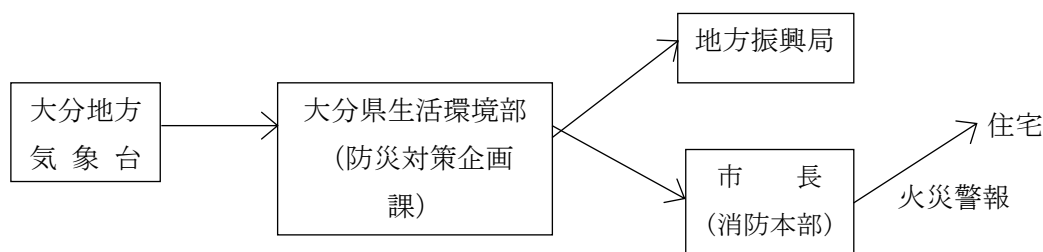
市長は、消防法第22条の規定に基づいて、気象台が発する火災気象通報を県知事から受けたとき、または管内の気象状況が火災予防上危険であると認められたときは、火災警報を発令する。

また、気象状況が火災発生の危険状態を脱したと認めるときは、火災警報を解除する。

○火災気象通報：消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況をただちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときはただちにこれを市長に通報する。

○火災警報：消防法に基づいて市長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- ア 防災ポータルサイト、ソーシャルメディアにより広報する。
- イ 警報信号の使用（消防法施行規則別表第1の3）
- ウ 中津市及び中津市消防本部のホームページへ掲載する。
- エ 告知放送、防災無線、エリアメール、中津防災アプリにより広報する。
- オ 広報車等による巡回広報をする。
- カ 報道機関（ケーブルテレビ・FM放送局等）により広報する。
- キ その他必要な事項

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意

を喚起することとする。

(2) 県の措置

大分県生活環境部防災局防災対策企画課は、大分地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対して、これをただちに県防災行政無線一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

(3) 市の措置

市長（市の規則により委任を受けた消防長）は、防災行政無線、FM告知放送、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、障がい者、外国人にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

消防本部からお知らせします。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
おやすみ前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。
以上消防本部でした。

第3 火災の応急対策

(消防本部)

1 火災の発生状況・被災状況の収集と伝達

火災発生時には、火災の発生状況及び消防水利の被害状況、警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況などの情報収集をすみやかに実施し、重点的かつ効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模火災の発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等における消防力の効率的運用を図る。

第4 消防活動

(消防本部)

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、ここに定めるところによって実施する。

詳細は、「中津市消防計画」で定める。

1 消防活動の実施体制

消防活動は、中津市消防計画及び中津市消防団条例（昭和41年中津市条例第10号）、中津市消防団規則（昭和41年中津市規則第10号）により行う。災害発生時の活動は、災害規模等によるが消防長の命令により行う。

消防本部は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。

消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、消防本部の活動に積極的に協力する。

県は、消防本部において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを判断し、必要に応じて（市から要請した場合等）応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。

2 消防活動の実施

短時間強雨、洪水、土砂災害、高潮、竜巻等突風など様々な様態の風水害に対し、万全の対策を取り迅速かつ効果的に消防活動を行う。

また、関係機関等と連携し実施する。

- (1) 消防活動は、本計画、中津市消防本部消防計画及び風水害タイムラインにより実施する。
- (2) 風水害における活動
浸水及び冠水による道路状況等が予測しにくいいため、的確な情報を収集し、指揮系統の統一を図り消防業務を遂行する。
- (3) 避難誘導
警察と協力し広報、避難誘導をする。
- (4) 被害の調査報告
道路の冠水及び寸断、浸水、がけ崩れ、災害発生場所等は、参集職員及び消防団員からも情報を収集する。
- (5) 招集及び出動
 - ア 招集責任者
消防職員及び消防団員の招集は、消防部長及び消防団長が行う。
 - イ 動員の方法
消防職員及び消防団員の招集の方法は、電話及び直接伝達等の迅速確実な方法で動員し、緊急の動員はメール、緊急告知放送、サイレン等により行う。
なお、災害が発生し、又は災害の危険があることを知った非番職員及び団員は、進んで上司と連絡をとり、自らの判断により指定場所へ参集する。
- (6) 応援要請・応援部隊の誘導計画
 - ア 応援要請
市長は、速やかに被害状況等の把握を行い、消火活動に関して、外部からの応援が必要と判断された場合、『大分県常備消防相互応援協定』により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、県に対して応援の要請を行う。
 - イ ヘリコプターの要請
「本編 第2章 第2節 第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受け入れ」による。
 - ウ 応援部隊の誘導
応援を要請した際の応援部隊の誘導は次による。
 - (a) 応援部隊の集結場所を指定し、地元消防団員による誘導員を派遣しておく。
 - (b) 応援部隊の水利誘導は、延焼防止線に最も近く、水量豊富な自然水利又はプール、ため池、防火水槽等に誘導する。
- (7) 火災防御活動
 - ア 火災防御活動
 - (a) 火災の現場活動は、人命救助を第一とする。
 - (b) 消火活動は、延焼阻止を主眼とする。
 - イ 消防水利の統制計画
消防本部は、警戒区域ごとに自然水利の水量及び消火栓の給水能力、水圧等を考慮して到着順に消火栓と自然水利とに区別した水利統制計画を定めておく。
 - ウ 飛火警戒計画
飛火によって第二次、第三次の火災が続発し、大火になるおそれのある場合を予測して、各分団は警戒計画を樹立しておくものとする。
 - エ 防御線の計画

延焼拡大を防止するために、防御線の計画を樹立する。

第3節 林野火災対策

第1 林野火災の予防

(林業水産課、消防本部)

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、また市内の山林面積は広大で、隣接市・県とも連たんしているため、大規模火災となるおそれがある。

また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、関係機関等との連絡体制を確立し、それぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、予防広報の実施及び必要な予防対策を実施するとともに、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (3) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入れ対策

林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び中津市火入れに関する条例（昭和62年12月23日：条例第29号）の規定に基づき市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 消火のための水の確保等を行い、火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防資機材の整備

林野火災に対する火災防御活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(2) 消防水利の確保

火災防御活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成するなど、消防水利の一層の整備を図る。また、空中消火の際に基地として使用するグラウンドの利用可能状況を把握する。

(3) 関係機関による連絡体制整備

隣接する市・町、県及び山林関係機関との連絡体制を緊密化し、組織的な活動体制を整備する。

(4) 林野火災消防訓練の実施

市は、他の関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防御技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

4 特別警戒の実施

林野火災は、早期発見が難しく、気象状況により消火活動に大きく影響を与えることから、乾燥期に、消防署等による特別警戒区域のパトロールを実施し、火災予防に努める。

5 気象情報対策

林野火災の発生及び延焼による広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により火災気象通報、火災警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、地方気象台等が気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに知事に通報し、知事は市長にただちに通報することになる。

(2) 伝達系統

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令することができることとなり、火災予防について関係機関と連絡を密にとるとともに、住民に周知徹底を図る。

第2 林野火災応急対策

(防災危機管理課、林業水産課、消防本部)

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 出火の発見・通報

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、ただちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

2 応急活動体制の確立

市は、林野火災の発生を覚知したときは、ただちに消防本部と連携をとり、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「本編 第2章 第2節 第1 組織」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 消火・救助活動

市及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「本編 第2章 第2節 第8 防災ヘリコプターの派遣要請及び受け入れ」に基づく防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(3) 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市は、警察及び消防機関等と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、ただちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者にすみやかに退去するよう呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

5 自衛隊災害派遣要請

「本編 第2章 第2節 第9 自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第2章 第2節 第7 広域的な応援要請・協力体制の確立」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

7 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第4節 その他の事故対策

災害が発生した場合に危険が増大する物品又は災害によって人命等に多大の損害を及ぼす車輛等についての災害防止対策は、この計画の定めるところによって実施するものとする。

第1 危険物災害対策

(防災危機管理課、消防本部)

1 危険物災害予防対策

最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量は急速に増加しているが、これらの危険物を取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少している。しかし、施設の老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期する必要がある。

(1) 製造所等の維持管理の指導

市及び県は、それぞれが規制する製造所等について、随時に立入検査を行い、製造所等における災害の防止について次の事項の指導を行うものとする。

- ア 位置、構造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- エ 危険物取扱者の立会状況

(2) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるとして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(3) 危険物の保安全管理指導

市及び県は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会・講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ア 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- イ 危険物（少量、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ 休止、廃止の届出の励行
- エ 製造所等における事故発生届出
- オ 危険物取扱者立会の励行
- エ 危険物保安全管理体制の確立

(4) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ア 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）
- イ 消防機関の立入検査の強化
- ウ 現地指導による整備計画の推進
- エ 改修しない事業所等に対しては、事業の停止命令等の行政処分

2 危険物事故災害応急対策

(1) 対策の基本方針

事故その他の災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検をすみやかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置をすみやかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

(2) 主な応急対策活動

ア 危険物施設（給油取扱所、屋外タンク貯蔵所等）における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

イ 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

ウ 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

エ 火薬類取扱施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

(3) 応急活動の内容

ア 危険物施設応急対策

消防法上の危険物施設については、被災時の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(a) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。（消防法第12条の3）

(b) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(c) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

① 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等を行う。

② 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

③ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

④ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、すみやかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(d) 消防機関による活動内容

- ① オイルマット、積土のうによる流出危険物の拡大防止
- ② 消火活動及び延焼防止
- ③ 避難もしくは避難の指示等
- ④ 周辺住民に対する広報

イ 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が事故、その他の災害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、ただちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危険を防止するために必要な措置をとる。

(a) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(b) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸使用者に対し通報を行う。

(c) 消防機関は、関係機関と協力して、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

ウ 放射性物質使用施設応急対策

事故、その他の災害等による放射性物質使用施設の損傷や火災発生等により放射線障害が発生又は発生するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、次の応急活動を行う。

(a) 消火活動及び当該放射性物質への延焼防止

(b) 警戒区域設定による立入制限

(c) 避難もしくは避難の指示等

(d) 汚染の拡大防止及び緊急除染

(e) 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

(f) 地域住民等に対する広報

エ 火薬類取扱施設応急対策

火薬類取扱施設は、事故等により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の盗難・紛失等の二次災害の危険性が高い。また、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の監視が必要なため次の措置をとる。

(a) 関係機関と連携し危険区域住民の避難誘導を行うとともに、危険区域内への立ち入りを禁止する。

(b) 移動可能な火薬類の他施設への移動等について施設管理者に対して要請する。

オ 高圧ガス施設応急対策

風水害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。

(a) 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。

(b) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

カ 液化石油ガス施設応急対策

災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動について施設管理者に要請する。

(a) 延焼のおそれがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう住民、関係機関に指導する。

(b) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

第2 道路・交通機関事故災害対策

(防災危機管理課、建設政策課、建設土木課、消防本部)

1 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して、市及び県等道路管理者、その他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

(1) 予防対策

- ・警察と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- ・警察と連携して、道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- ・道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- ・道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

(2) 応急対策

- ・すみやかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講じる。
- ・危険物等の流出による二次災害の恐れがある場合は、他の防災関係機関と協力し、ただちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講じる。
- ・事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力する。
- ・迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。
- ・災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。

2 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、鉄道事業者、市及び県、その他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

(1) 予防対策

ア 鉄道事業者

事故災害の発生に際して必要な措置を講じ被害の拡大を防止するため、列車防護用具等の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。

(2) 応急対策

ア 鉄道事業者

- ・すみやかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる
- ・事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努める。

- ・消防機関、警察等による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう協力する。
- ・職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- ・災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達する。
- ・バス代行輸送など他の交通手段の確保に努める。

イ 市

状況に応じ、本編第2章に定める応急対策を実施する。

3 航空機事故災害対策

航空機の墜落等、大規模な航空事故が本市域内で発生した場合の、市及び県、その他の防災関係機関が行う応急対策について定める。

(1) 応急対策

状況に応じて県、警察に協力し、本編 第2章に定める応急対策、本章 第3節 林野火災対策等を実施する。

- ・収集した被災情報の迅速な県等関係防災機関への伝達
- ・救助・救急・消火活動の実施
- ・警戒区域を設定しての立ち入りの制限
- ・他市町村（消防本部）への応援要請
- ・県への自衛隊災害派遣要請の要求
- ・県への応援要請（化学消火薬剤等必要資機材の確保等）

4 海上災害（人身事故等）対策

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故の発生による多数の遭難者等の発生に対する予防対策と応急対策について定める。

(1) 予防対策

海難事故、遭難者救出等に対する備えとして、消防艇等の消防用設備・資機材、救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 応急対策

状況に応じて海上保安部、警察、県等に協力し、本編 第2章に定める応急対策等を実施する。

- ・沿岸海域を中心とする捜索活動
- ・沿岸海域を中心とする救助・救急活動
- ・負傷者の医療、救護措置
- ・消火活動
- ・県内の他の消防機関の応援要請
- ・県に対し、他府県の消防機関の応援要請
- ・自衛隊の災害派遣要請の県への要求

5 海上における流出油災害対策

海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油等の危険物の大量流出等による著しい海洋汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

(1) 予防対策

- ・流出油事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合の通報・連絡体制の整備
- ・流出油防除作業の支援に備えた、市及び防災関係機関や漁業協同組合による体制づくり

(2) 応急対策

- ・漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集
- ・必要な油防除資機材の調達
- ・防除措置の実施
- ・陸岸における漂着油の回収作業を県と連携して実施
- ・油回収作業に協力するボランティアのための拠点の提供や必要な資機材の貸出しを行う
- ・漂着油の回収作業を行う場合の、健康管理上の注意事項を回収作業従事者に周知する
- ・必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策を講じる

第5章 原子力災害対策

- | | |
|-----|--------------|
| 第1節 | 総則 |
| 第2節 | 被害想定 |
| 第3節 | 原子力発電所事故事前対策 |
| 第4節 | 原子力発電所事故応急対策 |
| 第5節 | 原子力災害中長期対策 |

第1節 総則

本章は、近隣原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、市民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本章に定められていない事項については、「風水害その他の災害対策編 第1章 災害予防」、「同 第2章 災害応急対策」、「同 第3章 災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第2節 被害想定

本節の原子力災害対策の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

※プルームとは、飛散した微細な放射性物質が気に乗って煙のように流れていく現象

1 本市周辺地域に立地する原子力発電所（対象となる原子力発電所）

発電所名	伊方発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3-40-3		
距離	約100km		
設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12
備考	H28.5 運転終了	H30.5 運転終了	運転中

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖4112-1			
距離	約100km			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	廃炉	廃炉	運転中	運転中

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765-3	
距離	約190km	
設置番号	1号機	2号機
運転開始	S59.7	S60.11
備考	運転中	運転中

2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径5kmを目安とする「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）」及び原子力施設から概ね半径30kmを目安とする「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」が示された。

市は、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から約100kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を検討していくものとする。

第3節 原子力発電所事事故事前対策

本節については、風水害その他の災害対策編「第1章災害予防」に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「原子力災害時の情報伝達・広報活動」を参考に
するものとする。

(1) 原子力災害発生時における関係機関との連携

市は、原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、日頃から県、警察、消防等の防災関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制を整備するとともに、情報共有するため情報連絡体制の充実を図るものとする。

(2) 事前情報の分析・整理

市は、防災関係機関と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

2 モニタリング体制の整備

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。県は、放射性物質の県内への影響を評価するため、あらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施することとなっている。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

- ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104）
- ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974）
- ・大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市大字鶴望 2851-1）
- ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1-1-10）
- ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2-8）

3 住民の屋内退避・避難体制の整備

(1) 屋内退避・避難体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。

(2) 避難所等の確保・整備

市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

県は、市町村に対して避難所の設置や資機材等について助言する。

なお、愛媛県からの被災者受け入れ施設は別紙資料編のとおりとするが、本市にも影響がある場合、中津市民の利用を最優先とする。

(3) 住民等への情報伝達・周知体制

市は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

4 医療及び健康相談体制の整備

国から示される原子力災害対策のあり方等に基づき、県や関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤のほか医療資機材等の備蓄・整備についての研究を進めるものとする。

第4節 原子力発電所事故応急対策

本節については、風水害その他の災害対策編「第2章災害応急対策」に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1 情報の収集・連絡活動

(1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地県において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・原子炉冷却の漏えい ・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失（5分以上） ・原子炉冷却機能の喪失 等

全面緊急事態	原災法第15条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が5 μ Sv/hが10分以上継続 等
--------	---

県は、立地県との通報・連絡体制等に基づき、原子力発電所事故等の通報・連絡を受けた時は、次図の通報連絡系統により、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行うこととなっている。

2 住民等への情報伝達

(1) 住民等への情報伝達活動

市は、放射性物質の影響が五感に感じられないと言う原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う

- ア 情報伝達等にあたっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛けるものとする。なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。
- イ 公表内容や時期については、県と連絡を密にし、協議のうえ他市の防災関係機関と相互に連携を図り実施する。

(2) 情報伝達の内容

- ア 事故、災害等の概況
- イ 災害応急対策の状況（県及び市が講じている施策の状況、モニタリングの結果、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等）
- ウ 災害対策本部等の設置
- エ 災害応急対策において住民が実施すべき事項
- オ 不安解消のための住民への呼びかけ
- カ 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

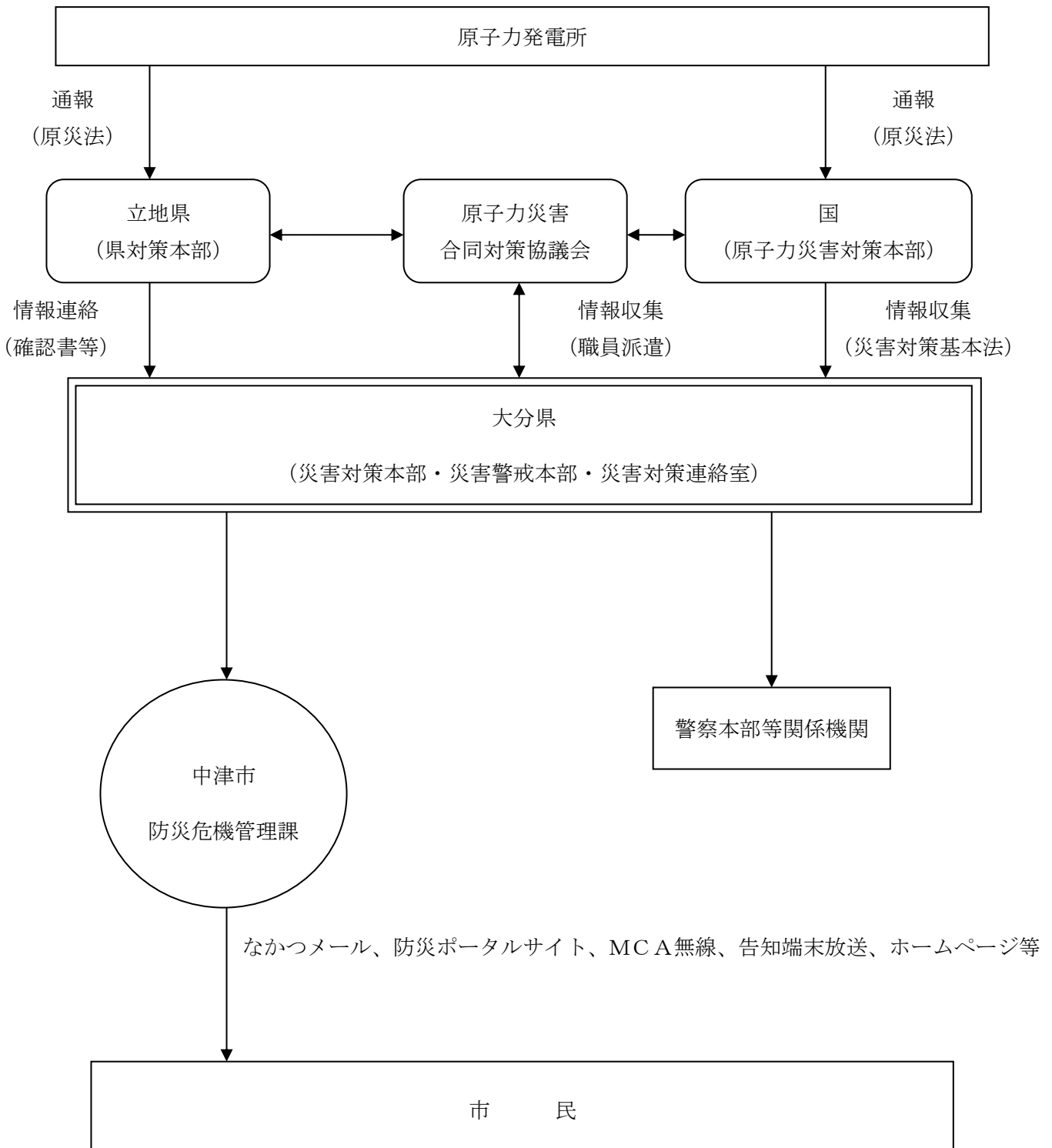
(3) 情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

(4) 住民問い合わせ窓口の設置

市は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

■情報連絡系統



- ・原災法：「原子力災害対策特別措置法」
- ・確認書等：愛媛県と大分県との確認事項について

3 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

県は、下表の設置基準により、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況 等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。

なお、原子力災害発生時の特有の応急対策業務として、放射性物質拡散の県内への環境影響を評価するための環境放射線モニタリング、必要に応じて安定ヨウ素剤の予防服用や避難退域時検査等の原子力災害医療及び飲食物のスクリーニング検査等の防護措置を実施する必要がある。

このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、食品安全・衛生課、危機管理室等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。

また、放射線防護の措置等を行うため、下記の組織を編成する。

<モニタリングチーム>

原子力災害対策班は、その指示により空間放射線量率等を測定、分析するため、環境保全課、保健所、衛生環境研究センター、市町村職員等で構成するモニタリングチームを組織する。

<医療チーム>

安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、福祉保健医療部医療活動支援班において医療チームを組織する。

<検査チーム、簡易除染チーム>

一時移転の指示が出された区域から避難する住民への避難退域時検査、除染を行うため、福祉保健医療部福祉保健衛生班においてスクリーニングチーム（検査担当、除染担当）を組織する。

<県の体制について>

体制区分	設置基準	体制の概要
災害対策連絡室	<ul style="list-style-type: none"> 近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 (警戒事態発生時) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び応急対策の準備を行う体制。
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 その他、特に必要と認めるとき。 (施設敷地内緊急事態発生時) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制。

	事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時)	
--	--	--

(2) 市の体制について

原子力施設に起因する事故が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため、関係部局は応急活動が実施できる初動体制の確立を図るものとする。

a 災害対策連絡室等

市は、災害情報を収集・分析した結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、初動対応を行う必要があると認められるときは、災害対策連絡室又は災害警戒本部を設置し、応急活動の体制を図るものとする。

b 災害対策本部

市は、原子力災害対策において、事故の影響が多大であり、かつ周辺にその影響を及ぼすと認める場合や予測される場合は、災害対策本部を設置して、災害応急対策の万全を期すものとする。なお、組織、所掌事務及び動員・配備体制については、第2編風水害その他の災害対策編 第2節 第1「組織」及び第2「動員配備」に定める。

4 緊急時モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、土地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及び UPZ（概ね 30km）圏域内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境放射線モニタリング実施要領に従い、環境放射線モニタリングを実施する。

また市はその実施に協力するものとする。

5 屋内退避等の防護活動

市は、原子力災害対策措置法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「屋内退避、一時移転・避難」を参考にするものとする。

(1) 屋内退避・一時移転の要請

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、屋内退避のための注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難指示

市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を行うものとする。

(3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

(屋内退避及び避難に関する指標)

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 μ Sv/h	地上1メートルでの	数時間を目途に区域を特定し住民等の避難等を実

	空間放射線量率	施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)
20 μ Sv/h	地上1メートルでの 空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。併せて、 1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の接種 を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

(4) 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、市のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。市は、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

(5) 避難所の開設及び運営

市は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

(6) 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

(7) 立地県等からの避難者の受け入れ

市は、避難者の受け入れの要請があった場合、大分県と連携して速やかに受け入れ体制を確保するものとする。

6 健康相談及び医療救護活動の実施

市は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、またはそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

(1) 健康相談及び医療救護活動

市は、県や国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

(除染を講じるための基準)

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数c mでの検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	β 線：13,000cpm【1か月後の値】 (皮膚から数c mでの検出器の計数率)	

(2) 総合相談窓口の設置

県及び市は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用について、市は県があらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服

用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、県と連携して服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。

ア 安定ヨウ素剤の配布

市は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の服用についての具体的な指示は、大分県地域防災計画に定める「安定ヨウ素剤の服用」に基づき、県と協力して行うものとする。

イ 安定ヨウ素剤の服用

(a) 服用者

原則として服用不適切者、慎重投与対象者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

(b) 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

(c) 服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (m g)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50m g	ヨウ化カリウム液剤 (1m l 16.3m g)
新生児	16.3m g		1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5m g		2ml
3歳以上13歳未満	50m g	1丸	3ml
13歳以上	100m g	2丸	6ml

(注 1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。

7 飲料水、飲食物の摂取制限等

(1) 地域生産物（農産物）の摂取制限

市は、県による環境放射線モニタリングの結果により、地域生産物の摂取制限の区域に特定された場合は、生産者等へ出荷の自粛を要請する。

併せて、報道機関への報道要請、市ホームページへの記載など、様々な手段を使って市民に対して広く周知するものとする

第5節 原子力災害中長期対策

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、事故収束後についても、県及びその他関係機関と連携し、必要に応じて国、専門家等の助言・指導を得ながら、モニタリング活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

2 風評被害等の影響の軽減

市は、県及びその他関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力発電所事故による風評被害等の未然防止や影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動に努めるものとする。

3 健康相談体制の整備

市は、県及びその他関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を得ながら、市民等に対する心身の健康相談に関する体制を整備するものとする。